

青森地方労働審議会
第1回青森県男子・婦人既製服製造業
最低工賃専門部会

日 時：令和6年12月17日（火）午前10時00分
場 所：県火災あおもりビル 3階ミーティングルーム

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 労働基準部長挨拶
- 3 議 題
 - ア 部会長及び部会長代理の選出について
 - イ その他
- 4 閉 会

資 料 目 次

1	青森地方労働審議会青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会委員名簿	1
2	家内労働法	2
3	地方労働審議会令	1 3
4	青森地方労働審議会運営規程	1 7
5	青森地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程	2 0
6	青森労働局各種審議会等の組織図	2 1
7	最低工賃決定の手順（概略）	2 2
8	都道府県別最低工賃決定状況	2 3
9	青森県の最低工賃	2 4
10	青森県最低工賃が適用される家内労働者数及び委託者数の推移	2 5
11	青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃	2 6
12	令和3年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会審議経過	3 0
13	都道府県別既製服製造業関係最低工賃における業務内容一覧表	3 1
14	青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃額推移状況一覧表	3 2
15	都道府県別既製服製造業最低工賃額一覧表	3 4
16	都道府県別既製服製造業最低工賃標準能率一覧表	3 8
17	青森県最低賃金の推移	4 2
18	賃金等の指数の推移	4 3
19	青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会開催日程（案）	4 4
	別冊資料1 令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査結果	
	別冊資料2 令和6年度版家内労働のしおり（厚生労働省）	
	別冊資料3 青森県における家内労働	
	別冊資料4 縫製業における用語について	

青森地方労働審議会
青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会委員名簿

(公益代表委員)

氏名	職名	備考
飛鳥 由美子	青森大学総合経営学部 准教授	臨時委員
奈良 尚子	社会保険労務士	委員
原 俊之	青森中央学院大学経営法学部 教授	委員

(家内労働者代表委員)

氏名	職名	備考
秋田谷 宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長	臨時委員
山内 裕幸	日本労働組合総連合会青森県連合会会長代行	委員
山下 春美	家内労働者	臨時委員

(委託者代表委員)

氏名	職名	備考
小山田 康雄	(一社)青森県経営者協会 専務理事	委員
佐藤 克豊	(株)サンライン 代表取締役	臨時委員
服部 泰成	(株)青森エリート 代表取締役	臨時委員

掲載は五十音順

備考欄：労働審議会における委員、臨時委員

家内労働法

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 委託 (第3条～第5条)
- 第3章 工賃及び最低工賃 (第6条～第16条)
- 第4章 安全及び衛生 (第17条・第18条)
- 第5章 家内労働に関する審議機関 (第19条～第24条)
- 第6章 雑則 (第25条～第32条)
- 第7章 罰則 (第33条～第36条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第2条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

1. 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。
2. 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。
- 4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。
- 5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。
 1. 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
 2. 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額
- 6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

第2章 委 託

（家内労働手帳）

- 第3条** 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(就業時間)

第4条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(委託の打切りの予告)

第5条 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をするを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第3章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査(以下「検査」という。)をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から1月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

第7条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

(最低工賃)

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第 11 条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

第 12 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から定算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第 13 条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第 14 条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第 15 条 第 8 条第 1 項及び第 10 条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2 以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適當となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第 8 条第 2 項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第 16 条 第 6 条又は第 14 条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第 4 章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第 17 条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第 18 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第1項又は第2項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第5章 家内労働に関する審議機関

第 19 条及び第 20 条 削除

(専門部会等)

第 21 条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第 22 条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第 23 条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認められる場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第 24 条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 雑 則

(援助)

第 25 条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第 26 条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第 27 条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かななければならない。

(報告等)

第 28 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところ

により、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第 29 条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第 30 条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 31 条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第 32 条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第7章 罰 則

第 33 条 第 18 条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

第 34 条 第 14 条の規定に違反した者は、1万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号の一に該当する者は、5千円以下の罰金に処する。

1. 第3条第1項、第6条又は第17条の規定に違反した者
2. 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
3. 第18条の規定による命令(委託をすることを禁止する命令を除く。)又は第32条第3項の規定による命令に違反した者
4. 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
5. 第27条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者
6. 第28条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
7. 第30条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(両罰規定)

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○地方労働審議会令
(平成十三年九月二十七日)
(政令第三百二十号)

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二九年七月七日政令第一八五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

青森地方労働審議会運営規程

規程制定 平成 13 年 10 月 2 日

改 正 平成 15 年 9 月 10 日

改 正 令和 3 年 11 月 25 日

第 1 条 青森地方労働審議会（以下「審議会」という）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとする時は、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書とその都度労働局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務につ

いて議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

- 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第 11 条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第 12 条 部会又は最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

第 13 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第 14 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行なう。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 9 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日から施行する。

青森地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

規程制定 平成13年10月 2日

改 正 平成16年 1月21日

第1条 青森地方労働審議会最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び青森地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

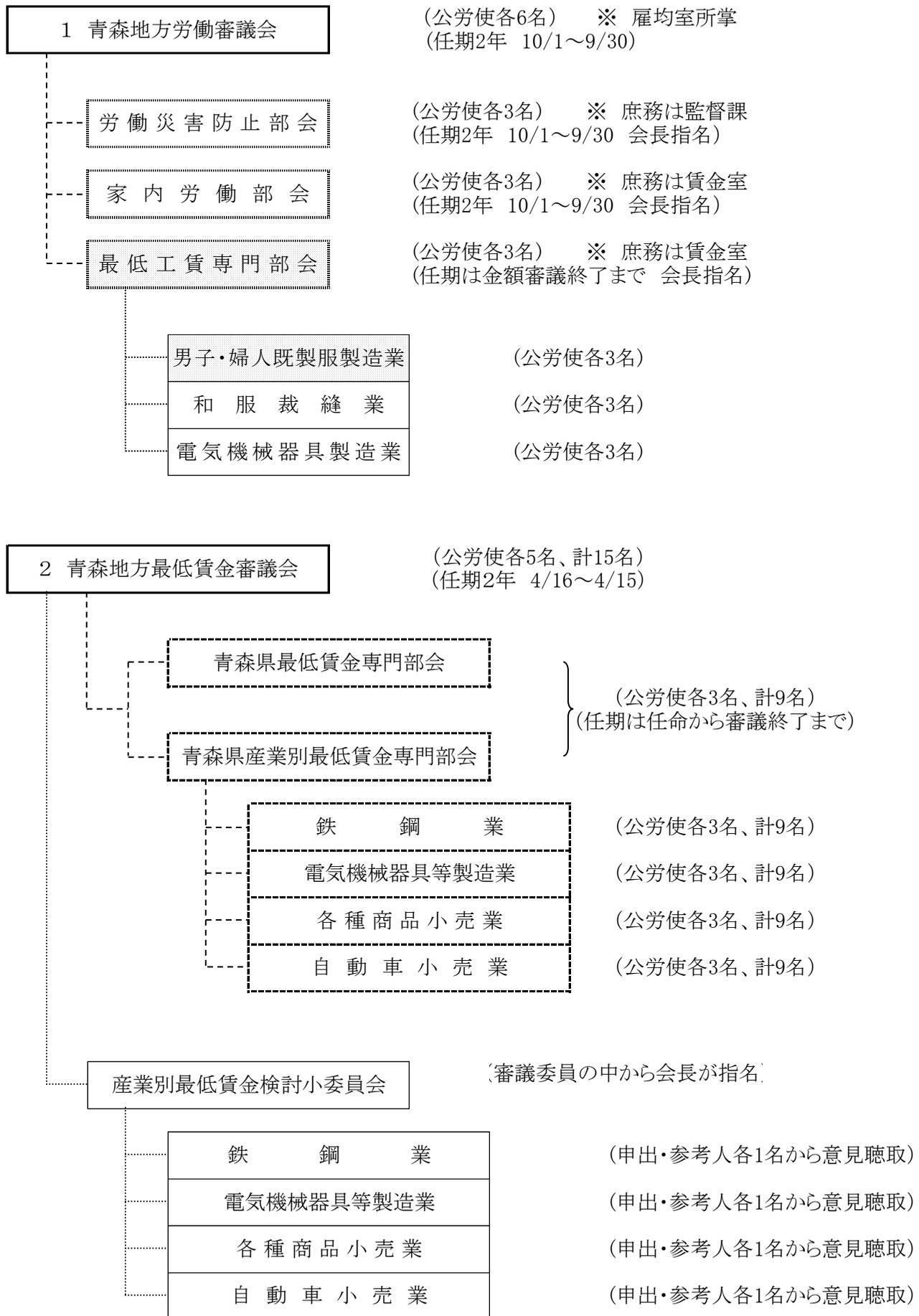
第3条 部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、青森地方労働審議会長に報告しなければならない。

第4条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

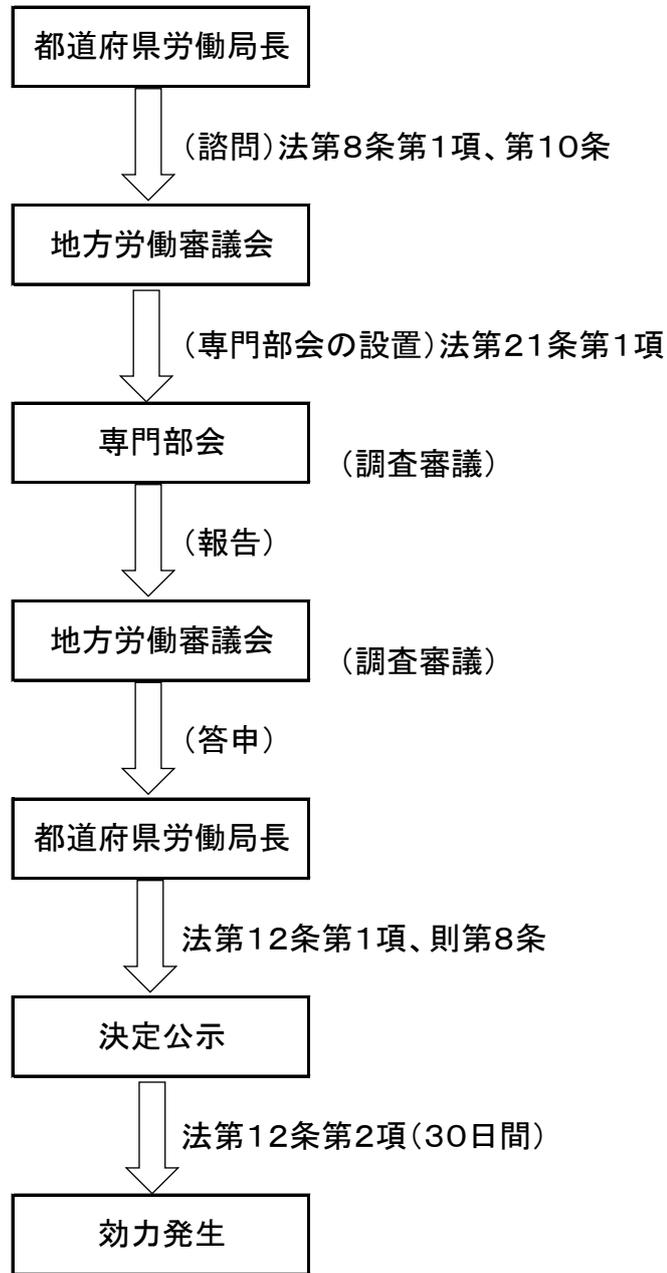
附 則

この規程は、平成16年1月21日から施行する。

各種審議会等の組織図



【最低工賃決定の手順(概略)】



都道府県別最低工賃決定状況(令和6年11月末日現在)

都道府県名	件数	改正年度	件名	改正年度	件名	改正年度	件名	改正年度	件名	改正年度	件名
北海道	2	平成12	男子既製服	平成13	和服裁縫						
青森	3	平成15	和服裁縫	令和4	男子・婦人既製服	令和5	電気機械器具				
岩手	2	令和3	電気機械器具	令和4	既製洋服						
宮城	2	平成29	男子服・婦人服	令和4	電気機械器具						
秋田	2	平成17	通信機器用部分品	令和6	男子服・婦人服・子供服						
山形	1	令和6	男子・婦人既製服								
福島	3	令和4	横編ニット	令和5	電気機械器具等	令和6	外衣・シャツ				
茨城	3	平成15	男子既製洋服	令和4	電気機械器具	平成17	婦人・子供既製服				
栃木	2	令和6	電気機械器具	令和4	衣服						
群馬	3	平成16	横編ニット	平成18	婦人服	平成25	電気機械器具				
埼玉	5	令和6	紙加工品	令和4	足袋	令和5	縫製	平成18	電気機械器具	令和5	草靴
千葉	1	平成21	婦人既製洋服								
東京	3	令和4	電気機械器具	令和6	婦人既製洋服	令和5	草靴				
神奈川	3	平成9	紙加工品	平成12	スカート・ハンカチーフ	平成30	電気機械器具				
新潟	4	平成12	男子・婦人既製洋服	平成12	横編ニット	平成13	作業工具	平成13	洋食器・器物		
富山	2	令和5	電気機械器具	令和6	フラスナー加工						
石川	0										
福井	2	令和5	眼鏡	令和4	衣服						
山梨	3	令和5	電気機械器具	令和6	婦人服	令和3	貴金属製品				
長野	2	平成13	外衣・シャツ	令和6	電気機械器具						
岐阜	3	平成6	婦人服	平成6	男子既製洋服	平成8	陶磁器上絵付				
静岡	1	令和5	車両電気配線装置								
愛知	1	令和6	車両電気配線装置								
三重	1	平成30	車両電気配線装置								
滋賀	1	平成9	下着・補整着								
京都	2	平成28	紙加工品	平成26	丹後地区絹織物						
大阪	1	平成28	男子既製洋服								
兵庫	5	平成11	綿・スフ織物	平成13	靴下	平成13	但馬地区絹・人絹・毛織物	平成15	釣針	平成17	電気機械器具
奈良	1	令和6	靴下								
和歌山	0										
鳥取	2	令和6	和服裁縫	平成27	男子服・婦人服						
島根	3	平成15	電気機械器具	平成15	外衣・シャツ	平成16	和服裁縫				
岡山	1	令和4	車両電気配線装置								
広島	4	令和5	既製服縫製	平成14	和服縫製	平成29	毛筆・画筆	平成15	電気機械器具		
山口	1	令和5	学校服製造業								
徳島	1	平成19	縫製								
香川	1	平成20	手袋・ソックスカパー								
愛媛	1	平成12	タオル								
高知	2	平成24	衛生用紙	令和4	繊維産業						
福岡	2	平成11	男子服	平成27	婦人服						
佐賀	1	令和4	婦人既製服								
長崎	3	平成13	婦人既製洋服	平成13	男子既製洋服						
熊本	3	平成13	和服裁縫	平成16	縫製	令和5	電気機械器具				
大分	2	平成12	電気機械器具	平成13	衣服						
宮崎	2	令和5	男子既製洋服	令和元	ワイヤーハーネス						
鹿児島	1	令和4	電気機械器具等								
沖縄	1	令和5	縫製								
合計	95										

青森県の最低工賃

青森労働局労働基準部賃金室
令和6年10月現在

業種	委託者数	家内労働者数	効力発生年月日	最低工賃業務内容
男子・婦人 既製服製造業	25 件	338 人	令和 4. 4. 1	男子既製服製造業に係る背広上衣・ズボンのまとめ又は、婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務
和服裁縫業	5	14	平成 15. 5. 1	和服のうち、振袖・留袖・長着・羽織・浴衣等12品目の仕立ての業務
電気機械 器具製造業	18	160	令和 5. 5. 1	シールド線の端末加工、コネクタの差し及びアルミ電解コンデンサーの外観検査の3品目の業務

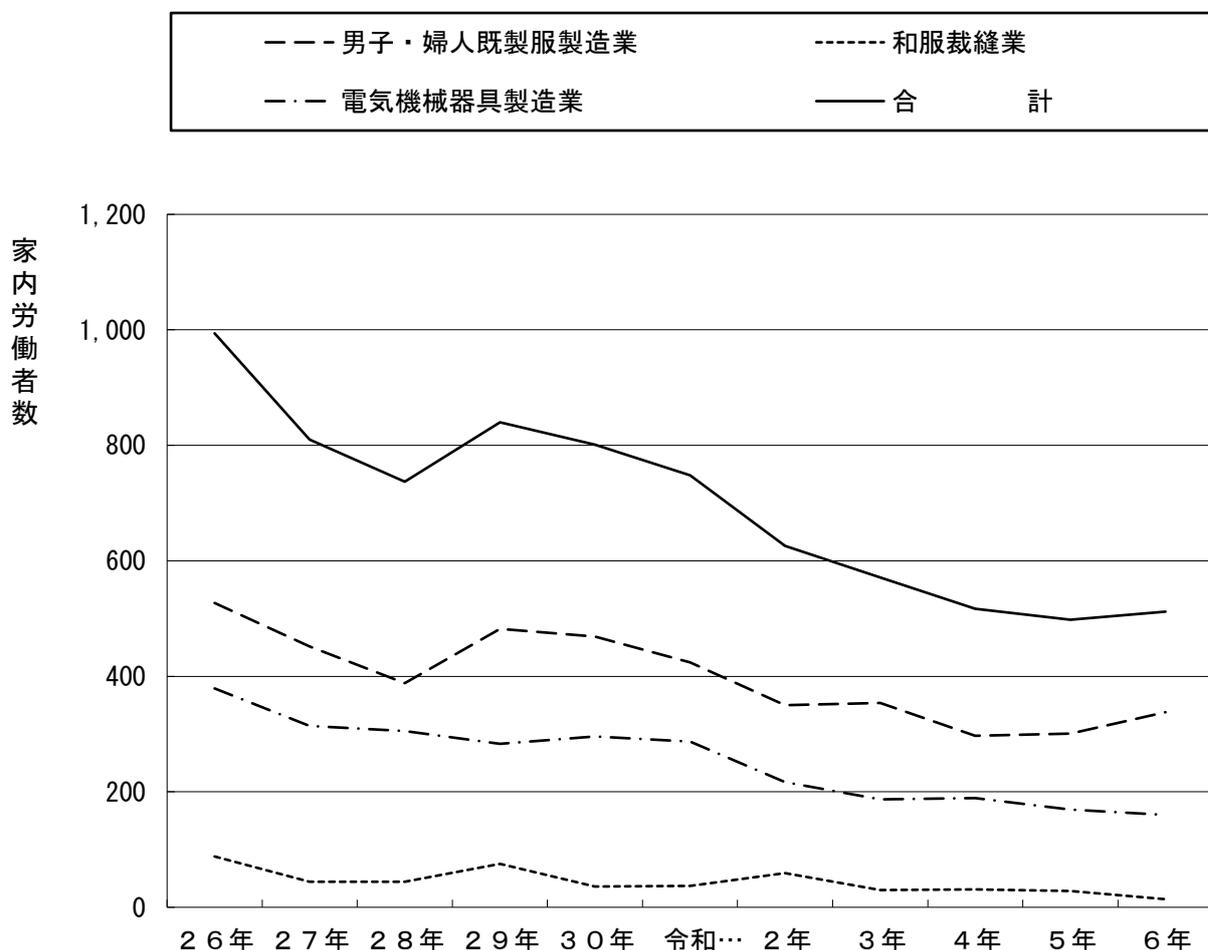
注1) 家内労働者数及び委託者数は委託状況届から集計。

注2) 家内労働者数には補助者数を含む。

青森県最低工賃が適用される家内労働者数及び委託者数の推移

(青森労働局)

(1) 家内労働者数の推移



	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
男子・婦人既製服製造業	527	452	388	482	469	424	350	354	297	301	338
和服裁縫業	88	44	44	75	36	37	59	30	31	28	14
電気機械器具製造業	379	314	305	283	296	287	217	187	189	169	160
合計	994	810	737	840	801	748	626	571	517	498	512

(2) 委託者数の推移

	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
男子・婦人既製服製造業	29	29	24	29	28	26	26	27	28	26	25
和服裁縫業	17	9	10	13	7	9	9	8	9	8	5
電気機械器具製造業	21	19	19	17	20	20	18	17	17	17	18
合計	67	57	53	59	55	55	53	52	54	51	48

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃

効力発生の日 令和4年4月1日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

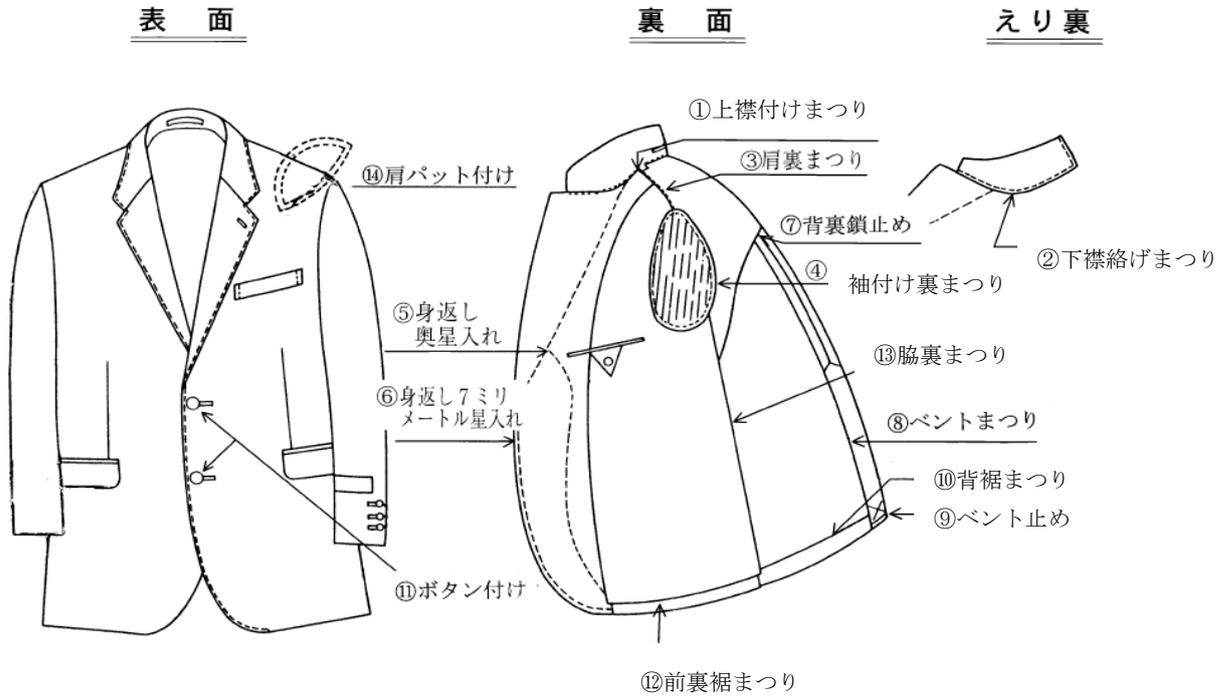
1 男子既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工程	規格	金額
背 広 上 衣	① 上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(30センチメートル)につき 46円
	② 下襟絡げまつり	6針以上	1枚(10センチメートル)につき 39円
	③ 肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(17センチメートル×2)につき 39円
	④ 袖付け裏まつり	9針以上	1枚(60センチメートル×2)につき 157円
	⑤ 身返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に	1枚(70センチメートル×2)につき 107円
	⑥ 身返し7mm星入れ	4針以上	1枚(45センチメートル×2)につき 63円
	⑦ 背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	1枚につき 15円
	⑧ ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1か所(10センチメートル)につき 19円
	⑨ ベント止め	2本糸を×印の仕付け止め	1か所につき 10円
	⑩ 背裾まつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 66円
	⑪ ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回 以上	1個につき 15円
	⑫ 前裏裾まつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(30センチメートル×2)につき 59円
	⑬ 脇裏まつり	5針以上	1枚(55センチメートル×2)につき 59円
	⑭ 肩パット付け		1組につき 39円
	⑮ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき 39円
ズ ボ ン	① 腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき 44円
	② 腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に 10針以上	1本につき 13円
	③ 前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に	1本につき 13円
	④ 天ぐ裏まつり	6針以上	1本につき 13円
	⑤ シックまつり		1本につき 13円
	⑥ 小股千鳥		1本につき 25円
	⑦ 内股千鳥		1本につき 25円
	⑧ 腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1本につき 39円
	⑨ ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき 10円
	⑩ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1本につき 30円

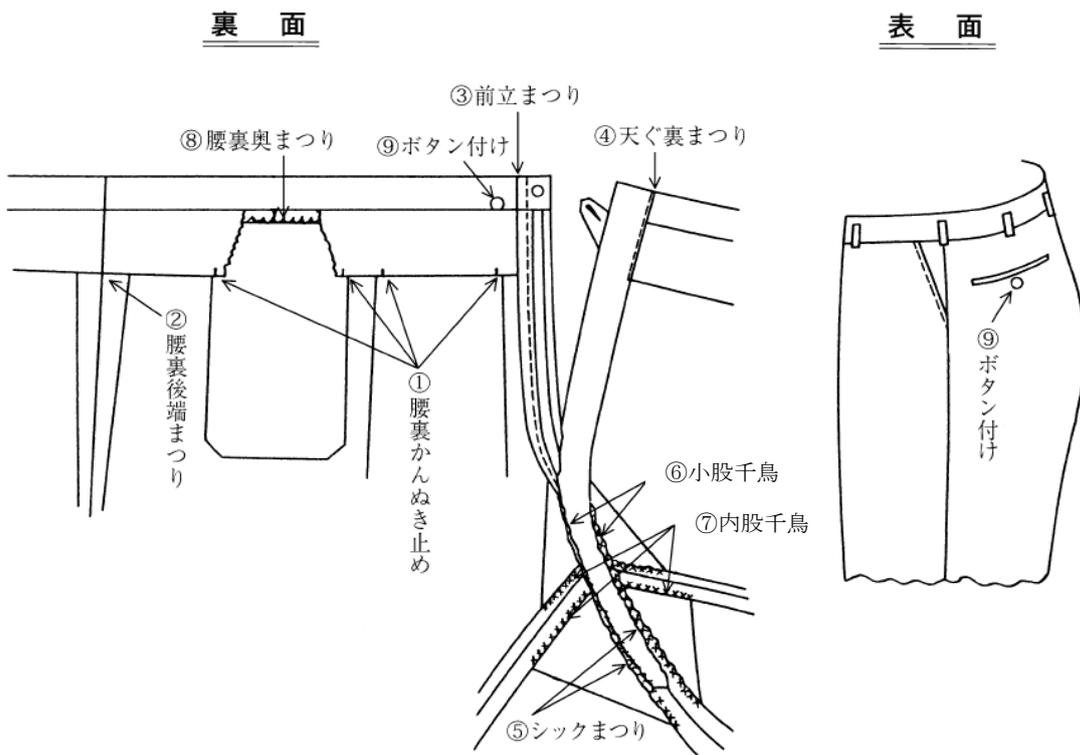
※ 最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 労働基準部 賃金室（☎017-734-4114）又は最寄りの労働基準監督署まで

男子既製服上衣まとめ作業工程解説図



男子既製服ズボンまとめ作業工程解説図



2 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工 程	規 格	金 額
ワンピース	① 裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円
	② スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17円
	③ 鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	④ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 13円
		飾りボタン付け	1個につき 10円
	⑤ 鎖系ループ付け		1か所につき 13円
	⑥ プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	1か所につき 10円
	⑦ 肩パット付け		1組につき 39円
⑧ 糸始末(糸くず取りを含む。)			1枚につき 25円
ブルーズ	① 身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円
	② 身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 22円
	③ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 13円
	④ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 10円
	⑤ 身返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 15円
	⑥ 袖付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 22円
	⑦ 袖口裏まつり		10センチメートルにつき 22円
	⑧ 鎖系ループ付け		1か所につき 22円
	⑨ 肩パット付け		1組につき 39円
	⑩ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき 22円
コート	① スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17円
	② ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 13円
		カボタン付け	1個につき 17円
	③ 鎖系ループ付け		1か所につき 17円
	④ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 10円
	⑤ 肩パット付け		1組につき 39円
⑥ 糸始末(糸くず取りを含む。)			1枚につき 26円
スカート	① 裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円
	② スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 22円
	③ 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	④ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 10円
	⑤ 鎖系ループ付け		1か所につき 14円
	⑥ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 10円
		⑦ プリーツ仕付け	
	⑧ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき 18円
スラックス	① スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17円
	② 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 20円
	③ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 13円
		飾りボタン付け	1個につき 10円
④ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき 22円	

※ 最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

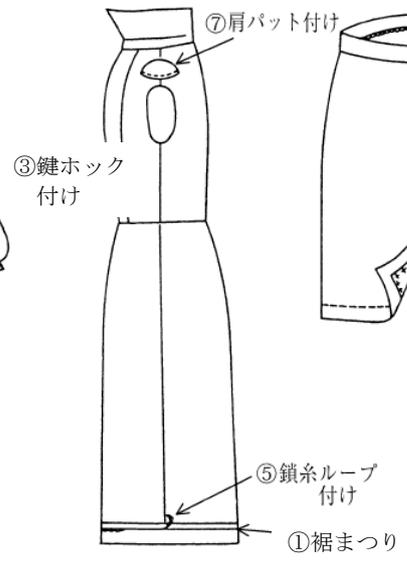
青森労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署まで

婦人既製服まとめ作業工程解説図

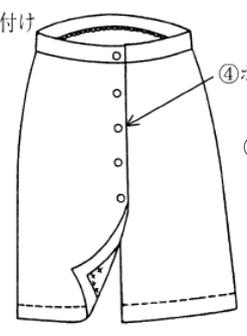
ワンピース



プリーツ仕付け
[ワンピース⑥ スカート⑦]

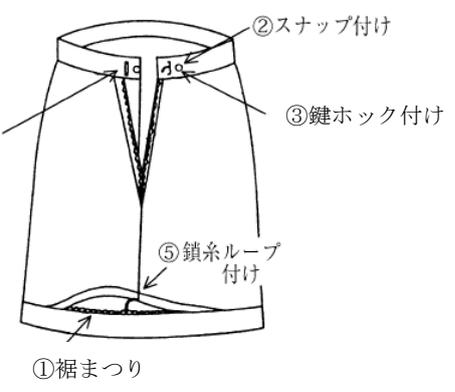
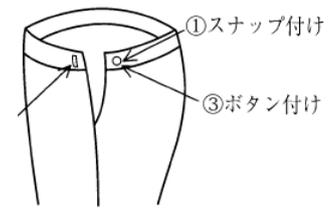


スカート

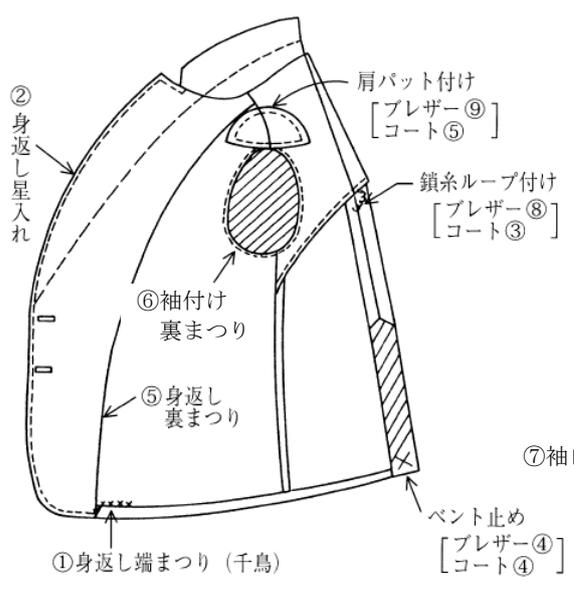


③ 鍵ホック付け

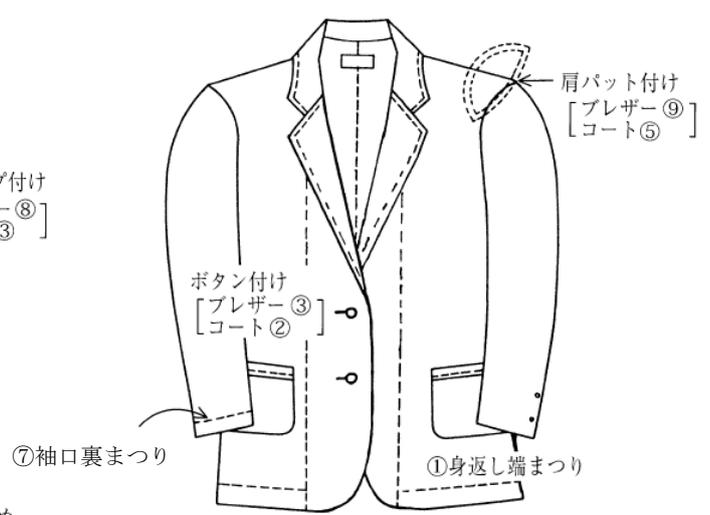
スラックス



ブレザーコート 裏面



ブレザーコート 表面



令和3年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会審議経過

会議名・開催 日時・場所	主 な 審 議 内 容
第1回専門部会 令和4年1月7日(金) 10:00~11:34 青森合同庁舎 4階共用会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に榎引素夫委員、部会長代理に飛鳥由美子委員が選出された。 2 事務局の資料説明後、品目、工程、規格及び標準能率の審議が行われ、次のとおりとなった。 (1)品目、工程、規格及び標準能率については現行どおりとする。 (2)金額については、第2回専門部会において審議する。 3 また、部会長より「次回の改正諮問に基づく最低工賃専門部会が改正審議を行うに際しては、工程（アームホール星入れ）の新設にかかる検討が行われることを望む」旨の意見要望があった。 4 今後の審議日程について 第2回専門部会は1月18日(火)に開催することとした。
第2回専門部会 令和4年1月18日(火) 9:52~10:49 青森合同庁舎 4階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 金額審議が行われ、全会一致で議決された。 ・最低工賃については、青森県最低賃金の引上げ率を参考に改正することとした。 2 効力発生日は、令和4年4月1日（指定発効）とする。 3 労働審議会運営規程第10条第1項により、同日付けで青森労働局長あて答申が行われた。 4 異議申出の公示期間は、1月18日から2月2日まで。

都道府県別既製服製造業関係最低工賃における業務内容一覧表

令和5年12月末日現在

都道府県名	最低工賃の件名	発効年度	業務内容							
			縫製	上衣の まとめ	下衣の まとめ	コートの まとめ	ワンピースの まとめ	学校服の まとめ	子供服の まとめ	その他
北海道	男子既製服製造業	H12		○	○					
青森県	男子・婦人既製服製造業	R4		○	○	○	○			
岩手県	既製洋服製造業	R4		○	○	○	○			
宮城県	男子服・婦人服製造業	H29		○	○	○	○			
秋田県	男子服・婦人服・子供服製造業	R3		○	○		○		○	
山形県	男子・婦人既製服製造業	H30		○	○	○	○			
福島県	外衣・シャツ製造業	R3		○	○	○	○			○
茨城県	婦人・子供既製服製造業	H17		○	○		○		○	
	男子既製洋服製造業	H15		○	○	○				
栃木県	衣服製造業	R4		○	○	○	○		○	
群馬県	婦人服製造業	H18		○	○	○	○			
埼玉県	縫製業	R5		○	○	○	○	○	○	
千葉県	婦人既製洋服製造業	H21		○	○	○	○			
東京都	婦人既製洋服製造業	H21		○	○	○	○			
新潟県	男子・婦人既製洋服製造業	H12		○	○	○	○			
福井県	衣服製造業	R4			○					○
山梨県	婦人服製造業	R3		○	○	○	○			○
長野県	外衣・シャツ製造業	H13		○	○		○			○
岐阜県	婦人服製造業	H6	○	○	○		○			
	男子既製洋服製造業	H6	○	○	○					
大阪府	男子既製洋服製造業	H28		○	○					
鳥取県	男子服・婦人服製造業	H27		○	○		○			
島根県	外衣・シャツ製造業	H15		○	○					○
広島県	既製服縫製業	H11	○	○	○	○	○			○
山口県	男子既製洋服・学校服・作業服製造業	R5		○	○			○		○
福岡県	婦人服製造業	H27		○	○	○	○			
	男子服製造業	H11		○	○					
佐賀県	婦人既製服製造業	R4		○	○	○	○			
長崎県	男子既製洋服製造業	H13		○	○					
	婦人既製洋服製造業	H13		○	○					
熊本県	縫製業	H16		○	○	○	○			
大分県	衣服製造業	H13		○	○		○			○
宮崎県	男子既製洋服製造業	R5		○						
沖縄県	縫製業	R5	○	○	○		○	○	○	○

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃工賃額推移状況一覧表

1 男子既製服製造業に係るまよめの業務

品目	工程	規格	金額(単位)	標準能率	公示年度：平成21年度		公示年度：平成24年度		公示年度：平成27年度		公示年度：平成30年度		公示年度：令和3年度						
					発効日：平成22年4月1日	工賃額	引上げ額	引上げ率	発効日：平成25年4月1日	工賃額	引上げ額	引上げ率	発効日：平成28年4月1日	工賃額	引上げ額	引上げ率	発効日：令和4年4月1日	工賃額	引上げ額
背	1 上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	136枚	36円	2円	5.88%	37円	1円	2.78%	39円	2円	5.41%	43円	4円	10.26%	46円	3円	6.98%
	2 下襟絡げまつり		1枚(10cm)につき	152	30	1	3.45	30	0	0.00	33	3	10.00	36	3	9.09	39	3	8.33
	3 肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき	152	30	1	3.45	30	0	0.00	33	3	10.00	36	3	9.09	39	3	8.33
	4 袖付け裏まつり		1枚(60cm×2)につき	40	122	5	4.27	124	2	1.64	132	8	6.45	145	13	9.85	157	12	8.28
広	5 身返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき	56	84	4	5.00	85	1	1.19	90	5	5.88	99	9	10.00	107	8	8.08
	6 身返し7mm星入れ		1枚(45cm×2)につき	96	49	2	4.26	50	1	2.04	53	3	6.00	58	5	9.43	63	5	8.62
		針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき	80															
		鎖糸ループ付け	1枚につき	440	12	1	9.09	12	0	0.00	13	1	8.33	14	1	7.69	15	1	7.14
上	7 背裏鎖止め		1枚につき	400	14	1	7.69	14	0	0.00	15	1	7.14	16	1	6.67	19	3	18.75
	8 ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1か所(10cm)につき	400	7	1	16.67	7	0	0.00	8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11
	9 ベント止め	2本糸を×印の仕付け止め	1か所につき	752	52	2	4.00	53	1	1.92	56	3	5.66	61	5	8.93	66	5	8.20
	10 背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき	88	12	1	9.09	12	0	0.00	13	1	8.33	14	1	7.69	15	1	7.14
衣	11 ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	1個につき	440個	46	2	4.55	47	1	2.17	50	3	6.38	55	5	10.00	59	4	7.27
	12 前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	104枚	46	2	4.55	47	1	2.17	50	3	6.38	55	5	10.00	59	4	7.27
	13 脇裏まつり		1枚(55cm×2)につき	104	46	2	4.55	47	1	2.17	50	3	6.38	55	5	10.00	59	4	7.27
	14 肩パット付け		1組につき	152組	30	1	3.45	30	0	0.00	33	3	10.00	36	3	9.09	39	3	8.33
ズ	15 糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	144	30	1	3.45	30	0	0.00	33	3	10.00	36	3	9.09	39	3	8.33
	1 腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき	136本	34	1	3.03	34	0	0.00	37	3	8.82	41	4	10.81	44	3	7.32
	2 腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき	600	9	0	0.00	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33
	3 前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	600	9	0	0.00	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33
ボ	4 天ぐ裏まつり		1本につき	600	9	0	0.00	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33
	5 シックまつり		1本につき	600	9	0	0.00	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33
	6 小股千鳥		1本につき	248	19	1	5.56	19	0	0.00	21	2	10.53	23	2	9.52	25	2	8.70
	7 内股千鳥		1本につき	248	19	1	5.56	19	0	0.00	21	2	10.53	23	2	9.52	25	2	8.70
ン	8 腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1本につき	152	30	1	3.45	30	0	0.00	33	3	10.00	36	3	9.09	39	3	8.33
	9 ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき	752個	7	1	16.67	7	0	0.00	8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11
	10 糸始末(糸くず取りを含む)		1本につき	192本	23	1	4.55	23	0	0.00	25	2	8.70	28	3	12.00	30	2	7.14

金額欄の()内の長さ以外の場合、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。

青森県男子・婦人既製服装業最低工賃工賃額推移状況一覧表

2 婦人既製服装業に係るまとめの業務

品目	工 程	規 格	金 額 (単 位)	公示年度：平成21年度		公示年度：平成22年度		公示年度：平成23年度		公示年度：平成24年度		公示年度：平成25年度		公示年度：平成26年度		公示年度：平成27年度		公示年度：平成28年度		公示年度：平成29年度		公示年度：令和3年度		
				発効日：平成22年4月1日	工賃額	引上げ額	引上げ率	発効日：平成23年4月1日	工賃額	引上げ額	引上げ率	発効日：平成24年4月1日	工賃額	引上げ額	引上げ率	発効日：平成25年4月1日	工賃額	引上げ額	引上げ率	発効日：平成26年4月1日	工賃額	引上げ額	引上げ率	発効日：令和4年4月1日
ワ ン ピ	1 裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	14円	1円	7.69%	7520cm	0円	0.00%	14円	0円	0.00%	15円	1円	7.14%	16円	1円	6.67%	17円	1円	6.25%	17円	1円	6.25%
	2 スナップ付け	1cm型	1組につき	14	1	7.69	376組	0	0.00	14	0	0.00	15	1	7.14	16	1	6.67	17	1	6.25	17	1	6.25
	3 鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	16	1	6.67	336	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00
	4 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	9	0	0.00	600個	1	11.11	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33			
イ		飾りボタン付け	2個につき	10	0	0.00	1000																	
		飾りボタン付け	1個につき	7			1000			7			8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11	10	1	11.11
	5 鎖糸ループ付け		1か所につき	9	0	0.00	600 <small>か所</small>	1	11.11	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33	13	1	8.33
	6 プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	1か所につき	7	1	16.67	752	0	0.00	7	0	0.00	8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11	10	1	11.11
ス	7 肩パット付け		1組につき	30	1	3.45	152組	0	0.00	30	0	0.00	33	3	10.00	36	3	9.09	39	3	8.33	39	3	8.33
	8 糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	19	1	5.56	240枚	0	0.00	19	0	0.00	21	2	10.53	23	2	9.52	25	2	8.70	25	2	8.70
	1 身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	9	0	0.00	600 <small>か所</small>	1	11.11	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33	13	1	8.33
	2 身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	16	1	6.67	3040cm	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00
ブ レ ザ ー	3 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	9	0	0.00	600個	1	11.11	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33	13	1	8.33
	4 ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	7	1	16.67	752 <small>か所</small>	0	0.00	7	0	0.00	8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11	10	1	11.11
	5 身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	12	1	9.09	4320cm	0	0.00	12	0	0.00	13	1	8.33	14	1	7.69	15	1	7.14	15	1	7.14
	6 袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	16	1	6.67	3360	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00
イ	7 袖口裏まつり		10cmにつき	16	1	6.67	3040	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00
	8 鎖糸ループ付け		1か所につき	16	1	6.67	304 <small>か所</small>	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00
	9 肩パット付け		1組につき	30	1	3.45	152組	0	0.00	30	0	0.00	33	3	10.00	36	3	9.09	39	3	8.33	39	3	8.33
	10 糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	16	1	6.67	288枚	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00
コ ー ト	1 スナップ付け		1組につき	14	1	7.69	376組	0	0.00	14	0	0.00	15	1	7.14	16	1	6.67	17	1	6.25	17	1	6.25
	2 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	9	0	0.00	600個	1	11.11	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33	13	1	8.33
	3 鎖糸ループ付け		1個につき	14	1	7.69	376	0	0.00	14	0	0.00	15	1	7.14	16	1	6.67	17	1	6.25	17	1	6.25
	4 ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	7	1	16.67	752個	0	0.00	7	0	0.00	8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11	10	1	11.11
ス カ ー ト	5 肩パット付け		1組につき	30	1	3.45	152組	0	0.00	30	0	0.00	33	3	10.00	36	3	9.09	39	3	8.33	39	3	8.33
	6 糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	20	1	5.26	224枚	0	0.00	20	0	0.00	22	2	10.00	24	2	9.09	26	2	8.33	26	2	8.33
	1 裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	14	1	7.69	7520cm	0	0.00	14	0	0.00	15	1	7.14	16	1	6.67	17	1	6.25	17	1	6.25
	2 スナップ付け	1cm型	1組につき	16	1	6.67	304組	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00
ス カ ー ト	3 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	16	1	6.67	304	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00
	4 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	7	1	16.67	752個	0	0.00	7	0	0.00	8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11	10	1	11.11
	5 鎖糸ループ付け		1か所につき	10	0	0.00	504 <small>か所</small>	1	10.00	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33	14	1	7.69	14	1	7.69
	6 ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	7	1	16.67	752	0	0.00	7	0	0.00	8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11	10	1	11.11
ス ラ ッ ク ス	7 プリーツ仕付け		1か所につき	7	1	16.67	752	0	0.00	7	0	0.00	8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11	10	1	11.11
	8 糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	14	1	7.69	360枚	0	0.00	14	0	0.00	15	1	7.14	16	1	6.67	17	1	6.25	18	1	5.88
	1 スナップ付け	1cm型	1組につき	14	1	7.69	376組	0	0.00	14	0	0.00	15	1	7.14	16	1	6.67	17	1	6.25	17	1	6.25
	2 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	15	1	7.14	336	0	0.00	15	0	0.00	16	1	6.67	18	2	12.50	20	2	11.11	20	2	11.11
ス ラ ッ ク ス	3 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	9	0	0.00	600個	1	11.11	10	1	11.11	11	1	10.00	12	1	9.09	13	1	8.33	13	1	8.33
		飾りボタン付け	2個につき	10	0	0.00	1000																	
		飾りボタン付け	1個につき	7			1000			7			8	1	14.29	9	1	12.50	10	1	11.11	10	1	11.11
	4 糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	16	1	6.67	288枚	0	0.00	16	0	0.00	18	2	12.50	20	2	11.11	22	2	10.00	22	2	10.00

都道府県別既製服装業最低工賃額一覧表

1 男子既製服装業に係るまとめの業務 No.1

令和6年11月末日現在・青森労働局労働基準部賃金室

品目	工程	規格	金額(単位)	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県	長野県	大阪府
				発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日
背	1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	R4.4.1	R4.6.1	29.5.4	R6.4.24	R6.5.1	R6.5.1	15.4.1	4.4.21	12.4.6	14.3.31	28.8.1
	2	下襟絡げまつり	1枚(30cm)につき	46円	42円			41円			54円			
	3	肩裏まつり	1枚(10cm)につき	39円		30円					51円	15円		
	4	袖付け裏まつり	1枚(17cm×2)につき	39円		37円		47円		45円(但し、1枚につき、長さの股定なし)	41円	35円		27円(但し、1枚(15cm以上×2)につき)
	5	身返し奥星入れ	1枚(60cm×2)につき	157円	176円	126円		155円		196円	202円	130円	170円	151円(但し、1枚(50cm以上×2)につき)
	6	身返し7mm星入れ	1枚(70cm×2)につき	107円		85円				85円	118円			56円(但し、1枚(40cm以上×2)につき)
	7	背裏鎖止め	1枚(45cm×2)につき	63円	101円	58円					86円	70円		41円(但し、1枚(40cm以上×2)につき)
	8	(背裏鎖止め)	1枚につき	15円						21円				
	9	ベルトまつり	(鎖糸ループの長さが1cmのもの)		(15円)	(15円)					(17円)	(14円)		
	10	ベルトまつり	針目が3cm間隔に6針以上	19円	20円	16円		19円		24円	15円(但し、1枚19cmにつき)	25円(但し、1枚20cm以上につき)		
上	1	ボタン付け	2本糸を×印の仕付け止め	10円	10円			11円(但し、1枚につき)	9円	10円	7円			
	2	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	66円		53円		58円	16円(10cmにつき)	52円	62円	37円		43円(但し、1枚1.5cm以上×2につき)
	3	脇裏まつり	1個につき	15円					19円(但し、根巻きあり、力ボタンなし)	17円(但し、根巻きに限る。)	22円(但し、糸足つき根巻き3回以上)	15円(但し、糸足つき)		
	4	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	59円	65円	42円						42円	51円	39円(但し、1枚25cm以上×2につき)
	5	脇裏まつり	1枚(30cm×2)につき	59円										
	6	脇裏まつり	1枚(55cm×2)につき	59円										
	7	肩パット付け	1組につき	39円										
	8	糸始末(糸くず取りを含む)	1枚につき	39円	32円	36円		45円		8円(但し、1か所につき)	68円	63円	33円	72円
	9	腰裏かんぬき止め	1本につき	44円		46円(但し、8か所)		31円(但し、8か所)		8円(但し、1か所につき)	46円	44円	18円(但し、8か所)	
	10	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	13円	11円	11円		12円						11円
ズ	1	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	13円	14円	11円		12円	8円(但し、3cmにつき)	26円	25円	15円	9円	
	2	天ぐ裏まつり	1本につき	13円	14円	11円		12円	7円(但し、3cmにつき)	26円	25円	14円	9円	
	3	シックまつり	1本につき	13円	26円	32円		15円		19円				
	4	小股千鳥	1本につき	25円	16円	18円				26円				23円
	5	内股千鳥	1本につき	25円	20円	25円								
	6	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	39円							68円			
	7	ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	10円	12円(但し、糸足つき根巻き4回以上)	12円(但し、糸足つき根巻き4回以上)	20円(但し、根巻き付き力ボタン)	10円(但し、根巻きあり、力ボタンなし)	15円(但し、根巻きあり、力ボタンなし)	15円(但し、小ボタン)	17円	20円(但し、糸足つき根巻き3回以上)	11円(但し、糸足つき)	6円(但し、糸足つき)
	8	糸始末(糸くず取りを含む)	1本につき	30円	29円	29円		32円		43円	20円	31円	22円	23円

(注1) 本表は、全国の最低工賃の中から設定基準(品目・工程・規格・金額(単位))が青森県と同様のものを抽出し作成したものである。

都道府県別既製服製造業最低工賃工賃額一覧表

1 男子既製服製造業に係るまとめの業務 No.2

令和6年11月末日現在・青森労働局労働基準部賃金室

品目	工程	規格	金額(単位)	青森県	鳥取県	島根県	広島県	福岡県	長崎県	宮崎県	
				発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日
背 上 衣	1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	4.4.1	27.5.21	15.6.25	5.8.12	12.2.17	13.4.1	5.5.17	
	2	下襟絡げまつり	1枚(30cm)につき	46円				41円(但し、1枚につき長さの股定なし)	26円(但し、9針以上)	30円(但し、9針以上)	
	3	肩裏まつり	1枚(10cm)につき	39円				59円(但し、1枚につき長さの股定なし)	18円(但し、9針以上)	16円(但し、3cm間隔に針以上、1枚(7.5cm×2)につき)	
	4	袖付け裏まつり	1枚(17cm×2)につき	39円	3.6円(但し、1枚につき長さの股定なし)			40円(但し、1枚につき長さの股定なし)	25円	24円	
	5	袖付け裏まつり	1枚(60cm×2)につき	157円	11.5円(但し、1枚につき長さの股定なし)	11.4円(但し、1枚につき長さの股定なし)		15.3円(但し、1枚につき長さの股定なし)	102円	127円(但し、1枚(80cm×2)につき)	
	6	身返し奥星入れ	1枚(70cm×2)につき	107円				7.8円(但し、1枚につき長さの股定なし)	52円(但し、6針以上)	53円(但し、3cm間隔に5針以上)	
	7	身返し7mm星入れ	1枚(45cm×2)につき	63円	5.1円(但し、7.5cmにつき)			5.5円(但し、1枚につき長さの股定なし)	43円(但し、5針以上)		
	8	背裏鎖止め	1枚につき	15円	1.5円	1.5円					
	9	(背裏鎖止め)	(1枚につき)						(15円)	1.1円(但し、1.5cm)	
	10	ベルトまつり	針目が3cm間隔に6針以上	19円	1.1円(但し、6cmにつき)					1.3円(但し、9針以上1枚3cmにつき)	5円(但し、3cm間隔に9針以上)
	11	ベルト止め	2本糸を×印の仕付け止め	10円	4円	4円					5円
	12	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	66円	3.6円(但し、1枚につき長さの股定なし)	3.5円(但し、1枚につき長さの股定なし)			4.6円(但し、1枚につき長さの股定なし)	3.1円(但し、9針以上)	28円
	13	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	15円					1.0円(但し、根巻きあり)		1.1円(但し、糸足付き)
	14	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	59円						37円	
	15	脇裏まつり	1枚(55cm×2)につき	59円					6.4円(但し、1枚につき長さの股定なし)	41円	
ズ ボ ン	1	肩パット付け	1組につき	39円							
	2	糸始末(糸くず取りを含む)	1枚につき	39円	5.8円	5.3円		5.8円			
	3	腰裏かんぬき止め	1本につき	44円		3円(但し、1か所)		2.9円(但し、8か所)	1.8円(但し、8か所)		
	4	腰裏後端まつり	1本につき	13円	8円	8円		10円	10円	10円(但し、9針以上)	
	5	前立てまつり	1本につき	13円			10円	10円	10円		
	6	天ぐ裏まつり	1本につき	13円				9円	10円		
	7	シックまつり	1本につき	13円				1.7円			
	8	小股千鳥	1本につき	25円				1.8円	10円		
	9	内股千鳥	1本につき	25円				1.7円	12円		
	10	腰裏奥まつり	1本につき	39円					3.1円	28円	
11	ボタン付け	針目が3cm間隔に5針以上	10円	8円	8円			1.0円(但し、糸足付き)			
12	糸始末(糸くず取りを含む)	1個につき	30円	2.2円	2.3円		2.2円(糸きり装置なし)	2.2円			

(注1) 本表は、全国の最低工賃の中から設定基準(品目・工程・規格・金額(単位))が青森県と同様のものを抽出し作成したものである。

業最低工賃工賃額一覧表

2 婦人既製服装製造業に係るまとめの業務 No.2

令和6年11月末日現在・青森労働局労働基準部賃金室

品目	工程	規格	金額(単位)	青森県	長野県	鳥取県	島根県	広島県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	沖縄県
1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	4.4円	14.3円	27.5円	15.6円	5.8円	27.4円	4.4円	13.4円	16.4円	13.9円	13.5円	5.4円
2	スナップ付け	1cm型	1組につき	1.7円	1.8円	1.5円	2.0円	1.8円	1.7円	1.3円	1.1円	1.5円	1.5円	1.5円	
3	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	2.2円					1.7円	1.4円				1.5円	
4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	1.3円		7円		8円	1.0円(但し、カボタンなし)			8円(但し、糸足つき)	8円(但し、糸足つき)	6.1円(但し、糸足つき)	
5	鎖糸ループ付け	飾りボタン付け	1個につき	1.0円	1.3円(但し、3cm以上)				9円	6円			7円(但し、3cm以上)		
(5)		(糸ループの長さ5cm)	1か所につき			1.0円(但し、糸通し除く)			1.3円	9円		(1.0円)			
6	ブリーツ仕付け	×印の仕付け止め	1か所につき	1.0円		5円		5円	3.2円(但し、1枚分)	6円				3.1円	
7	肩パット付け		1組につき	3.9円	5.8円(但し、1枚(2ヶ所)につき)	2.5円(但し、部分止め)		3.0円(但し、部分止め)	1.9円(但し、1枚分)	2.4円(但し、部分止め)		3.3円			
8	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	2.5円		1.5円		1.2円	1.9円(但し、裏地なし)	1.5円		1.5円	1.1円		2.0円
1	身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	1.3円				6円		1.0円	1.0円	1.0円(但し、3cm)			
2	身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	2.2円						9円	1.1円			7.5円	
3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	1.3円				8円	1.0円(但し、カボタンなし)		1.0円(但し、カボタンなし)	8円(但し、糸足つき)	8円(但し、糸足つき)	6.1円(但し、糸足つき)	
4	ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	1.0円				5円		6円				3.1円	
5	身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	1.5円								1.0円			
6	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	2.2円					1.5円	1.1円	1.2円	1.1円			
7	袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	2.2円	3.3円(但し、1枚につき)				1.5円	1.2円	1.1円	1.1円		9.1円	
8	鎖糸ループ付け		1か所につき	2.2円	1.3円(但し、3cm以上)				1.3円	9円	9円	1.0円(但し、5cm)	7円(但し、3cm以上)		
9	肩パット付け		1組につき	3.9円	5.8円(但し、1枚(2ヶ所)につき)			8円	3.2円(但し、1枚分)	2.4円(但し、部分止め)	2.1円(但し、部分止め)	3.3円			
10	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	2.2円				1.2円	1.9円(但し、裏地なし)	1.5円	1.6円	1.5円	1.1円	1.5円	2.0円
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	1.7円				1.8円	1.5円	1.3円		1.5円	1.5円	1.5円	
2	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	1.3円				8円	1.0円(但し、カボタンなし)			8円(但し、糸足つき)	8円(但し、糸足つき)	6.1円(但し、糸足つき)	
3	鎖糸ループ付け		1個につき	1.7円					1.3円						
(3)			1か所につき					8円(但し、5cm)	1.3円	9円		(1.0円)			
4	ベント止め	(糸ループの長さ5cm)	1か所につき	1.0円				5円		6円				3.1円	
5	肩パット付け	×印の仕付け止め	1組につき	3.9円				3.0円(但し、部分止め)	3.2円(但し、1枚分)	2.4円(但し、部分止め)		3.3円			
6	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	2.6円				1.2円	1.9円(但し、裏地なし)	1.5円		1.5円	1.1円		2.0円
1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	1.7円		1.5円			1.7円	9円(但し、1.5cmにつき)		1.2円	1.5円	1.5円	
2	スナップ付け	1cm型	1組につき	2.2円		1.8円	1.6円	1.8円	1.5円	1.3円	1.5円	1.4円	1.5円	1.5円	
3	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	2.2円				1.8円	1.7円	2.0円	2.0円	2.3円		1.8.1円	
4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	1.0円		7円		8円	1.0円(但し、カボタンなし)		8円(但し、カボタンなし)	8円(但し、糸足つき)	8円(但し、糸足つき)	6.1円(但し、糸足つき)	
5	鎖糸ループ付け		1か所につき	1.4円	1.3円(但し、3cm以上)				1.3円	9円	9円		7円(但し、3cm以上)		
(5)		(糸ループの長さ5cm)	1か所につき			7円(但し、糸通し除く)		8円				(1.0円)			
6	ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	1.0円				5円		6円	6円	6円		3.1円	
7	ブリーツ仕付け		1か所につき	1.0円		5円		5円	6円	6円	6円	6円		3.1円	
8	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	1.8円	1.9円	1.5円	1.6円	1.2円	1.9円(但し、裏地なし)	1.5円	1.4円	1.5円	1.1円		2.0円
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	1.7円			1.6円	1.8円	1.5円	1.3円	1.5円	1.4円	1.1円	1.5円	
2	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	2.0円				1.8円	1.7円	2.0円	2.0円	2.3円		1.8.1円	
3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	1.3円				8円	1.0円(但し、カボタンなし)		8円(但し、カボタンなし)	8円(但し、糸足つき)	8円(但し、糸足つき)	6.1円(但し、糸足つき)	
4	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	2.2円	1.9円		1.6円	1.2円	1.9円(但し、裏地なし)	1.5円	1.4円	1.5円	1.1円		2.0円

(注1) 本表は、全国の最低工賃の中から設定基準(品目・工程・規格・金額(単位))が青森県と同様のものを抽出し作成したものである。

(注2) 上記のうち、秋田県・福島県・千葉県・東京都・新潟県・山梨県・宮崎県については、各品目を一括した最低工賃の設定となっている。

(注3) 上記のうち、岩手県、秋田県・福島県・茨城県・千葉県・東京都・新潟県・山梨県・長野県・福岡県・長崎県・宮崎県については、ジャケット又は上衣)で設定している。

都道府県別既製服装業最低工賃標準能率一覧表

1 男子既製服装業に係るまとめの業務 No.1

令和6年11月末日現在・青森労働局労働基準部賃金室

品目	工程	規格	金額(単位)	青森県	北海道	岩手県	宮城県	秋田県	茨城県	栃木県	新潟県	長野県	大阪府	鳥取県	島根県	
				発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日
背	1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	R4.4.1	13.3.19	29.5.21	29.5.4	R3.4.2	15.4.1	21.4.8	12.4.6	14.3.31	28.8.1	27.5.21	15.6.25	
			1枚(30cm)につき	136枚		96				48						
	2	下襟結びまつり			151.2		48.0					65				
	3	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上		79.2		96.0			96						
	4	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(60cm×2)につき	19.2	24	24.8			19.2(但し、中とじを行うものを除く)	15.6	23	8			
	5	身返し奥星入れ		1枚(70cm×2)につき	77.6						24					
	6	身返し7mm星入れ		1枚(45cm×2)につき	46.4	41	40.0				28	77				
	7	背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	1枚につき												
	(7)	(背裏鎖止め)	(鎖糸ループの長さが1cmのもの)	(1枚につき)	(340.8)	(360)	(480.0)				(200)	(222)		(200)		
	8	ペントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1か所(10cm)につき			144.0(但し、1枚につき)			96.0(但し、長さの設定なし)						
	9	ペント止め	2本糸を×印の仕付け止め	1か所につき	424.0(但し、1枚に付き)	720(但し、1枚につき)					240					
	10	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき	144.8	64	69.6				96	64				
	11	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	1個につき	432.8(但し、糸足付き)	480(但し、根巻きあり)										
	12	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	84.8	64	80.0					109	104			
	13	脇裏まつり		1枚(55cm×2)につき												
14	肩パット付け		1組につき													
15	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	33.6	180	108.0		200	60.0		46		28.5	60	80.0	
ズボン	1	腰裏かんぬき止め	12か所													
	2	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上		232.8	720	288.0						255.3			
	3	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上		232.8	411	480.0					274		322.1		
	4	天ぐ裏まつり		1本につき	287.2	411	320.0									
	5	ジックまつり		1本につき	61.6	160	240.0									
	6	小股千鳥		1本につき		360	320.0							155.8		
	7	内股千鳥		1本につき		262	240.0									
	8	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1本につき	216.0					60.0						
	9	ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき	280.8(但し、糸足付き)	480(但し、糸足付き根巻きあり)	176(但し、糸足付き)					369(但し、糸足付き)		421.1(但し、糸足付き)		
	10	糸始末(糸くず取りを含む)		1本につき	70.4	180	128.0	480	240.0			157		109.8	160	

(注) 本表は、全国の最低工賃の中から設定基準(品目・工程・金額(単位))が青森県と同じものを抽出し作成したものである。

都道府県別既製服製造業最低工賃標準能力率一覧表

1 男子既製服製造業に係るまとめの業務 No.2

令和6年11月末日現在・青森労働局労働基準部賃金室

品目		工 程	規 格	金 額 (単 位)	青森県	発効日	広島県	山口県	福岡県	長崎県	宮崎県
背	1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚 (30cm)につき	R4.4.1	11.5.20	21.5.10	12.2.17	13.4.1	13.5.1	
	2	下襟結びまつり		1枚 (10cm)につき							
	3	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚 (17cm×2)につき	152枚					130	153.1
	4	袖付け裏まつり		1枚 (60cm×2)につき	40枚					30	
	5	身返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚 (70cm×2)につき	56枚						
	6	身返し7mm星入れ		1枚 (45cm×2)につき	96枚						
	7	背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	1枚につき	440枚						340.0(但し、1.5cm)
	(7)	(背裏鎖止め)	(鎖糸ループの長さが1cmのもの)	(1枚につき)				(480)	(464.0)	(390)	
	8	ペントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1か所 (10cm)につき	400枚						
	9	ペント止め	2本糸を×印の仕付け止め	1か所につき	752枚			800(但し、1枚につき)			
	10	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚 (20cm×2)につき	88枚						132.9
	11	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	1個につき	440個			320(但し、糸足つき)			334.3(但し、糸足つき)
	12	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚 (30cm×2)につき	104枚					93	
	13	脇裏まつり		1枚 (55cm×2)につき	104枚					80	
	14	肩パット付け		1組につき	152組						
15	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	144枚				44.0			
ズ	1	腰裏かんぬき止め	1 2か所	1本につき	136本						
	2	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき	600本				185.6		
	3	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	600本	600			166.4	460	
	4	天ぐ裏まつり		1本につき	600本	600			193.6	467	
	5	シツクまつり		1本につき	600本						
	6	小股千鳥		1本につき	248本				68.8	467	
	7	内股千鳥		1本につき	248本					350	
	8	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1本につき	152本					137	
	9	ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき	752個	600(但し、糸足つき)					
	10	糸始末(糸くず取りを含む)		1本につき	192本			200	76.8		
ボ											
ン											

(注) 本表は、全国の最低工賃の中から設定基準(品目・工程・規格・金額(単位))が青森県と同じものを抽出し作成したものである。

都道府県別既製服装業最低工賃標準能率一覧表

2 婦人既製服装業に係るまとめの業務 No. 1

令和6年11月末日現在・青森労働局労働基準部賃金室

(8時間当りの標準能率)		令和6年11月末日現在・青森労働局労働基準部賃金室														
品目	工 程	規 格	金 額 (単 位)	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	茨城県	千葉県	東京都	新潟県	福井県	山梨県	長野県	鳥取県	
発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	
ワ ン ピ ー ス	1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	R4.4.1	29.5.21	29.5.4	R3.4.2	17.4.1	21.5.27	21.4.1	12.4.6	27.6.18	R3.5.5	14.3.31	27.5.21	
	2	スナップ付け	1cm型	7520cm					284	400					320	
	3	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	376組						471						192
	4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	336組		168.0				262						160
	5	鎖糸ループ付け	飾りボタン付け	600個		368.0(但し、糸足つき)				457(但し、糸足つき)						480
	(5)			1000個			440									
	6	プリーツ仕付け	(糸ループの長さ5cm)	600か所			488.0									320(但し、糸ループ除く)
	7	肩パット付け	×印の仕付け止め	752か所	738	960.0				502	873	702		952		960
	8	糸始末(糸くず取りを含む)		152組		184.0		240		84		115		128		56
	9	糸始末(糸くず取りを含む)		240枚	187	96.0			200	298		173				240
ブ レ ザ ー	1	身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	600か所		200.0				400(※)						
	2	身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	3040cm		240.0			206(※)	533(※)						
	3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	600個		312.0(但し、糸足つき)				457(但し、糸足つき)(※)						
	4	ベント止め	×印の仕付け止め	752か所	702(※)	728.0				355(※)	873(※)	554(※)		952(※)		
	5	身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	4320cm						200(※)						
	6	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	3360cm							300(※)					
	7	袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	3040cm						320(※)	410(※)					
	8	鎖糸ループ付け		304か所						720(3cm)(※)	480(5cm)(※)					
	9	肩パット付け		152組		184.0		240(※)		84(※)		115(※)		128(※)		
	10	糸始末(糸くず取りを含む)		288枚	187(※)	96.0		240(※)	200(※)	298(※)		173(※)				
コ ー ト	1	スナップ付け	1cm型	376組		124.0				471						
	2	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	600個		368.0(但し、糸足つき)				457(但し、糸足つき)						
	3	鎖糸ループ付け	力ボタン付け	376組												
	(3)			376か所						720(但し、糸足つき)						
	4	ベント止め	(糸ループの長さ5cm)	752か所	702	728.0				355	873			952		
	5	肩パット付け	×印の仕付け止め	152組		184.0				84				128		
	6	糸始末(糸くず取りを含む)		224枚	187	96.0				298						
	1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	7520cm						284	400					320
	2	スナップ付け	1cm型	304組						471						192
	3	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	304組			104.0				221					160
ス カ ー ト	4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	752個		278.7(但し、糸足つき)				457(但し、糸足つき)					480	
	5	鎖糸ループ付け		504か所		384.0				720(但し、糸足つき)						
	(5)			1か所につき						(480)						
	6	ベント止め	(糸ループの長さ5cm)	752か所	702	466.7				355	873	554				
	7	プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	752か所	738	581.3				502	873	702			960	
	8	糸始末(糸くず取りを含む)		360枚	324	126.0		344	200	298		173	252.6	160	240	
	1	スナップ付け	1cm型	376組							471					
	2	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	336組			104.0				221					
	3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	600個			286.4(但し、糸足つき)				457(但し、糸足つき)					
	4	糸始末(糸くず取りを含む)		1000個												
ス ラ ッ ク ス																
					324	122.7		160	298		173	252.6		160		

(注1) 本表は、全国の最低工賃の中から設定基準(品目・工程・規格・金額(単位))が青森県と同じものを抽出し作成したものである。

(注2) 上記のうち、秋田県・千葉県・東京都・新潟県・山梨県・宮崎県については、各品目を一括した最低工賃の設定となっている。

(注3) ※印部分については、ブレザー以外の品目名(ジャケット又は上衣)で設定されているが参考として記載した。

都道府県別既製服装業最低工賃標準能率一覧表

2 婦人既製服装業に係るまとめの業務 No.2

令和6年11月末日現在・青森労働局労働基準部賃金室

品目	(8時間当りの標準能率)	工 程	規 格	金 額 (単 位)	青森県	福岡県	長崎県	熊本県	宮崎県										
					発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日	発効日					
フ ン ピ ー ス	1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	R4.4.1	27.4.17	13.4.1	16.4.25	13.5.1										
	2	スナップ付け	1cm型	1組につき				240	4020cm										
	3	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき					201										
	4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき					201										
	5	鎖糸ループ付け	飾りボタン付け	1個につき			424												
	(5)		(糸ループの長さ5cm)	1か所につき				(360)											
	6	プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	1か所につき															
	7	肩パット付け		1組につき				120											
	8	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき				240											
	ブ レ ザ ー	1	身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき			356(※)		402.1									
2		身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき			347(※)		4021cm										
3		ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき															
4		ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき															
5		身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき				360											
6		袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき				360											
7		袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき				360											
8		鎖糸ループ付け		1か所につき				360(但し、5cm)											
9		肩パット付け		1組につき				120											
10		糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき				240											
コ ー ト	1	スナップ付け	1cm型	1組につき				240	201										
	2	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき					502.61(但し、糸足つき)										
	3	鎖糸ループ付け	力ボタン付け	1個につき															
	(3)		(糸ループの長さ5cm)	1か所につき				(360)											
	4	ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき															
	5	肩パット付け		1組につき				120											
	6	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき				240											
	1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき				288	4020cm										
	2	スナップ付け	1cm型	1組につき				240	201										
	3	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき				160	167.54										
ス カ ー ト	4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき					502.61(但し、糸足つき)										
	5	鎖糸ループ付け		1か所につき			360												
	(5)		(糸ループの長さ5cm)	1か所につき				(360)											
	6	ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき				640											
	7	プリーツ仕付け		1か所につき				860											
	8	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき				240	240										
	1	スナップ付け	1cm型	1組につき				240	201										
	2	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき				160	167.54										
	3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき					502.61(但し、糸足つき)										
	4	糸始末(糸くず取りを含む)	飾りボタン付け	1個につき			480	389											

(注1) 本表は、全国の最低工賃の中から設定基準(品目・工程・規格・金額(単位))が青森県と同じものを抽出し作成したものである。

(注2) 上記のうち、秋田県・千葉県・東京都・新潟県・山梨県・宮崎県については、各品目を一括した最低工賃の設定となっている。

(注3) ※印部分については、ブレザー以外の品目名(ジャケット又は上衣)で設定されているが参考として記載した。

青森県最低賃金の推移

青森労働局労働基準部賃金室

区分	年度	H13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
日額	引上額 (円)	35																							
	引上率 (%)	0.73																							
	日額 (円)	4,830																							
時間額	引上額 (円)	4	1	0	1	2	2	9	11	3	12	2	7	11	14	16	21	22	24	28	3	29	31	45	55
	引上率 (%)	0.67	0.17	0.00	0.17	0.33	0.33	1.48	1.78	0.48	1.90	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28	6.12
	時間額 (円)	604	605	605	606	608	610	619	630	633	645	647	654	665	679	695	716	738	762	790	793	822	853	898	953
発効年月日 (元号は平成)	13. 10.01	14. 10.01	—	16. 10.01	17. 10.01	18. 10.01	19. 10.31	20. 10.29	21. 10.01	22. 10.29	23. 10.16	24. 10.12	25. 10.24	26. 10.24	27. 10.18	28. 10.20	29. 10.6	30. 10.4	R1. 10.4	R2. 10.3	R3. 10.6	R4. 10.5	R5. 10.7	R6. 10.5	

賃金等の指数の推移

1 賃金指数の推移

《きまって支給する現金給与》

年（平均）	全 国 (令和2年=100)	青森県 (令和2年=100)
平成30年	101.0	98.8
令和元年	101.0	101.2
令和2年	100.0	100.0
令和3年	100.7	104.6
令和4年	100.6	104.8
令和5年	101.2	

資料出所：総務省統計局

(事業所規模30人以上)

資料出所：厚生労働省、青森県企画政策部
統計分析課「毎月勤労統計調査」

2 消費者物価指数の推移

(2020年基準消費者物価指数)

年（平均）	全 国 (令和2年=100)	青森市 (令和2年=100)
平成30年	99.5	99.9
令和元年	100.0	100.6
令和2年	100.0	100.0
令和3年	99.8	100.0
令和4年	102.3	103.3
令和5年	105.6	106.8

3 標準生計費（青森市）

(各年4月現在、円)

区分	1 人 世 帯				4 人 世 帯			
	R3年	R4年	R5年	R6年	R3年	R4年	R5年	R6年
食 料 費	28,960	27,730	33,590	31,270	62,020	54,890	72,810	63,580
住居関係費	40,810	40,550	42,520	41,420	35,890	42,860	36,970	39,170
被服・履物費	4,290	3,460	5,530	5,590	7,260	5,080	8,410	10,720
雑 費 I	14,370	12,450	29,870	14,090	45,870	38,400	87,930	39,890
雑 費 II	8,030	5,200	9,520	11,360	22,600	13,220	19,810	31,000
計	96,460	89,390	121,030	103,730	173,640	154,450	225,930	184,360
①R5年/R3年×100(%)			①	②			①	②
②R6年/R3年×100(%)			125.47	107.53			130.11	103.17

資料出所：青森県人事委員会

4 生活保護と最低賃金の比較

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護費（月額）	93,773	94,811	95,957	95,963	96,507	96,898
最低賃金額（月手取額）	105,562	108,332	112,176	112,601	116,577	119,639
最低賃金額（時間額）	738	762	790	793	822	853

資料出所：青森労働局

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会開催日程（案）

- ◎令和6年11月25日 〔最低工賃改正決定諮問（文書による）〕
 〔最低工賃専門部会委員の指名〕〕
- ◎令和6年12月17日 〔第1回最低工賃専門部会〕
 〔組 織 会 〕
 〔品目・工程・規格等審議〕〕
- ◎令和6年12月26日 〔第2回最低工賃専門部会〕
 〔金額審議・結審〕
 〔専門部会報告・答申〕〕

令和7年4月1日 発効予定

令和 6 年度

青森県男子・婦人既製服製造業

最低工賃実態調査結果

令和 6 年 12 月

青森労働局労働基準部賃金室

資料目次

I	家内労働の状況	1
II	委託者調査結果	
1	調査対象委託者数等	5
2	主要委託製品	5
3	1委託者当たりの家内労働者数	5
4	委託の経路	5
5	今後の家内労働委託量の見通し	5
6	家内労働者への機械・副材料支給の有無	6
7	不良品の取り扱い	6
8	工賃決定方法	6
9	現行工賃の決定時期	6
10	工賃改定の予定	7
11	工賃締切日	7
12	工賃支払方法	7
13	家内労働者一人当たり支払い工賃額	7
14	委託者意見要望	7
III	家内労働者調査結果	
1	調査対象家内労働者数等	8
2	家内労働者性別	8
3	家内労働者年代	8
4	家内労働者経験年数	8
5	委託の経路	9
6	委託条件の明示方法	9
7	工賃単価の変化	9
8	仕事量の変化	9
9	必要経費の内訳	9
10	必要経費額	10
11	作業日数	10
12	1日平均作業時間	10
13	工賃月収額	11
14	1時間当たり工賃額	11
15	家内労働者意見要望	12
IV	品目工程別集計表	
1	委託者調査	13
2	家内労働者調査	21
3	委託者・家内労働者の平均工賃単価比較	29
V	家内労働者実態調査要綱	32

家内労働の状況

全国及び青森県の家内労働の状況、令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査については、次のとおりである。

1 全国の概況（令和5年10月1日現在、家内労働概況調査）について

（1）委託者

委託者数は6,869で、その内訳は、製造又は販売業者が6,515、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が354となっている。

委託者を業種別にみると、「繊維工業」が2,311（33.6%）、「その他（雑貨等）」が1,428（20.8%）、「電気機械器具製造業」が752（10.9%）で多く、これら3業種で全体の65.3%を占めている。

（2）家内労働者

家内労働者数は94,262人で前年に比べ0.9%減少した。家内労働者数（家内労働法制定：昭和45年以降）は、昭和48年の1,844,400人をピークとして、その後、減少傾向が続いている。

家内労働者の性別は、男性10,397人、女性83,865人で、女性が全体の89.0%を占めている。

家内労働者を業種別にみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」が28,118人（29.8%）と最も多く、次いで衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が21,204人（22.5%）、コネクタ差しなどの「電気機械器具製造業」が12,139人（12.9%）、となっており、これら3業種で全体の65.2%を占めている。

2 青森県の概要について（令和6年10月現在、家内労働概況実態調査）

（1）委託者

委託者数は62で、その内訳は、製造又は販売業者が全数を占めており、製造又は販売業者から製造、加工等を請け負い、これを家内労働者に委託する請負業者は0となっている。

委託者を業種別にみると、「繊維工業」が33（53.2%）、「電子部品・デバイス製造業」が18（29.0%）で、これら2業種で全体の82.2%を占めている。

（2）家内労働者

家内労働者数は710人で前年に比べ63人、8.2%減少した。家内労働者数は、昭和63年の約13,200人をピークとして、その後、減少が続いており、現在はピーク時の5.4%となっている。

家内労働者の性別は、男性24人、女性686人で、女性が全体の96.6%を占めている。

家内労働者を業種別にみると、「繊維工業」が395人（55.6%）、「電子部品・デバイ

ス製造業」が 160 人（22.5%）となっており、これら 2 業種で全体の 78.1%を占めている。

3 青森県最低工賃について

(1) 青森県最低工賃が設定されている業種

青森県最低工賃が設定されている業種は、「男子・婦人既製服製造業」、「和服裁縫業」、「電気機械器具製造業」の 3 業種である。

最新の最低工賃効力発生は、「男子・婦人既製服製造業」が令和 4 年 4 月 1 日、「和服裁縫業」が平成 15 年 5 月 1 日、「電気機械器具製造業」が令和 5 年 5 月 1 日である。

(2) 青森県最低工賃設定 3 業種の概況（令和 6 年 10 月 1 日現在）

①男子・婦人既製服製造業

委託者数は 25 で、前年に比べ 1 減少した。

家内労働者数は 338 人で前年に比べ 37 人、12.3%増加した。家内労働者数は平成 4 年の 4,887 人をピークとして、増減を繰り返しながら減少傾向にある。

②和服裁縫業

委託者数は 5 で、前年に比べ 3 減少した。

家内労働者数は 14 人で前年に比べ 14 人、50.0%減少した。また、家内労働者数は昭和 56 年の 1,507 人をピークとして、増減を繰り返しているが、平成 26 年以降は 100 人を下回る状況が続いている。

③電気機械器具製造業

委託者数は 18 で、前年に比べ 1 増加した。

家内労働者数は 160 人で前年に比べ 9 人、5.3%減少した。家内労働者数は平成 2 年の 4,941 人をピークとして、増減を繰り返しながら減少傾向にある。

4 青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃の経緯について（工賃の決定・改正状況）

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃は、昭和 63 年 5 月 22 日に発効（新設）され、以降、令和 4 年までに計 12 回の改正が行われている。

5 青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査について

本調査は、青森県男子・婦人既製服製造業における家内労働の実態を調査し、当該業種における最低工賃改正審議の基礎資料とすることを目的として、令和 6 年度委託状況届等により把握した 1 人以上の家内労働者に業務委託している委託者の全数及び家内労働者の一定数を抽出した数を対象として、令和 6 年 10 月から 11 月に実施した。

この結果及び過去 2 回（平成 30 年及び令和 3 年）の結果の概要は次のとおり。

(1) 回答状況

25 委託者に調査票を送付し、24 委託者から調査票を回収した。

(2) 委託者の状況

- ① 委託している家内労働者数
「1～9人」が58.3%と最も多い。
*平成30年は、51.7%、令和3年は、48.0%。
- ② 今後の家内労働委託量の見通し
「変わらない」が70.8%と最も多い。
*平成30年は、58.6%、令和3年は、52.0%。
- ③ 工賃改定の予定
「予定はない」が70.8%と最も多い。
*平成30年は、79.3%、令和3年は、76.0%。
- ④ 家内労働者1人当たりの支払い工賃
「3万円未満」が66.0%と最も多く、次いで「3万円台」が16.0%、「4万円台」が6.7%となっている。
*平成30年は「3万円未満」が57.2%、「3万円台」が15.4%、「4万円台」が10.9%。
令和3年は「3万円未満」が72.3%、「3万円台」が9.4%、「4万円台」が7.4%。

(3) 家内労働者の状況

- ① 年代
「70代」が38.1%と最も多く、次いで「60代」が34.9%である。平均は65.4歳である。
*平成30年は、「60代」が39.0%、「50代」及び「70代」が21.9%。
令和3年は、「60代」が30.8%、「70代」が28.2%。
平均は、平成30年が60.2歳、令和3年が62.3歳。
- ② 経験年数
「20年以上」が39.7%と最も多く、次いで「5年以上～10年未満」が17.5%である。平均は15年7か月である。
*平成30年は、「20年以上」が18.9%、「5年以上10年未満」及び「10年以上15年未満」が16.0%。
令和3年は、「20年以上」が26.9%、「5年以上10年未満」が20.5%。
平均は、平成30年が10年8か月、令和3年が14年2か月。
- ③ 1年前との工賃単価の変化
「変わらない」が最も多く63.5%、次いで「上がった」が22.2%である。
*平成30年は、「変わらない」が64.2%、「上がった」が26.4%。
令和3年は、「変わらない」が79.5%、「上がった」が12.8%。
- ④ 1年前との仕事量の変化
「変わらない」が最も多く50.8%、次いで「減った」が22.2%である。
*平成30年は、「変わらない」が62.3%、「増えた」が18.9%。

令和3年は、「変わらない」が50.0%、「減った」が28.2%。

⑤ 1か月の作業日数

「21～25日」が最も多く42.9%、次いで「16～20日」が38.1%である。平均は20.9日である。

*平成30年は、「21～25日」が36.8%、「16～20日」が33.0%。

令和3年は、「16～20日」が35.9%、「21～25日」が28.2%。

平均は、平成30年が21.1日、令和3年が18.6日。

⑥ 1日平均作業時間数

「5時間以上～7時間未満」が最も多く42.9%、次いで「7時間以上～9時間未満」が20.6%である。平均は6.0時間である。

*平成30年は、「5時間以上～7時間未満」が32.1%、「3時間以上～5時間未満」が24.5%。

令和3年は、「5時間以上～7時間未満」が39.7%、「3時間以上～5時間未満」が32.1%。

平均は、平成30年が5.8時間、令和3年が5.3時間。

⑦ 工賃月収額

「2万円台」が42.9%で最も多い。平均は29,263円である。

*平成30年は、「2万円台」が24.5%で最も多い。

令和3年は、「1万円台」が33.4%で最も多い。

平均は、平成30年が33,224円、令和3年が27,011円。

⑧ 1時間あたり工賃額

「100円から199円」が最も多く38.1%である。平均は260円である。

*平成30年は、「200円～299円」が27.4%で最も多い。

令和3年は、「200円～299円」が34.6%で最も多い。

平均は、平成30年が286円、令和3年が296円。

⑨ 意見要望（令和6年）

単価に関する意見などが16件あった。

男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査結果（令和6年12月）

《委託者調査結果》

1 調査対象委託者数等

調査実施	提出数	提出率
25	24	96.0%

2 主要委託製品

主要委託製品	回答数	構成比
男子服	7	29.2%
婦人服	15	62.5%
その他	2	8.3%
合計	24	100.0%

3 1 委託者当たりの家内労働者数

家内労働者数	回答数	構成比
1～9人	14	58.3%
10～19人	5	20.8%
20～29人	2	8.3%
30～49人	2	8.3%
50人以上	1	4.2%
合計	24	100.0%

4 委託の経路（複数回答）

回答項目	回答数	回答割合
直接家内労働者宅へ	22	91.7%
グループリーダーを通じて	1	4.2%
その他	3	12.5%

5 今後の家内労働委託量の見通し

回答項目	回答数	構成比
増加する	1	4.2%
減少する	6	25.0%
変わらない	17	70.8%
合計	24	100.0%

6 家内労働者への機械・副材料支給の有無（複数回答）

機械・材料名	支給有り	支給割合
ミシン	6	25.0%
アイロン	2	8.3%
糸	23	95.8%
針	19	79.2%
チャコ	4	16.7%
目打ち	5	20.8%
物差し	2	8.3%
小鋏	9	37.5%
その他	1	4.2%

※その他 … 針箱

7 不良品の取り扱い（複数回答）

回答項目	回答数	回答割合
特に問わない	0	0.0%
注意・指導する	21	87.5%
やり直し	9	37.5%
工賃の減額	1	4.2%
保険	0	0.0%

8 工賃決定方法

回答項目	回答数	構成比
委託者が決める	21	87.5%
話合いで決める	3	12.5%
合計	24	100.0%

9 現行工賃の決定時期

回答項目	回答数	構成比
令和1年以前	3	12.5%
令和2年	1	4.2%
令和3年	2	8.3%
令和4年	7	29.2%
令和5年	0	0.0%
令和6年	4	16.7%
不明	2	8.3%
無回答	5	20.8%
合計	24	100.0%

10 工賃改定の予定

回答項目	回答数	構成比
予定している	7	29.2%
予定はない	17	70.8%
合 計	24	100.0%

11 工賃締切日

回答項目	回答数	構成比
10日	2	8.3%
15日	1	4.2%
20日	6	25.0%
25日	3	12.5%
末日	12	50.0%
合 計	24	100.0%

12 工賃支払方法（複数回答）

回答項目	回答数	回答割合
現金	14	58.3%
口座振込	11	45.8%

13 家内労働者一人当たり支払い工賃額

金 額	人 数	構成比
3万円未満	198	66.0%
3万円台	48	16.0%
4万円台	20	6.7%
5万円台	14	4.7%
6万円台	9	3.0%
7万円台	2	0.7%
8万円台	1	0.3%
9万円台	3	1.0%
10万円以上	5	1.7%
合 計	300	100.0%

※構成比・回答割合は、小数第2位四捨五入。

14 委託者意見要望

- ・人材不足と高齢化で人数を集めたいが集まらない。

《家内労働者調査結果》

1 調査対象家内労働者数等

①家内労働者数	②調査数	③提出数	提出率	調査率
			③／②	③／①
338	103	63	61.2%	18.6%

2 家内労働者性別

区 分	人 数	構成比
男	1	1.6%
女	61	96.8%
無回答	1	1.6%
合 計	63	100.0%

3 家内労働者年代

区 分	人数	構成比
20代	0	0.0%
30代	1	1.6%
40代	3	4.8%
50代	12	19.0%
60代	22	34.9%
70代	24	38.1%
80代	1	1.6%
合 計	63	100.0%
平均 … 65.4歳 (前回 … 62.3歳)		

4 家内労働者経験年数

区 分	人 数	構成比
1年未満	3	4.8%
1年以上～2年未満	3	4.8%
2年以上～3年未満	2	3.2%
3年以上～5年未満	5	7.9%
5年以上～10年未満	11	17.5%
10年以上～15年未満	8	12.7%
15年～20年未満	5	7.9%
20年以上	25	39.7%
無回答	1	1.6%
合 計	63	100.0%
平均 … 15年7か月 (前回 … 14年2か月)		

5 委託の経路

区 分	人 数	構成比
委託者から直接	47	74.6%
グループリーダーを通じて	4	6.3%
その他	12	19.0%
合 計	63	100.0%

6 委託条件の明示方法（複数回答）

区 分	人 数	回答割合
家内労働手帳	4	6.3%
その他手帳	0	0.0%
伝票	55	87.3%
口約束	3	4.8%
その他	5	7.9%

7 工賃単価の変化（1年前と比較）

区 分	人 数	構成比
変わらない	40	63.5%
単価が上がった	14	22.2%
単価が下がった	0	0.0%
1年前は従事していなかった	6	9.5%
無回答	3	4.8%
合 計	63	100.0%

8 仕事量の変化（1年前と比較）

区 分	人 数	構成比
変わらない	32	50.8%
仕事量が減った	14	22.2%
仕事量が増えた	8	12.7%
1年前は従事していなかった	6	9.5%
無回答	3	4.8%
合 計	63	100.0%

9 必要経費の内訳（複数回答）

区 分	人 数	回答割合
全くかからない	15	23.8%
電気代	12	19.0%
その他	8	12.7%
わからない	26	41.3%
無回答	5	7.9%

※その他…はさみ5件、針3件、指ぬき1件、粘着クリーナー1件□

10 必要経費額

区 分	人 数	回答割合
1000円未満	4	6.3%
1000円以上～2000円未満	1	1.6%
2000円以上～3000円未満	3	4.8%
3000円以上	1	1.6%

11 作業日数

区分	人数	構成比
5日以下	1	1.6%
6～10日	0	0.0%
11～15日	3	4.8%
16～20日	24	38.1%
21～25日	27	42.9%
26日以上	5	7.9%
無回答	3	4.8%
合計	63	100.0%
平均…20.9日		
(前回…18.6日)		

12 1日平均作業時間

区 分	人 数	構成比
3時間未満	1	1.6%
3時間以上～5時間未満	12	19.0%
5時間以上～7時間未満	27	42.9%
7時間以上～9時間未満	13	20.6%
9時間以上	6	9.5%
無回答	4	6.3%
合 計	63	100.0%
平均…6.0時間		
(前回…5.3時間)		

13 工賃月収額

区 分	人 数	構 成 比
1万円未満	1	1.6%
1万円台	8	12.7%
2万円台	27	42.9%
3万円台	15	23.8%
4万円台	4	6.3%
5万円台	3	4.8%
6万円台	0	0.0%
7万円台	0	0.0%
8万円台	1	1.6%
9万円台	0	0.0%
10万円以上	1	1.6%
無回答	3	4.8%
合 計	63	100.0%
平 均 … 29,263円 (前 回 … 27,011円)		

14 1時間当たり工賃額

区 分	人 数	構 成 比
100円未満	1	1.6%
100円～199円	24	38.1%
200円～299円	19	30.2%
300円～399円	6	9.5%
400円～499円	4	6.3%
500円～599円	4	6.3%
600円～699円	0	0.0%
700円以上	1	1.6%
無回答・計算不能	4	6.3%
合 計	63	100.0%
平 均 … 260円 (前 回 … 296円)		

※構成比・回答割合は小数第2位四捨五入。

15 家内労働者意見要望

- 工賃が安すぎる。作業の割に時間がかかる。
- 工場でやれる事はやってほしい。その分手間がかかる。
工賃の安い物が多いのは、時間がかかり負担がかかる。
工賃をもう少し上げてほしい。
内職者が減って、その分枚数が増え、工賃も増えたが負担が大きいので困ります。
- 裏地なしの糸切り、時間かかる割には工賃が安すぎる。
- 時間が自由とはいえ、工賃が安すぎてもう少し上げて欲しいです。
- 最低賃金が上がっている中で、家内労働賃金は、なかなか上がらない。
同じ作業（ボタンつけ等）で品目によって金額が違うが、手間は同じなので金額も同じで良いのではと思う。
- 日曜日夜（19時以降）は、少し単価を上げてほしい。
- 製造業最低工賃の表を見て、賃金の開きがあってびっくりした。少しでも最低工賃に近づけたら家内労働者の励みにもなると思います。
- 作業時間が長い時間であるのに工賃が低い。
- もう少し工賃が上がるといいです。
- 時間の要する工程の割に、単価が低かったりする。
- 冬は暖房費がかかるので、もう少し金額が高い事望みたい。
- 以前に比べれば単価が上がり細かい明細が渡される様になったが、手間の割に単価が低い物もあるので、希望としては1円でも高いと助かります。
- 生地によって針が通りずらい物でも単価が同じ。薄い生地は目が出ないように、とても気を使う。1枚につきもう少し単価を上げて欲しいです。
- 同じ工賃で時間がかかる部分が多々あるような気がします。
以前勤めていた会社の所に比べて、きちっとした指導が良いと思います。
- 年齢に対して、まだ続けさせて頂くことに感謝しております。
- もう少し単価が上がってほしい。

品目・工程別集計表《委託者調査》

※端数四捨五入

男子既製服

《背広上衣》 委託者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			家内労働者作業数(1時間当り)			雇用労働者作業数(1時間当り)			家内労働者数	
						最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均		
1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	46	136	6,256	43	43	43.0							47
2	下襟絡げまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(10cm)につき	39	152	5,928	30	38	34.0	10	10	10.0	10	10	10.0	67
3	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき	39	152	5,928	38	38	38.0							47
4	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	157	40	6,280	150	160	154.0	10	10	10.0	10	10	10.0	122
5	身返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき	107	56	5,992	99	99	99.0							47
6	身返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき	63	96	6,048	58	58	58.0							47
7	背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	1枚につき	15	440	6,600	10	14	12.0	10	10	10.0	10	10	10.0	67
8	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1か所(10cm)につき	19	400	7,600	16	16	16.0							47
9	ベント止め	2本糸を×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	10	12	10.7							110
10	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき	66	88	5,808	30	85	58.7	10	10	10.0	10	10	10.0	122
11	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	1個につき	15	440	6,600	15	20	17.5							55
12	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	59	104	6,136	30	60	48.3	10	10	10.0	10	10	10.0	122
13	脇裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(55cm×2)につき	59	104	6,136	55	55	55.0							47
14	肩パット付け		1組につき	39	152	5,928	36	36	36.0							47
15	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	39	144	5,616	39	70	51.0	4	4	4.0	4	4	4.0	132

男子既製服
 ≪ズボン≫ 委託者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			家内労働者作業数(1時間当り)			雇用労働者作業数(1時間当り)			家内労働者数	
						最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均		
1	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき	44	136	5,984	30	41	35.5							32
2	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき	13	600	7,800	5	15	11.0	60	60	60.0	60	60	60.0	98
3	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	13	600	7,800	5	12	9.0							40
4	天ぐ裏まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	13	600	7,800	5	12	8.5							32
5	シックまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	13	600	7,800	23	23	23.0							13
6	小股千鳥	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	25	248	6,200	23	23	23.0							13
7	内股千鳥	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	25	248	6,200	23	25	24.0							68
8	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1本につき	39	152	5,928	36	36	36.0							13
9	ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき	10	752	7,520	5	10	8.0							40
10	糸始末(糸くず取りを含む。)		1本につき	30	192	5,760	20	30	28.0	15	20	17.5	15	25	20.0	116

品目・工程別集計表《委託者調査》

婦人既製服

《ワンピース》 委託者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			家内労働者作業数(1時間当り)			雇用労働者作業数(1時間当り)			家内労 働者数	
						最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均		
1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	17	7,520	6,392	17	20	18.2				12	12	12.0	35
2	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	376	6,392	17	40	21.8	15	20	17.5	12	30	22.3	46
3	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	22	336	7,392	22	40	24.3	15	20	17.5	12	32	22.3	46
4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	600	7,800	11	30	14.9	35	40	37.5	30	72	50.7	41
		飾りボタン付け	1個につき	10	1,000	10,000	10	20	11.4	40	45	42.5	20	85	61.7	41
5	鎖系ループ付け		1か所につき	13	600	7,800	13	20	14.6				30	30	30.0	35
6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	10	10	10.0				30	30	30.0	35
7	肩パット付け		1組につき	39	152	5,928	39	39	39							12
8	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	25	240	6,000	22	25	23.8	15	20	17.5	30	32	31.0	30

婦人既製服
 <<ブレザー>> 委託者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			家内労働者作業数(1時間当り)			雇用労働者作業数(1時間当り)			家内労働者数	
						最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均		
1	身返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	13	600	7,800	8	50	18.4	20	35	28.3	20	55	36.3	37
2	身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	22	3,040	6,688	22	22	22.0							7
3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	600	7,800	11	13	12.0	35	40	37.5	30	55	45.0	17
4	ペント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	9	10	9.6	45	50	47.5	30	75	58.3	22
5	身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	15	4,320	6,480	10	15	11.3	35	40	37.5	20	60	43.3	17
6	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	22	3,360	7,392	22	30	26.0	5	5	5.0	5	5	5.0	27
7	袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	22	3,040	6,688	22	22	22.0							7
8	鎖糸ループ付け		1か所につき	22	304	6,688	10	22	15.3	80	80	80.0	30	80	55.0	31
9	肩パット付け		1組につき	39	152	5,928	39	39	39.0							12
10	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	22	288	6,336	22	70	34.0	4	25	16.3	4	40	28.0	33

婦人既製服

《コート》 委託者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			家内労働者作業数(1時間当り)			雇用労働者作業数(1時間当り)			家内労働者数	
						最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均		
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	376	6,392	17	50	26.6	15	20	17.5	12	35	25.7	37
2	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	600	7,800	11	13	12.2	35	40	37.5	30	70	56.7	37
		カボタン付け	1個につき	17	376	6,392	10	18	14.6	40	45	42.5	15	65	43.3	37
3	鎖系ループ付け		1か所につき	17	376	6,392	14	18	16.3				30	30	30.0	31
4	ペント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	9	10	9.3	45	50	47.5	100	100	100.0	13
5	肩パット付け		1組につき	39	152	5,928	39	39	39.0							7
6	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	26	224	5,824	23	55	33.7	15	20	17.5	30	40	35.0	26

《スカート》 委託者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			家内労働者作業数(1時間当り)			雇用労働者作業数(1時間当り)			家内労働者数	
						最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均		
1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	17	7,520	6,392	10	20	16.8							50
2	スナップ付け	1cm型	1組につき	22	304	6,688	10	40	23.6	15	20	17.5	40	40	40.0	56
3	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22	304	6,688	10	40	25.2	15	20	17.5	40	40	40.0	65
4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	10	752	7,520	5	30	12.2	35	40	37.5	70	70	70.0	62
5	鎖系ループ付け		1か所につき	14	504	7,056	4	20	12.7							54
6	ペント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	3	13	8.8	45	50	47.5	90	90	90.0	60
7	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	5	13	9.6							41
8	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	18	360	6,480	18	50	23.7	20	23	21.5	50	50	50.0	56

婦人既製服

《スラックス》 委託者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			家内労働者作業数(1時間当り)			雇用労働者作業数(1時間当り)			家内労働者数	
						最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均		
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	376	6,392	10	33	20.4	15	15	15.0	40	40	40.0	52
2	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	20	336	6,720	10	33	22.3	15	15	15.0	40	40	40.0	57
3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	600	7,800	5	15	11.1	35	35	35.0	75	75	75.0	62
		飾りボタン付け	1個につき	10	1,000	10,000	5	13	9.6	35	35	35.0	70	70	70.0	54
4	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	22	288	6,336	22	50	27.7	10	80	45.0	50	50	50.0	62

その他の品目(委託者)

品 目	工 程	規 格	単 位	工賃額(円)
ズボン	すそアイロン		1本につき	4
	前ポケットアイロン		1本につき	6
	玉、ピス ロック	1枚15cm 片側のみ	1本につき	8
	玉、ピス縫い合わせ		1本につき	8
雨衣ズボン	下加工	針目が3cm間隔に15針以上	1枚につき	20
白衣	たたみ		1枚につき	17~28
	糸切り		1枚につき	20~33
	釦付け		1個につき	11~33
	スナップ付け		1個につき	11~33
前掛け	縫製		1枚につき	264

品目・工程別集計表<<家内労働者調査>>

※端数満四捨五入

男子既製服

<<背広上衣>> 家内労働者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			作業数(1時間当り)			平均時間 額①×② =③	平均日額 ③×8H	回答家内 労働者数	
						最低	最高	①平均	最低	最高	②平均				
1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	46	136	6,256	46	46	46.0							1
2	下襟絡げまつり	針目が3cm間隔に6針以上	39	152	5,928	39	39	39.0							1
3	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	39	152	5,928										
4	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	157	40	6,280	157	157	157.0	2	2	2.0	314.00	2,512		1
5	身返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	107	56	5,992										
6	身返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	63	96	6,048										
7	背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	15	440	6,600	15	15	15.0	1	1	1.0	15.00	120		1
8	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	19	400	7,600										
9	ベント止め	2本糸を×印のしつけ止め	10	752	7,520										
10	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	66	88	5,808	66	66	66.0	1	1	1.0	66.00	528		1
11	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	15	440	6,600										
12	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	59	104	6,136	59	59	59.0	1	1	1.0	59.00	472		1
13	脇裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上	59	104	6,136										
14	肩パット付け		39	152	5,928										
15	糸始末(糸くず取りを含む。)		39	144	5,616	22	39	30.5	1	4.5	2.8	85.40	683		2

男子既製服
 ≪ズボン≫ 家内労働者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			作業数(1時間当り)			平均時間 額①×② =③	平均日額 ③×8H	回答家内 労働者数
						最低	最高	①平均	最低	最高	②平均			
1	腰裏かんぬき止め	12か所	44	136	5,984	30	41	32.8	6	15	11.5	377.20	3,018	5
2	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	13	600	7,800	5	13	10.3	15	20	18.8	193.64	1,549	5
3	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	13	600	7,800	5	12	9.3	10	20	17.0	158.10	1,265	5
4	天ぐ裏まつり	針目が3cm間隔に6針以上	13	600	7,800	10	10	10.0	20	20	20.0	200.00	1,600	2
5	シックまつり	針目が3cm間隔に6針以上	13	600	7,800									
6	小股千鳥	針目が3cm間隔に6針以上	25	248	6,200									
7	内股千鳥	針目が3cm間隔に6針以上	25	248	6,200									
8	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	39	152	5,928	9	9	9.0	10	10	10.0	90.00	720	1
9	ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	10	752	7,520	5	13	9.2	5	40	16.9	155.48	1,244	13
10	糸始末(糸くず取りを含む。)	1本につき	30	192	5,760	15	30	24.0	2	20	9.3	223.20	1,786	18

品目・工程別集計表<<家内労働者調査>>

婦人既製服

<<ワンピース>> 家内労働者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			作業数(1時間当り)			平均時間 額①×② =③	平均日額 ③×8H	回答家内 労働者数	
						最低	最高	①平均	最低	最高	②平均				
1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	17	7,520	6,392	4	17	14.2	5	40	15.1	214.42	1,715	6
2	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	376	6,392	16	24	20.0	3.5	60	16.6	332	2,656	16
3	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	22	336	7,392	18	22	21.5	3.5	60	15.7	337.55	2,700	16
4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回 以上	1個につき	13	600	7,800	4	18	11.7	5	50	26.8	313.56	2,508	17
		飾りボタン付け	1個につき	10	1,000	10,000	9	10	9.8	5	60	34.5	338.1	2,705	13
5	鎖系ループ付け		1か所につき	13	600	7,800	12	14	12.9	3.5	50	22.1	285.09	2,281	10
6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	9	10	9.7	5	60	23.0	223.1	1,785	9
7	肩パット付け		1組につき	39	152	5,928	28	39	36.8	2.5	30	13.1	482.08	3,857	6
8	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	25	240	6,000	20	25	23.1	4	20	13.4	309.54	2,476	15

婦人既製服

《ブレザー》 家内労働者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			作業数(1時間当り)			平均時間 額①×② =③	平均日額 ③×8H	回答家内 労働者数	
						最低	最高	①平均	最低	最高	②平均				
1	身返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	13	600	7,800	5	13	10.1	4	35	20.4	206.04	1,648	14
2	身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	22	3,040	6,688	22	22	22.0	2.5	8	5.3	116.60	933	2
3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回 以上	1個につき	13	600	7,800	11	15	12.1	5.5	50	28.7	347.27	2,778	14
4	ペント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	9	10	9.5	5.5	50	34.2	324.90	2,599	13
5	身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	15	4,320	6,480	10	15	11.5	4.5	40	28.0	322.00	2,576	10
6	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	22	3,360	7,392	15	15	15	2.5	2.5	2.5	37.50	300	1
7	袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	22	3,040	6,688	12	22	17.0	4	14	9.0	153.00	1,224	2
8	鎖糸ループ付け		1か所につき	22	304	6,688	9	22	16.1	5.5	20	14.4	231.84	1,855	8
9	肩パット付け		1組につき	39	152	5,928	39	39	39.0	2.5	30	16.3	635.70	5,086	2
10	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	22	288	6,336	22	39	23.4	5.5	25	16.8	393.12	3,145	13

婦人既製服

《コート》 家内労働者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			作業数(1時間当り)			平均時間 額①×② =③	平均日額 ③×8H	回答家内 労働者数	
						最低	最高	①平均	最低	最高	②平均				
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	376	6,392	17	24	20.8	4.5	30	16.4	341.12	2,729	12
2	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	600	7,800	11	13	12.00	7.5	40	26.6	319.20	2,554	13
		カボタン付け	1個につき	17	376	6,392	10	17	13.2	5.5	45	28.2	372.24	2,978	12
3	鎖系ループ付け		1か所につき	17	376	6,392	17	18	17.1	4	20	10.4	177.84	1,423	7
4	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	9	26	11.1	5.5	50	39.7	440.67	3,525	9
5	肩パット付け		1組につき	39	152	5,928	39	39	39.0						1
6	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	26	224	5,824	23	26	24.2	3.5	20	15.4	372.68	2,981	10

《スカート》 家内労働者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			作業数(1時間当り)			平均時間 額①×② =③	平均日額 ③×8H	回答家内 労働者数	
						最低	最高	①平均	最低	最高	②平均				
1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	17	7,520	6,392	4	20	15.0	2.5	40	17.1	256.50	2,052	7
2	スナップ付け	1cm型	1組につき	22	304	6,688	16	25	22.1	5.5	30	14.6	322.66	2,581	16
3	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22	304	6,688	20	28	24.5	4	20	12.3	301.35	2,411	18
4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	10	752	7,520	6	12	10.1	4	50	27.0	272.70	2,182	16
5	鎖系ループ付け		1か所につき	14	504	7,056	4	14	12.0	6	60	23.0	276.00	2,208	8
6	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	3	10	8.8	6.5	50	33	290.40	2,323	12
7	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1か所につき	10	752	7,520	3	10	7.7	20	50	27	207.90	1,663	5
8	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	18	360	6,480	10	30	19.7	4.5	23	18	354.60	2,837	18

婦人既製服

《スラックス》 家内労働者調査

工 程	規 格	単 位	最低工賃	標準作業 能率/8H	8時間 換算額	工賃単価			作業数(1時間当り)			平均時間 額①×② =③	平均日額 ③×8H	回答家内 労働者数	
						最低	最高	①平均	最低	最高	②平均				
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	376	6,392	16	33	23.4	5.5	30	14.2	332.28	2,658	13
2	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	20	336	6,720	18	33	23.7	6	20	10.4	246.48	1,972	11
3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回 以上	1個につき	13	600	7,800	5	18	10.9	10	50	22.8	248.52	1,988	15
		飾りボタン付け	1個につき	10	1,000	10,000	9	10	9.7	25	60	40.0	388.00	3,104	4
4	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	22	288	6,336	20	30	25.6	3	20	10.2	261.12	2,089	16

その他の品目(家内労働者)

品目	工程	規格	単位	工賃額(円)
背広上衣	ボタン付け(大きさ関係なし)	4つ穴、根巻き3回	1個につき	15
ズボン	ボタン付け(大きさ関係なし)	4つ穴、根巻き3回	1個につき	15
	ボタン付け(大きさ関係なし)	2つ穴、根巻き3回	1個につき	11
	糸くず・他		1本	40
	レックカン止め	4カ所	1本	10
	左右ベルト脇まつり		1本	10
	腰裏背中芯		1本	5
	後ポケット(左右)しつけ止め		1本	10
	左右ベルト下まつり		1本	10
ワンピース	ボタン付け(大きさ関係なし)	2つ穴、根巻き3回	1個につき	11
	鎖系ループ付け	(肩パット付きに含まれているかも?)	1か所につき	5
	奥まつり			10
	奥まつり	すそ 6~7cm	1ヶ	10
	セツパ止め			4
	セツパ止め	すそ	1ヶ	2
	スペアボタン			4
	ベント止め			?
	リボンつけ		1個につき	15
	リボンつけ			?
ブレザー	身返し裏まつり	針目3cm間隔に4針以上	4cmにつき	6
	ボタン付け(大きさ関係なし)	4つ穴、根巻き3回	1個につき	15
	ベント止め			?
スカート	鎖系ループ付け	1cm		1
	鎖系ループ付け	4cm		4
	プリーツしつけ	1周		50
	プリーツしつけ	1周		50
スラックス	ボタン付け(大きさ関係なし)	2つ穴、根巻き3回	1個につき	11
	ボタン付け(大きさ関係なし)	4つ穴、根巻きなし	1個につき	13
	ボタン付け(大きさ関係なし)	2つ穴、足つき、根巻きなし	1個につき	9
コート	裾まつり	針目3cm間隔に4針以上	20cmにつき	17
ユニホーム (上着)	ボタン付け	2つ穴、4つ穴、根巻き4回以上	1個につき	10
	糸始末(糸くず取りを含む)		1枚につき	18
制服	たたみ、ボタンかけ、服検をする 袋詰め、ラベル貼り		1枚につき	17
	ゴム通し			8
	セツパ止め			1.5
	千鳥			7
	ラベル付け			1
	点止め			2
	ベルト根止め	2ヶ所		4
	中とじ			2
	ベントまつり			4
	ネーム付け			
	ペチコート糸切り			2
	フリンジほどき			
	リボンとめ結び			2
	揮み釦	1.5cm		30
	スプリングホック		1組	18
	たてまつり		1ヶ所	5
	ちどり		1ヶ所	5
	くけ 大	10cm	1ヶ所	10
	くけ 小		1ヶ所	5
	ひも通し	左右 玉結び込み	1本につき	5
	ひも結び(裾)		左右	2

委託者・家内労働者の平均工賃単価比較

男子既製服

《背広上衣》

工 程	規 格	単 位	最低工賃	平均工賃単価		
				委託者	家内労働者	
1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	46	43.0	46.0
2	下襟絡げまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(10cm)につき	39	34.0	39.0
3	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき	39	38.0	
4	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	157	154.0	157.0
5	身返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき	107	99.0	
6	身返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき	63	58.0	
7	背裏鎖止め	鎖系ループ付け	1枚につき	15	12.0	15.0
8	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1か所(10cm)につき	19	16.0	
9	ベント止め	2本糸を×印のしつけ止め	1か所につき	10	10.7	
10	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき	66	58.7	66.0
11	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	1個につき	15	17.5	
12	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	59	48.3	59.0
13	脇裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(55cm×2)につき	59	55.0	
14	肩パット付け		1組につき	39	36.0	
15	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	39	51.0	30.5

《ズボン》

工 程	規 格	単 位	最低工賃	平均工賃単価		
				委託者	家内労働者	
1	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき	44	35.5	32.8
2	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき	13	11.0	10.3
3	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	13	9.0	9.3
4	天ぐ裏まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	13	8.5	10.0
5	シックまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	13	23.0	
6	小股千鳥	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	25	23.0	
7	内股千鳥	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	25	24.0	
8	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1本につき	39	36.0	9.0
9	ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき	10	8.0	9.2
10	糸始末(糸くず取りを含む。)		1本につき	30	28.0	24.0

婦人既製服
 ≪ワンピース≫

工 程	規 格	単 位	最低工賃	平均工賃単価		
				委託者	家内労働者	
1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	17	18.2	14.2
2	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	21.8	20.0
3	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	22	24.3	21.5
4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	14.9	11.7
		飾りボタン付け	1個につき	10	11.4	9.8
5	鎖系ループ付け		1か所につき	13	14.6	12.9
6	ブリーツしつけ	×印のしつけ止め	1か所につき	10	10.0	9.7
7	肩パット付け		1組につき	39	39.0	36.8
8	糸始末 <small>〔糸くず取りを含む。〕</small>		1枚につき	25	23.8	23.1

≪ブレザー≫

工 程	規 格	単 位	最低工賃	平均工賃単価		
				委託者	家内労働者	
1	身返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	13	18.4	10.1
2	身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	22	22.0	22.0
3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	12.0	12.1
4	ペント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	9.6	9.5
5	身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	15	11.3	11.5
6	袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	22	26.0	15.0
7	袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	22	22.0	17.0
8	鎖系ループ付け		1か所につき	22	15.3	16.1
9	肩パット付け		1組につき	39	39.0	39.0
10	糸始末 <small>〔糸くず取りを含む。〕</small>		1枚につき	22	34.0	23.4

婦人既製服

《コート》

工 程	規 格	単 位	最低工賃	平均工賃単価		
				委託者	家内労働者	
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	26.6	20.8
2	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	12.2	12.0
		カボタン付け	1個につき	17	14.6	13.2
3	鎖系ループ付け		1か所につき	17	16.3	17.1
4	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	9.3	11.1
5	肩パット付け		1組につき	39	39.0	39.0
6	糸始末〔系くず取りを含む。〕		1枚につき	26	33.7	24.2

《スカート》

工 程	規 格	単 位	最低工賃	平均工賃単価		
				委託者	家内労働者	
1	裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	17	16.8	15.0
2	スナップ付け	1cm型	1組につき	22	23.6	22.1
3	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22	25.2	24.5
4	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	10	12.2	10.1
5	鎖系ループ付け		1か所につき	14	12.7	12.0
6	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき	10	8.8	8.8
7	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1か所につき	10	9.6	7.7
8	糸始末〔系くず取りを含む。〕		1枚につき	18	23.7	19.7

《スラックス》

工 程	規 格	単 位	最低工賃	平均工賃単価		
				委託者	家内労働者	
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	17	20.4	23.4
2	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	20	22.3	23.7
3	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	13	11.1	10.9
		飾りボタン付け	1個につき	10	9.6	9.7
4	糸始末〔系くず取りを含む。〕		1枚につき	22	27.7	25.6

令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査実施要綱

青森労働局

1 調査の目的

この調査は、青森県における男子・婦人既製服製造業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

青森県全域とする。

(2) 産業

男子・婦人既製服製造業とする。

(3) 委託者

委託状況届により把握した(2)に掲げる産業に属する民営の委託者であって、1人以上の家内労働者に業務委託している委託者の全数調査とする。

(4) 家内労働者

委託状況届により把握した(3)の委託者から業務の委託を受けている家内労働者のうち、下記の抽出率表により抽出された家内労働者とする。(抽出表による抽出率による算出の端数は四捨五入とする。)

調査対象家内労働者抽出表

事業所の 全家内労働者数	1 ～ 4人	5 ～ 9人	10 ～ 29人	30 ～ 49人	50 ～ 99人	100 ～ 199人	200 人以上
抽出率	1/1	1/2	1/3	1/5	1/10	1/20	1/30

3 調査事項

(1) 委託者に関する事項

- ① 委託者の名称及び所在地
- ② 労働者数、パート労働者及び家内労働者数
- ③ 主な事業の内容（主要製品名及び取扱製品の割合）
- ④ 委託の状況、委託方法及び委託作業内容
- ⑤ 工賃の決定方法
- ⑥ 現行工賃及び支払関係
- ⑦ 支給材料の有無及び不良品の取扱い

⑧ 品目、工程及び規格別家内労働者数と工賃額

(2) 家内労働者に関する事項

- ① 性別、年齢、経験年数
- ② 委託の経路及び委託条件の明示方法
- ③ 作業日数、時間数及び工賃額
- ④ 工賃額及び仕事量の変化
- ⑤ 必要経費
- ⑥ 品目、工程及び規格別工賃額と作業量

4 調査対象期間

令和6年9月1日から9月30日まで(工賃締切日がある場合は9月中の締切日以前1か月間)

5 調査実施期間

令和6年10月28日(月)から11月15日(金)

6 調査の方法

(1) 委託者の調査

委託者に関する事項について調査票(委託者用その1、その2、その3)を郵送し、返信用封筒により調査票を回収する通信調査とする。

(2) 家内労働者の調査

委託者に調査票(家内労働者用その1、その2、その3)の配布を依頼し、返信用封筒により各家内労働者から調査票を回収する通信調査とする。

令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査票

《委託者用 その1》

青森労働局

事業所の名称 所在地	電話 (- -)			記入担当者名			
主要製造品名		労働者数 (令和6年9月末現在)					
			常用労働者	臨時・パート	家内労働者		
		男	人	人	人		
		女	人	人	人		
令和6年9月における家内労働委託製品の割合							
男子服	背広上衣	%	婦人服	ワンピース	%	スラックス	%
	ズボン	%		ブレザー	%	その他 ()	%
	その他 ()	%		コート	%		
				スカート	%		

~~~~~  
 / 以下の設問について、該当項目に○を付けてください。  
 /  また、(    )内は具体的に記入して下さい。  
 /  ~~~~~

問1 家内労働者への委託方法についてお答えください。

- 1 直接家内労働者宅へ
- 2 グループリーダーを通じて
- 3 その他 (      )

問2 家内労働者に委託する作業の内容について、該当する項目すべてに○を付けてください。

1. 委託業務
  - イ. 生地 of 裁断    ロ. 縫製    ハ. まとめ    ニ. 仕上げ    ホ. 検査
  - ヘ. 包装 (出荷)    ト. その他 (      )
2. まとめの業務
  - イ. 袖まつり    ロ. 袖口まつり    ハ. すそまつり    ニ. ファスナーまつり
  - ホ. ちどり    ヘ. 星入れ    ト. 飾りボタン付け    チ. 根巻きボタン付け
  - リ. カボタン付け    ヌ. かぎホック付け    ル. スナップ付け
  - ヲ. 糸ループ付け    ワ. ラベル付け    カ. その他 (      )

問3 家内労働者に支給するものすべてに○を付けてください。

1. 材料
  - イ. 糸    ロ. 針    ハ. チャコ    ニ. 鳩目    ホ. 目打ち    ヘ. のみ
  - ト. 物差し    チ. 小鋏    リ. その他 (      )



《委託者用 その2》

◎ 貴事業所で家内労働者に委託している品目について (1) ~ (3) をご記入ください。

- (1) 単位当りの工賃額…貴事業所で取り決めている工賃額を、単位当りに換算して記入して下さい。
- (2) 1時間当り仕上げ量の比較…家内労働者、雇用労働者それぞれについて平均的数値を記入して下さい。明確に判断できない場合は、推定でも結構です。
- (3) 従事家内労働者数…9月末日現在で、各品目・工程に従事している人数を記入して下さい。何品目にもわたって従事している場合でも、それぞれの人数に含めて下さい。

品目、工程、規格について該当するものがない場合は、余白に記入をお願いします。

1. 婦人既製服

| 品目    | 工 程           | 規 格                 | 単 位      | (1)<br>単位当りの工賃額 | (2) 1時間当り<br>仕上げ量の比較 |       | (3)<br>従事家内労働者数 |
|-------|---------------|---------------------|----------|-----------------|----------------------|-------|-----------------|
|       |               |                     |          |                 | 家内労働者                | 雇用労働者 |                 |
| ワンピース | すそまつり         | 針目が3cm 間隔に4針以上      | 20cm につき |                 |                      |       |                 |
|       | スナップ付け        | 1cm型                | 1組につき    |                 |                      |       |                 |
|       | かぎホック付け       | ウエスト用以外、小、2つ穴       | 1組につき    |                 |                      |       |                 |
|       | ボタン付け         | 18mm 以下、2つ穴、根巻き4回以上 | 1個につき    |                 |                      |       |                 |
|       |               | 飾りボタン付け             | 1個につき    |                 |                      |       |                 |
|       | 鎖糸ループ付け       |                     | 1か所につき   |                 |                      |       |                 |
|       | プリーツしつけ       | ×印のしつけ止め            | 1か所につき   |                 |                      |       |                 |
|       | 肩パット付け        |                     | 1組につき    |                 |                      |       |                 |
|       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                     | 1枚につき    |                 |                      |       |                 |
|       |               |                     |          |                 |                      |       |                 |
| ブルーズ  | 身返し端まつり(千鳥)   | 針目が3cm 間隔に5針以上      | 1か所につき   |                 |                      |       |                 |
|       | 身返し星入れ        | 針目が3cm 間隔に3針以上      | 10cm につき |                 |                      |       |                 |
|       | ボタン付け         | 18mm 以下、2つ穴、根巻き4回以上 | 1個につき    |                 |                      |       |                 |
|       | ベント止め         | ×印のしつけ止め            | 1か所につき   |                 |                      |       |                 |
|       | 身返し裏まつり       | 針目が3cm 間隔に4針以上      | 10cm につき |                 |                      |       |                 |
|       | そで付け裏まつり      | 針目が3cm 間隔に7針以上      | 10cm につき |                 |                      |       |                 |
|       | そで口裏まつり       |                     | 10cm につき |                 |                      |       |                 |
|       | 鎖糸ループ付け       |                     | 1か所につき   |                 |                      |       |                 |
|       | 肩パット付け        |                     | 1組につき    |                 |                      |       |                 |
|       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                     | 1枚につき    |                 |                      |       |                 |
|       |               |                     |          |                 |                      |       |                 |
|       |               |                     |          |                 |                      |       |                 |
|       |               |                     |          |                 |                      |       |                 |
|       |               |                     |          |                 |                      |       |                 |

| 品目                    | 工 程           | 規 格                    | 単 位      | (1)<br>単位当り<br>の工賃額 | (2) 1時間当り<br>仕上げ量の比較 |       | (3)<br>従事家内労<br>働者数 |
|-----------------------|---------------|------------------------|----------|---------------------|----------------------|-------|---------------------|
|                       |               |                        |          |                     | 家内労働者                | 雇用労働者 |                     |
| コ<br>ー<br>ト           | スナップ付け        | 1 c m型                 | 1組につき    |                     |                      |       |                     |
|                       | ボタン付け         | 18mm 以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上 | 1 個につき   |                     |                      |       |                     |
|                       |               | 力ボタン付け                 | 1 個につき   |                     |                      |       |                     |
|                       | 鎖糸ループ付け       |                        | 1 か所につき  |                     |                      |       |                     |
|                       | ベント止め         | ×印のしつけ止め               | 1 か所につき  |                     |                      |       |                     |
|                       | 肩パット付け        |                        | 1組につき    |                     |                      |       |                     |
|                       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                        | 1 枚につき   |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |
| ス<br>カ<br>ー<br>ト      | すそまつり         | 針目が 3 cm 間隔に 4 針以上     | 20cm につき |                     |                      |       |                     |
|                       | スナップ付け        | 1 c m型                 | 1組につき    |                     |                      |       |                     |
|                       | かぎホック付け       | ウエスト用、前かん              | 1組につき    |                     |                      |       |                     |
|                       | ボタン付け         | 18mm 以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上 | 1 個につき   |                     |                      |       |                     |
|                       | 鎖糸ループ付け       |                        | 1 か所につき  |                     |                      |       |                     |
|                       | ベント止め         | ×印のしつけ止め               | 1 か所につき  |                     |                      |       |                     |
|                       | プリーツしつけ       |                        | 1 か所につき  |                     |                      |       |                     |
|                       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                        | 1 枚につき   |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |
| ス<br>ラ<br>ッ<br>ク<br>ス | スナップ付け        | 1 c m型                 | 1組につき    |                     |                      |       |                     |
|                       | かぎホック付け       | ウエスト用、前かん              | 1組につき    |                     |                      |       |                     |
|                       | ボタン付け         | 18mm 以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上 | 1 個につき   |                     |                      |       |                     |
|                       |               | 飾りボタン付け                | 1 個につき   |                     |                      |       |                     |
|                       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                        | 1 枚につき   |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |
|                       |               |                        |          |                     |                      |       |                     |

## 2. 男子既製服

| 品目               | 工 程           | 規 格               | 単 位           | (1)<br>単位当り<br>の工賃額 | (2) 1時間当り<br>仕上げ量の比較 |       | (3)<br>従事家内労<br>働者数 |
|------------------|---------------|-------------------|---------------|---------------------|----------------------|-------|---------------------|
|                  |               |                   |               |                     | 家内労働者                | 雇用労働者 |                     |
| 背<br>広<br>上<br>衣 | 上襟付けまつり       | 針目が3cm間隔に6針以上     | 1枚(30cm)につき   |                     |                      |       |                     |
|                  | 下襟からげまつり      |                   | 1枚(10cm)につき   |                     |                      |       |                     |
|                  | 肩裏まつり         | 針目が3cm間隔に9針以上     | 1枚(17cm×2)につき |                     |                      |       |                     |
|                  | そで付け裏まつり      |                   | 1枚(60cm×2)につき |                     |                      |       |                     |
|                  | 身返し奥星入れ       | 針目が3cm間隔に4針以上     | 1枚(70cm×2)につき |                     |                      |       |                     |
|                  | 身返し7mm星入れ     |                   | 1枚(45cm×2)につき |                     |                      |       |                     |
|                  | 背裏鎖止め         | 鎖糸ループ付け           | 1枚につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | ベントまつり        | 針目が3cm間隔に6針以上     | 1か所(10cm)につき  |                     |                      |       |                     |
|                  | ベント止め         | 2本糸を×印のしつけ止め      | 1か所につき        |                     |                      |       |                     |
|                  | 背すそまつり        | 針目が3cm間隔に6針以上     | 1枚(20cm×2)につき |                     |                      |       |                     |
|                  | ボタン付け         | 中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上 | 1個につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 前裏すそまつり       | 針目が3cm間隔に5針以上     | 1枚(30cm×2)につき |                     |                      |       |                     |
|                  | わき裏まつり        |                   | 1枚(55cm×2)につき |                     |                      |       |                     |
|                  | 肩パット付け        |                   | 1組につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 糸始末(糸くず取りを含む) |                   | 1枚につき         |                     |                      |       |                     |
|                  |               |                   |               |                     |                      |       |                     |
|                  |               |                   |               |                     |                      |       |                     |
|                  |               |                   |               |                     |                      |       |                     |
|                  |               |                   |               |                     |                      |       |                     |
|                  |               |                   |               |                     |                      |       |                     |
| ズ<br>ボ<br>ン      | 腰裏かんぬき止め      | 12か所              | 1本につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 腰裏後端まつり       | 針目が3cm間隔に10針以上    | 1本につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 前立てまつり        | 針目が3cm間隔に6針以上     | 1本につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 天ぐ裏まつり        |                   | 1本につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | シックまつり        |                   | 1本につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 小またちどり        |                   | 1本につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 内またちどり        |                   | 1本につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 腰裏奥まつり        |                   | 針目が3cm間隔に5針以上 | 1本につき               |                      |       |                     |
|                  | ボタン付け         | 小ボタン、根巻き4回以上      | 1個につき         |                     |                      |       |                     |
|                  | 糸始末(糸くず取りを含む) |                   | 1本につき         |                     |                      |       |                     |
|                  |               |                   |               |                     |                      |       |                     |
|                  |               |                   |               |                     |                      |       |                     |
|                  |               |                   |               |                     |                      |       |                     |



# 令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査票

《委託者用 その3》

- ◎ 貴事業所において、家内労働者に  
「アームホール星入れ（星止め）」  
の業務を委託している場合、規格、単位、単位当たりの工賃額、1時間当たり仕上げ量の比較、従事家内労働者数について、ご記入ください。
- ◎ 当該業務を委託されていない場合は回答は不要です。

## アームホール星入れ（星止め）

- 1 規格  
〔 (例) 針目が○cm間隔に●針以上 など 〕
- 2 単位  
〔 (例) 1枚○cmにつき など 〕
- 3 単位当たりの工賃額（貴事業所で取り決めている工賃額を、単位当りに換算して記入して下さい。）  
〔 〕
- 4 1時間当たりの仕上げ量の比較（家内労働者、雇用労働者それぞれについて平均的数値を記入して下さい。明確に判断できない場合は、推定でも結構です。）  
〔 [家内労働者]  
[雇用労働者] 〕
- 5 従事家内労働者数（9月末日現在で、「アームホール星入れ（星止め）」業務に従事している人数を記入して下さい。）  
〔 〕
- 6 その他、「アームホール星入れ（星止め）」業務についてご意見がありましたら  
〔 〕

# 令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査票

## 《家内労働者用 その1》

青森労働局

- 1 令和6年9月30日現在で、記入して下さい。
- 2 回答は、太枠内に記入して下さい。
- 3 回答は、該当するものを選び、番号を○で囲んで下さい。  
また、( )内は具体的に記入して下さい。

問1 あなたの性別、年齢を記入して下さい。

|   |   |
|---|---|
| 男 | 1 |
| 女 | 2 |

|   |   |
|---|---|
| 満 | 歳 |
|---|---|

問2 現在までの家内労働の経験年数を記入して下さい。

(委託者が違っていても同じような作業であれば通算してください。)

|   |    |
|---|----|
| 年 | か月 |
|---|----|

問3 委託の経路をお答えください。

|              |   |
|--------------|---|
| 委託者から直接      | 1 |
| グループリーダーを通じて | 2 |
| その他 ( )      | 3 |

問4 委託条件（工賃単価、納期、工賃支払日など）は、どのような方法で明らかにされていますか。

|         |   |
|---------|---|
| 家内労働手帳  | 1 |
| その他の手帳  | 2 |
| 伝票      | 3 |
| 口約束     | 4 |
| その他 ( ) | 5 |

問5 令和6年9月分の仕事について記入して下さい。  
 (9月分が不明の場合は、8月分で記入して下さい。)

① 作業日数  日

② 1日平均作業時間  時間

③ 工賃月収額  円

問6 工賃単価は1年前(令和5年9月)と比較してどうですか。

|               |   |
|---------------|---|
| 変わらない         | 1 |
| 単価が上がった       | 2 |
| 単価が下がった       | 3 |
| 1年前は従事していなかった | 4 |

問7 仕事量は1年前(令和5年9月)と比較してどうですか。

|               |   |
|---------------|---|
| 変わらない         | 1 |
| 仕事量が増えた       | 2 |
| 仕事量が減った       | 3 |
| 1年前は従事していなかった | 4 |

問8 必要経費としてどのようなものが、1か月どのくらいかかっていますか。

|         |   |
|---------|---|
| 全くかからない | 1 |
| 電気代     | 2 |
| その他 ( ) | 3 |
| わからない   | 4 |

どのくらいかかっていますか。

円

問9 家内労働全般についてご意見又はご要望がありましたらご記入下さい。

.....

.....

.....

.....

《家内労働者用 その2》

◎ 作業を行っている品目について (1) ~ (2) をご記入ください。

(1) 単位当りの工賃額…委託者と取り決めている工賃額を、単位当りに換算して記入して下さい。

(2) 1時間当りの作業個数…1時間で作業する平均的個数を記入して下さい。

品目、工程、規格について該当するものがない場合は、余白に記入をお願いします。

1. 婦人既製服

| 品目                    | 工 程           | 規 格                | 単 位     | (1)<br>単位当りの<br>工 賃 額 | (2)<br>1時間当りの<br>作 業 個 数 |
|-----------------------|---------------|--------------------|---------|-----------------------|--------------------------|
| ワ<br>ン<br>ピ<br>ー<br>ス | すそまつり         | 針目が3cm間隔に4針以上      | 20cmにつき |                       |                          |
|                       | スナップ付け        | 1cm型               | 1組につき   |                       |                          |
|                       | かぎホック付け       | ウエスト用以外、小、2つ穴      | 1組につき   |                       |                          |
|                       | ボタン付け         | 18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上 | 1個につき   |                       |                          |
|                       |               | 飾りボタン付け            | 1個につき   |                       |                          |
|                       | 鎖糸ループ付け       |                    | 1か所につき  |                       |                          |
|                       | プリーツしつけ       | ×印のしつけ止め           | 1か所につき  |                       |                          |
|                       | 肩パット付け        |                    | 1組につき   |                       |                          |
|                       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                    | 1枚につき   |                       |                          |
|                       |               |                    |         |                       |                          |
|                       |               |                    |         |                       |                          |
|                       |               |                    |         |                       |                          |
| ブ<br>レ<br>ザ<br>ー      | 身返し端まつり(千鳥)   | 針目が3cm間隔に5針以上      | 1か所につき  |                       |                          |
|                       | 身返し星入れ        | 針目が3cm間隔に3針以上      | 10cmにつき |                       |                          |
|                       | ボタン付け         | 18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上 | 1個につき   |                       |                          |
|                       | ベント止め         | ×印のしつけ止め           | 1か所につき  |                       |                          |
|                       | 身返し裏まつり       | 針目が3cm間隔に4針以上      | 10cmにつき |                       |                          |
|                       | そで付け裏まつり      | 針目が3cm間隔に7針以上      | 10cmにつき |                       |                          |
|                       |               |                    | 10cmにつき |                       |                          |
|                       | 鎖糸ループ付け       |                    | 1か所につき  |                       |                          |
|                       | 肩パット付け        |                    | 1組につき   |                       |                          |
|                       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                    | 1枚につき   |                       |                          |
|                       |               |                    |         |                       |                          |
|                       |               |                    |         |                       |                          |
|                       |               |                    |         |                       |                          |
|                       |               |                    |         |                       |                          |
|                       |               |                    |         |                       |                          |

| 品目                    | 工程            | 規格                  | 単位       | (1)<br>単位当りの<br>工賃額 | (2)<br>1時間当りの<br>作業個数 |
|-----------------------|---------------|---------------------|----------|---------------------|-----------------------|
| コ<br>ー<br>ト           | スナップ付け        | 1 c m型              | 1組につき    |                     |                       |
|                       | ボタン付け         | 18mm 以下、2つ穴、根巻き4回以上 | 1個につき    |                     |                       |
|                       |               | 力ボタン付け              | 1個につき    |                     |                       |
|                       | 鎖糸ループ付け       |                     | 1か所につき   |                     |                       |
|                       | ベント止め         | ×印のしつけ止め            | 1か所につき   |                     |                       |
|                       | 肩パット付け        |                     | 1組につき    |                     |                       |
|                       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                     | 1枚につき    |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |
| ス<br>カ<br>ー<br>ト      | すそまつり         | 針目が3cm 間隔に4針以上      | 20cm につき |                     |                       |
|                       | スナップ付け        | 1 c m型              | 1組につき    |                     |                       |
|                       | かぎホック付け       | ウエスト用、前かん           | 1組につき    |                     |                       |
|                       | ボタン付け         | 18mm 以下、2つ穴、根巻き4回以上 | 1個につき    |                     |                       |
|                       | 鎖糸ループ付け       |                     | 1か所につき   |                     |                       |
|                       | ベント止め         | ×印のしつけ止め            | 1か所につき   |                     |                       |
|                       | プリーツしつけ       |                     | 1か所につき   |                     |                       |
|                       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                     | 1枚につき    |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |
| ス<br>ラ<br>ッ<br>ク<br>ス | スナップ付け        | 1 c m型              | 1組につき    |                     |                       |
|                       | かぎホック付け       | ウエスト用、前かん           | 1組につき    |                     |                       |
|                       | ボタン付け         | 18mm 以下、2つ穴、根巻き4回以上 | 1個につき    |                     |                       |
|                       |               | 飾りボタン付け             | 1個につき    |                     |                       |
|                       | 糸始末(糸くず取りを含む) |                     | 1枚につき    |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |
|                       |               |                     |          |                     |                       |

## 2. 男子既製服

| 品目               | 工程            | 規格                | 単位            | (1)<br>単位当りの<br>工賃額 | (2)<br>1時間当りの<br>作業個数 |
|------------------|---------------|-------------------|---------------|---------------------|-----------------------|
| 背<br>広<br>上<br>衣 | 上襟付けまつり       | 針目が3cm間隔に6針以上     | 1枚(30cm)につき   |                     |                       |
|                  | 下襟からげまつり      |                   | 1枚(10cm)につき   |                     |                       |
|                  | 肩裏まつり         | 針目が3cm間隔に9針以上     | 1枚(17cm×2)につき |                     |                       |
|                  | そで付け裏まつり      |                   | 1枚(60cm×2)につき |                     |                       |
|                  | 身返し奥星入れ       | 針目が3cm間隔に4針以上     | 1枚(70cm×2)につき |                     |                       |
|                  | 身返し7mm星入れ     |                   | 1枚(45cm×2)につき |                     |                       |
|                  | 背裏鎖止め         | 鎖糸ループ付け           | 1枚につき         |                     |                       |
|                  | ベントまつり        | 針目が3cm間隔に6針以上     | 1か所(10cm)につき  |                     |                       |
|                  | ベント止め         | 2本糸を×印のしつけ止め      | 1か所につき        |                     |                       |
|                  | 背すそまつり        | 針目が3cm間隔に6針以上     | 1枚(20cm×2)につき |                     |                       |
|                  | ボタン付け         | 中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上 | 1個につき         |                     |                       |
|                  | 前裏すそまつり       | 針目が3cm間隔に5針以上     | 1枚(30cm×2)につき |                     |                       |
|                  | わき裏まつり        |                   | 1枚(55cm×2)につき |                     |                       |
|                  | 肩パット付け        |                   | 1組につき         |                     |                       |
|                  | 糸始末(糸くず取りを含む) |                   | 1枚につき         |                     |                       |
|                  |               |                   |               |                     |                       |
|                  |               |                   |               |                     |                       |
|                  |               |                   |               |                     |                       |
|                  |               |                   |               |                     |                       |
|                  |               |                   |               |                     |                       |
| ズ<br>ボ<br>ン      | 腰裏かんぬき止め      | 12か所              | 1本につき         |                     |                       |
|                  | 腰裏後端まつり       | 針目が3cm間隔に10針以上    | 1本につき         |                     |                       |
|                  | 前立てまつり        | 針目が3cm間隔に6針以上     | 1本につき         |                     |                       |
|                  | 天ぐ裏まつり        |                   | 1本につき         |                     |                       |
|                  | シックまつり        |                   | 1本につき         |                     |                       |
|                  | 小またちどり        |                   | 1本につき         |                     |                       |
|                  | 内またちどり        |                   | 1本につき         |                     |                       |
|                  | 腰裏奥まつり        |                   | 針目が3cm間隔に5針以上 | 1本につき               |                       |
|                  | ボタン付け         | 小ボタン、根巻き4回以上      | 1個につき         |                     |                       |
|                  | 糸始末(糸くず取りを含む) |                   | 1本につき         |                     |                       |
|                  |               |                   |               |                     |                       |
|                  |               |                   |               |                     |                       |



# 令和6年度青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃実態調査票

《家内労働者用 その3》

- ◎ 貴方が、  
「アームホール星入れ（星止め）」  
の業務を行っている場合、規格、単位、単位当たりの工賃額、1時間当たりの作業  
個数について、ご記入ください。
- ◎ 当該業務を行っていない場合は回答は不要です。

## アームホール星入れ（星止め）

- 1 規格  
〔 (例) 針目が○cm間隔に●針以上 など 〕
- 2 単位  
〔 (例) 1枚○cmにつき など 〕
- 3 単位当たりの工賃額  
(委託者と取り決めている工賃額を、単位当りに換算して記入して下さい。)  
〔 〕
- 4 1時間当たりの作業個数  
(1時間で作業する平均的個数を記入して下さい。)  
〔 〕
- 5 その他、「アームホール星入れ（星止め）」業務についてご意見がありましたら  
お願いします。  
〔 〕

# 家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



 厚生労働省

令和6年度版

# はじめに

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定およびその周知、安全および衛生の確保などのさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法の概要や家内労働に関する施策などを分かりやすく説明するものです。ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

令和6年

厚生労働省雇用環境・均等局

## 目 次

|     |               |    |
|-----|---------------|----|
| I   | 家内労働法のあらまし    | 4  |
| II  | 家内労働に関する施策の概要 | 21 |
| III | 家内労働の現状       | 30 |

# I 家内労働法のあらまし

## 家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければなりません。

## 家内労働者の定義（法第2条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
  - \* 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
  - \* 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
  - \* 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

## 委託者の定義（法第2条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
  - \* 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
  - \* 電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
  - \* 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

## 補助者の定義（法第2条④）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。

## 家内労働手帳（法第3条）

委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をするつど、必要事項を記入しなければならないと定められています。記入すべき内容は以下のとおりです。

家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければなりません。

家内労働手帳は、法令で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、下記のモデル様式の普及を図っています。

### 委託の原材料の引渡しのとしまでに（基本委託条件の通知）

- ・家内労働者の氏名
- ・委託者の氏名
- ・営業所の名称・所在地
- ・工賃の支払方法、  
その他の委託条件 など

伝票式家内労働手帳  
様式第1

### 基本委託条件の通知

年 月 日

|       |    |      |  |  |     |            |     |  |  |
|-------|----|------|--|--|-----|------------|-----|--|--|
| 家内労働者 | 氏名 |      |  |  | 委託者 | 氏名         |     |  |  |
|       | 性別 | 生年月日 |  |  |     | 名称         |     |  |  |
|       | 住所 |      |  |  |     | 営業所<br>所在地 | TEL |  |  |
| 補助者   | 氏名 |      |  |  | 代理人 | 氏名         |     |  |  |
|       | 性別 | 生年月日 |  |  |     | 住所         | TEL |  |  |
|       |    |      |  |  |     |            |     |  |  |

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。  
なお、御承諾の場合は御連絡願います。

|                                      |                      |                   |             |
|--------------------------------------|----------------------|-------------------|-------------|
| 工賃の支払方法                              | 支払場所                 | イ 家内労働者宅          | ロ グループリーダー宅 |
|                                      |                      | ハ 委託者の営業所         | ニ その他( )    |
|                                      | 支払期日                 | イ 毎月 日締め、(同月) 日払い | ロ 納品の都度払い   |
|                                      | 通貨以外のもの<br>で支払う場合の方法 |                   |             |
| 物品の受渡し場所                             | イ 家内労働者宅             | ロ グループリーダー宅       |             |
|                                      | ハ 委託者の営業所            | ニ その他( )          |             |
| 不良品の取扱いに<br>関する定め<br>(検査日に関する<br>定め) |                      |                   |             |
| 備考                                   |                      |                   |             |

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

## 原材料の受渡しのつど (注文伝票)

- ・ 委託業務の内容
  - ・ 納入させる物品の数量
  - ・ 工賃単価
  - ・ 工賃の支払期日
  - ・ 納品の時期
- など

伝票式家内労働手帳  
様式第2

No. \_\_\_\_\_

注 文 伝 票

年 月 日

\_\_\_\_ 殿

委託者

| 品 名 | 数 量 | 単 価 | 納 期 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |     |
|     |     |     |     |     |
|     |     |     |     |     |
|     |     |     |     |     |
|     |     |     |     |     |

|        |       |                  |
|--------|-------|------------------|
| 工賃支払期日 | 年 月 日 | 付「基本委託条件の通知」による。 |
|--------|-------|------------------|

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。  
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書を添付すること。
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

## 物品の受渡し、工賃の支払のつど (受入伝票)

- ・ 受領年月日
  - ・ 工賃支払額
- など

伝票式家内労働手帳  
様式第3

No. \_\_\_\_\_

受 入 伝 票

年 月 日

\_\_\_\_ 殿

委託者

| 品 名 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 製品の受領印 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
|     |     |     |     |        |     |
|     |     |     |     |        |     |
|     |     |     |     |        |     |
|     |     |     |     |        |     |
|     |     |     |     |        |     |
| 合 計 |     |     |     |        |     |

|        |         |     |
|--------|---------|-----|
| 月 日締切分 | 累 計 金 額 | 備 考 |
|        |         |     |

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、

- (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

## 就業時間（法第4条）

家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

## 委託の打ち切りの予告（法第5条）

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

## 工賃の支払（法第6条）

工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うことができます。

工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

## 工賃の支払場所など（法第7条）

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

## 最低工賃（法第8条～第16条）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者または委託者を代表する者は、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正または廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

## 安全および衛生に関する措置（法第17条）

### 1 委託者が講ずべき危害防止措置

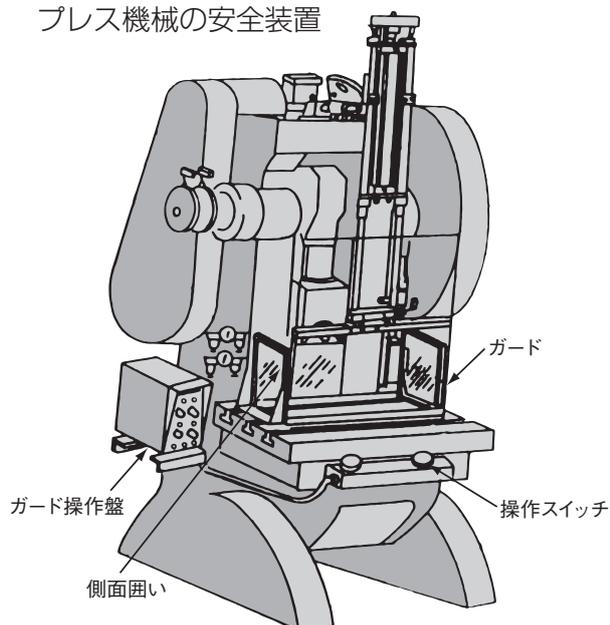
家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているため、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということではできませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において、「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

#### (1) プレス機械などへの安全装置の取付け（施行規則第10条）

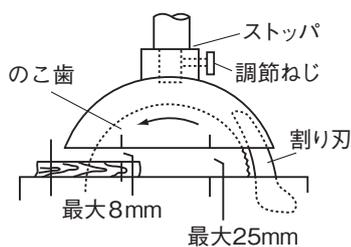
プレス加工や木材加工に使用する機械については、手や指を切断するような大きな災害が起きることがあります。

そのため、プレス機械や木材加工用機械のうち、作業者に危険を及ぼすおそれがあるものには、安全装置を取り付けなければなりません。

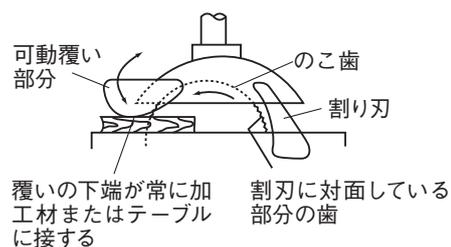
プレス機械の安全装置



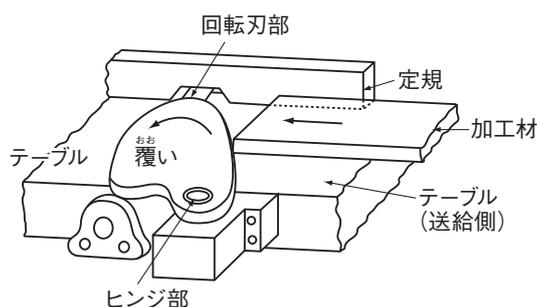
木材加工用機械の安全装置（例）



[丸のこ盤の固定式安全装置]



[丸のこ盤の可動式安全装置]



[手押しかな盤の可動式安全装置]

## (2) 安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。また、手押しかんな盤については、刃物取り付け部は丸胴であることを確認しなければなりません。

### ①木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置または歯の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第86号）

### ②手押しかんな盤の刃の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第87号）

### ③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い

（昭和46年労働省告示第8号）

### ④動力により駆動されるプレス機械

（昭和52年労働省告示第116号）

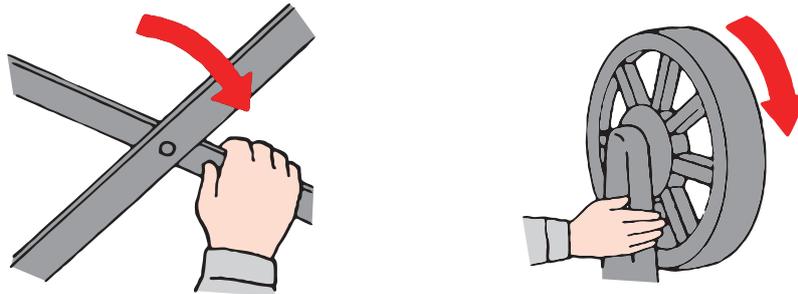
## (3) 機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

機械の危険源の例

### ①せん断の危険源



### ②巻き込みの危険源

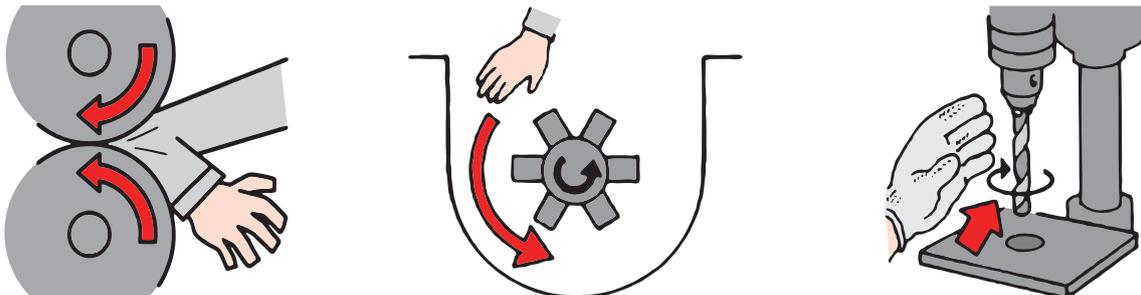


表1 防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

| 機械または器具                              | 措置                                     |
|--------------------------------------|----------------------------------------|
| 原動機、または回転軸・歯車・プーリ・ベルトがある機械           | 危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。        |
| 回転軸・歯車・プーリ・フライホイールの止め具がある機械（埋頭型は除く。） | 止め具に覆いを取り付けること。                        |
| バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）          | 研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。                 |
| 面取り盤                                 | 刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）  |
| 紙、布、金属箔を通すロール機                       | 囲いまたはガイドロールを取り付けること。                   |
| 電気機械器具                               | 感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。 |

**(4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）**

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、表2に示すとおり家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

**SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知**

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性が明らかとなっている化学物質（896物質）にはSDSの交付が義務付けられています。このほかの危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表2 書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第1）

| 機械、器具または原材料その他の物品                          | 事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機 械                                        | <p>1 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。</p> <p>2 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。</p> <p>3 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 研削といし                                      | <p>1 その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えた場合には3分間以上試運転をすること。</p> <p>2 最高使用周速度をこえて使用しないこと。</p> <p>3 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| プレス機械またはシャー                                | <p>1 安全装置を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>2 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>3 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ クラッチ及びブレーキの異常の有無</li> <li>ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無</li> <li>ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無</li> <li>ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無</li> <li>ホ 配線及び開閉器の異常の有無</li> </ul> <p>4 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ クラッチ及びブレーキの機能</li> <li>ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無</li> <li>ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能</li> </ul> <p>5 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。</p> |
| ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械 | 手袋をしないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危険物                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。</li> <li>2 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。</li> <li>3 危険物のある場所に消火設備を置くこと。</li> <li>4 危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                          |
| 有機溶剤など                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 有機溶剤の人体に及ぼす作用</li> <li>2 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。</li> <li>3 風上で作業を行うこと。</li> <li>4 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。</li> <li>5 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。</li> <li>ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。</li> <li>ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。</li> <li>ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。</li> </ol> </li> <li>6 必要な健康診断を受けること。</li> </ol> |
| 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発生する原因となる物品 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用</li> <li>2 風上で作業を行うこと。</li> <li>3 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。</li> <li>4 定期的に作業場をそうじすること。</li> <li>5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。</li> <li>6 必要な健康診断を受けること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 鉛など                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉛などの人体に及ぼす作用</li> <li>2 屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。</li> <li>3 毎日1回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。</li> <li>4 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|  |                                                                                     |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>5 粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。</p> <p>6 必要な健康診断を受けること。</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------|

## 参考

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。（平成25年3月14日付通達）

### 家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要 （平成25年3月14日付け通達）

## 1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

### <委託者>

胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要。

### <家内労働者>

危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。  
密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

## 2 洗浄・拭き取り業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

### ① 危害防止のための書面の交付等

- ・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。
- ・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

### ② 設備等の設置

- ・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

### ③ 保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

### ④ 引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

## (5) 有害物についての容器の使用など（施行規則第15条）

接着剤などに含有されている有機溶剤は、多量に吸引すると急性中毒を起こしたり、低濃度であっても長期間にわたってさらされていると体内吸収によるさまざまな健康障害を起こしたりすることがあります。

委託者は、有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・塗薬を家内労働者に譲渡、貸与、提供するときは、それらが漏れたり、発散するおそれのない容器を使用しなければなりません。

また、容器の見やすいところに、有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

### 容器などの表示事項の参考例

（労働安全衛生法第57条、労働安全衛生規則第32、33条）

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| 1 名称                  | 5 注意喚起語    |
| 2 人体に及ぼす作用            | 6 安定性及び反応性 |
| 3 貯蔵または取り扱い上の注意       | 7 標章（絵表示）  |
| 4 表示をする者の氏名、住所および電話番号 |            |

### 標章（絵表示）の例



## 2 家内労働者が講ずべき危害防止措置

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取り付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。（施行規則第17条）（8～10ページ1（1）～（3）参照）

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

### （1）設備などの設置（施行規則第18条）

有機溶剤や粉じんによる健康障害を防ぐには、原因となる危険源をなくしたり、危険源にさらされないようにすることが重要です。

そのため、家内労働者は表3の業務に従事する場合には、密閉設備、局所排気装置、湿潤化装置などを設けるように努めなければなりません。

表3 設備などを設置しなければならない業務

| 業務                                               | 設備または装置                        |
|--------------------------------------------------|--------------------------------|
| 有機溶剤 <sup>(※)</sup> を取り扱う業務                      | 蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置または排気筒 |
| 有機溶剤 <sup>(※)</sup> を吹き付ける業務                     | 局所排気装置                         |
| 鉛などを取り扱う業務                                       | 局所排気装置、全体換気装置または排気筒            |
| 研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、または金属を裁断する場所における業務 | 局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置          |

※有機溶剤等には以下のものがあります

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種有機溶剤：1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）・二硫化炭素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第2種有機溶剤：アセトン・イソブチルアルコール・イソプロピルアルコール・イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）・エチルエーテル・エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）・エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）・エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）・エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）・オルト-ジクロロベンゼン・キシレン・クレゾール・クロロベンゼン・酢酸イソブチル・酢酸イソプロピル・酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）・酢酸エチル・酢酸ノルマル-ブチル・酢酸ノルマル-プロピル・酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）・酢酸メチル・シクロヘキサノール・シクロヘキサノン・N,N-ジメチルホルムアミド・テトラヒドロフラン・1,1,1-トリクロロエタン・トルエン・ノルマルヘキサノール・1-ブタノール・2-ブタノール・メタノール・メチルエチルケトン・メチルシクロヘキサノール・メチルシクロヘキサノン・メチル-ノルマル-ブチルケトン |
| 第3種有機溶剤：ガソリン・コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む）・石油エーテル・石油ナフサ・石油ベンジン・テレピン油・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 特別有機溶剤等：エチルベンゼン・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）・1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）・テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## (2) 保護具などの使用（施行規則第19条）

作業に伴うけがや健康障害を防止するためには、家内労働者または補助者が適切な保護具などを使用することにより、災害を防止したりけがの程度を軽減することが期待できます。

このため、家内労働者または補助者は、表4の業務に従事する場合には、保護具などを使用しなければなりません。

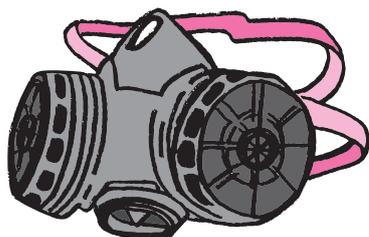
表4 保護具などを使用しなければならない業務

| 業務                                         | 保護具など                                                                                                    |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務             | ブラシ、保護眼鏡                                                                                                 |
| 運転中の機械に頭髮または被服が巻き込まれるおそれのある業務              | 適当な帽子または作業服                                                                                              |
| ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務                   | マスクまたは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあっては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具または防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有するもの |
| 皮膚に障害を与える物品や皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務 | 塗布剤、不浸透性作業衣または手袋                                                                                         |
| 強烈な騒音を発する業務                                | 耳せん                                                                                                      |

### 保護具の例

#### 呼吸用保護具

※作業にあわせて防毒マスク、防じんマスクを間違わないように選ばなければなりません。



#### 化学防護手袋



#### 保護具を使用しての作業の例（接着剤の塗布作業）

※有機溶剤業務には防毒マスクを使用します。  
使用時間に応じて吸収缶の交換が必要です。



### (3) 危険物の取り扱い（施行規則第20条）

危険物を取り扱うとき、その取扱方法を誤ると災害につながる場合があります。

そのため、家内労働者または補助者は、表5の危険物を取り扱う場合には、必要事項を守らなければなりません。

表5 危険物の種類と守らなければならない事項

| 物品     | 守らなければならない事項                                                       |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 発火性の物品 | みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。 |
| 酸化性の物品 | みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。                  |
| 引火性の物品 | みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。              |
| 可燃性のガス | みだりに発散させないこと。                                                      |

※表5に掲げる危険物の具体的内容については、表6を参照して下さい。

表6 危険物一覧

| 種別     | 名称                                                                                                                                             |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発火性の物品 | 赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉                                                                                                |
| 酸化性の物品 | 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類 |
| 引火性の物品 | エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品  |
| 可燃性のガス | 水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、1気圧において気体である可燃性の物品                                                                                     |
| 備考     | 引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。                                                                        |

#### (4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

委託者は、家内労働者や補助者に危害を生じるおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与、提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません（10ページ1（4）参照）。

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。これは、家内労働者や補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも、緊急の際の応急措置などについて十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、上記の書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

委託者や家内労働者が上記の措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者または家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止などを命じたりすることができます。（法第18条）

### 届出（法第26条）

委託者は、次の届けを労働基準監督署に提出しなければなりません。（施行規則第23条）

※各種申請・届出などの手続きをe-GoVから申請することもできます。（<https://www.e-gov.go.jp/>）

自宅や職場から24時間申請することが可能です。

### 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第2号

委 託 状 況 届

| 事業の種類 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |
|-------|--------|---------|---|---------|---|---------|------|---------|---|---------|---|------|---------|--|
|       |        | (電話番号)  |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |
|       |        | 家内労働者数  |   |         |   |         | 補助者数 |         |   |         |   | 代理人数 |         |  |
| 委託地域  | 男      | うち18歳未満 | 女 | うち18歳未満 | 計 | うち18歳未満 | 男    | うち18歳未満 | 女 | うち18歳未満 | 計 |      | うち18歳未満 |  |
|       |        | 都 道 ( ) |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |
|       |        | 府 県 ( ) |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |
|       |        | 都 道 ( ) |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |
|       |        | 府 県 ( ) |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |
|       |        | 都 道 ( ) |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |
|       |        | 府 県 ( ) |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |
| 備 考   |        |         |   |         |   |         |      |         |   |         |   |      |         |  |

年 月 日

委託者 氏 名 \_\_\_\_\_

労働局長 殿

注 意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。

2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

## 家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者または補助者がけがや病気で4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届 (日本工業規格 A列4)

|                        |       |    |         |  |        |    |        |       |             |
|------------------------|-------|----|---------|--|--------|----|--------|-------|-------------|
| 死傷病者<br>(家内労働者<br>補助者) | 氏名    |    |         |  | 性別     | 年齢 | 住所     |       | 委託業務<br>の内容 |
|                        |       |    |         |  |        |    |        |       |             |
| 委託者                    | 営業所   | 名称 |         |  | (電話番号) |    |        | 事業の種類 |             |
|                        | 所在地   |    |         |  |        |    |        |       |             |
| 死傷病                    | 発生日時  |    | 傷病名又は死因 |  | 傷害の部位  |    | 症状及び程度 |       | 休業日数又は死亡の日時 |
|                        | 年 月 日 |    |         |  |        |    |        |       |             |
| 死傷病の原因及び発生状況           |       |    |         |  |        |    |        |       |             |
| 年 月 日                  |       |    |         |  |        |    |        |       |             |
|                        |       |    |         |  | 委託者 氏名 |    |        |       |             |
|                        |       |    |         |  | 労働局長 殿 |    |        |       |             |

注 意

- 「死傷病者」欄の( )内は、該当しない事項を消すこと。
- 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

## 帳簿の備付け (法第27条)

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

様式第4号

帳 簿

|         |      |         |  |            |             |         |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
|---------|------|---------|--|------------|-------------|---------|--|-------|--|---------|--|-------|--|-----------|--|-------|--|--------|--|-----------------|--|----|--|
| 家内労働者   | 氏名   |         |  |            | 代理人         | 氏名      |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
|         | 性別   |         |  |            |             | 住所      |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
|         | 生年月日 |         |  |            |             | 代理業務の範囲 |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
| 住 所     |      |         |  |            | 特別な<br>委託条件 |         |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
| 作業上の所在地 |      |         |  |            |             |         |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
| 氏名      |      |         |  |            |             |         |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
| 性別      |      |         |  |            | 生年月日        |         |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
| 備考      |      |         |  |            |             |         |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
| 備 考     |      |         |  |            |             |         |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |
| 委託年月日   |      | 委託業務の内容 |  | 納入させる物品の数量 |             | 工賃の単価   |  | 納品の時期 |  | 工賃の支払期日 |  | 受領年月日 |  | 受領した物品の数量 |  | 支払年月日 |  | 支払工賃総額 |  | 通貨以外の工賃支払方法とその額 |  | 備考 |  |
|         |      |         |  |            |             |         |  |       |  |         |  |       |  |           |  |       |  |        |  |                 |  |    |  |

注 意

- 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
- 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。
- 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
- 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。
- 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。

令和2年4月1日より、帳簿の保存期間が3年間から5年間に延長されました(令和2年4月1日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます)。

## ● 申告（法第32条）

家内労働者や補助者は、家内労働法または同法に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局または労働基準監督署に申告することができます。

## ● 罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

【注1】法第33条～第36条において罰則額が定められていますが、罰金等臨時措置法（昭和23年12月18日法律第251号）第2条により、各条とも、2万円以下の罰金とされています。

【注2】委託状況届及び家内労働死傷病届について、令和2年12月25日より、署名又は押印が無くても、記名のみで届出が可能となりましたが、他人が委託者になりすまして届出をした場合は、私文書偽造として法令違反になる可能性があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

各種様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html>)

調停申請書は、こちらからダウンロードできます。  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000835724.doc>)

また、電子政府の総合窓口から電子申請を行うこともできます。  
(<https://www.e-gov.go.jp/>)

## II 家内労働に関する施策の概要

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、国や都道府県労働局、労働基準監督署では、次のような施策を行っています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払などの工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定および周知
- 4 危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全および衛生の確保
- 5 特定の危険または有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止
- 7 所得税の計算における必要経費の特例

### 1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（5～6ページ参照）を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

### 2 工賃支払の確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしているので、工賃が不払になったり、遅払になったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

### 3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

令和6年8月31日現在、93件の最低工賃が決定されています。

業種別最低工賃決定状況（令和6年8月31日現在93件）

| 業 種            |                                      | 決定件数（件） |
|----------------|--------------------------------------|---------|
| 繊維工業           | 織物                                   | 3       |
| 衣服、その他の繊維製品製造業 | ニット製造                                | 3       |
|                | 既製洋服など                               | 35      |
|                | 和服・その他                               | 13      |
| 紙・紙加工品製造業      |                                      | 4       |
| 金属製品製造業        |                                      | 3       |
| 電気機械器具等製造業     | 電気機械器具、情報通信機械器具、<br>電子部品・デバイス、機械器具など | 25      |
| その他            |                                      | 7       |
| 合 計            |                                      | 93      |

都道府県別最低工賃決定状況一覧（令和6年8月31日現在93件）

| 件 名                                 |
|-------------------------------------|
| 北海道和服裁縫業                            |
| 青森県和服裁縫業                            |
| 青森県男子・婦人既製服製造業                      |
| 青森県電気機械器具製造業                        |
| 岩手県既製洋服製造業                          |
| 岩手県電気機械器具製造業                        |
| 宮城県男子服・婦人服製造業                       |
| 宮城県電気機械器具製造業                        |
| 秋田県通信機器用部分品製造業                      |
| 秋田県男子服・婦人服・子供服製造業                   |
| 山形県男子・婦人既製服製造業                      |
| 福島県横編ニット製造業                         |
| 福島県電気機械器具、情報通信機械器具、<br>電子部品・デバイス製造業 |
| 福島県外衣・シャツ製造業                        |
| 茨城県男子既製洋服製造業                        |
| 茨城県電気機械器具製造業                        |
| 茨城県婦人・子供既製服製造業                      |
| 栃木県電気機械器具製造業                        |
| 栃木県衣服製造業                            |
| 群馬県横編ニット製造業                         |
| 群馬県婦人服製造業                           |
| 群馬県電気機械器具製造業                        |
| 埼玉県紙加工品製造業                          |

| 件 名                |
|--------------------|
| 埼玉県足袋製造業           |
| 埼玉県縫製業             |
| 埼玉県電気機械器具製造業       |
| 埼玉県革靴製造業           |
| 千葉県婦人既製洋服製造業       |
| 東京都電気機械器具製造業       |
| 東京都革靴製造業           |
| 東京都婦人既製洋服製造業       |
| 神奈川県紙加工品製造業        |
| 神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業 |
| 神奈川県電気機械器具製造業      |
| 新潟県男子・婦人既製洋服製造業    |
| 新潟県横編ニット製造業        |
| 新潟県作業工具製造業         |
| 新潟県洋食器・器物製造業       |
| 富山県電気機械器具製造業       |
| 富山県ファスナー加工業        |
| 福井県衣服製造業           |
| 福井県眼鏡製造業           |
| 山梨県貴金属製品製造業        |
| 山梨県電気機械器具製造業       |
| 山梨県婦人服製造業          |
| 長野県外衣・シャツ製造業       |
| 長野県電気機械器具製造業       |

| 件名               |
|------------------|
| 岐阜県男子既製洋服製造業     |
| 岐阜県婦人服製造業        |
| 岐阜県陶磁器上絵付業       |
| 静岡県車両電気配線装置製造業   |
| 愛知県車両電気配線装置製造業   |
| 三重県車両電気配線装置製造業   |
| 滋賀県下着・補整着製造業     |
| 京都府紙加工品製造業       |
| 京都府丹後地区絹織物業      |
| 大阪府男子既製洋服製造業     |
| 兵庫県綿・スフ織物業       |
| 兵庫県靴下製造業         |
| 兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業 |
| 兵庫県釣針製造業         |
| 兵庫県電気機械器具製造業     |
| 奈良県靴下製造業         |
| 鳥取県男子服・婦人服製造業    |
| 鳥取県和服裁縫業         |
| 島根県外衣・シャツ製造業     |
| 島根県電気機械器具製造業     |
| 島根県和服裁縫業         |
| 岡山県車両電気配線装置製造業   |
| 広島県既製服縫製業        |

| 件名                   |
|----------------------|
| 広島県和服裁縫業             |
| 広島県毛筆・画筆製造業          |
| 広島県電気機械器具製造業         |
| 山口県学校服製造業            |
| 徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業） |
| 香川県手袋・ソックスカバー製造業     |
| 愛媛県タオル製造業            |
| 高知県繊維産業              |
| 高知県衛生用紙製造業           |
| 福岡県男子服製造業            |
| 福岡県婦人服製造業            |
| 佐賀県婦人既製服製造業          |
| 長崎県男子既製洋服製造業         |
| 長崎県婦人既製洋服製造業         |
| 熊本県和服裁縫業             |
| 熊本県縫製業               |
| 熊本県電気機械器具製造業         |
| 大分県電気機械器具製造業         |
| 大分県衣服製造業             |
| 宮崎県男子既製洋服製造業         |
| 宮崎県内燃機関電装品製造業        |
| 鹿児島県電気機械器具製造業        |
| 沖縄県縫製業               |

## 4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

## 5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者（以下「家内労働者等」という。）については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

### 労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者等です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業
  - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
  - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
  - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
  - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
  - ① 粉じん作業
  - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業
  - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業
  - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
  - ① 仏壇
  - ② 木製または竹製の食器

## 特別加入時健康診断

家内労働者等で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、当該業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に特別加入健康診断を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒などのため療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務にかかわらず特別加入はできません。

また、その業務からの転換が必要と認められる場合には、その業務に係る特別加入はできません。

|   | 特別加入予定者の業務の種類 | 特別加入前に左記の業務に従事した期間<br>(通算期間) |
|---|---------------|------------------------------|
| 1 | 粉じん作業を行う業務    | 3 年 以 上                      |
| 2 | 振動工具使用の業務     | 1 年 以 上                      |
| 3 | 鉛業務           | 6 か 月 以 上                    |
| 4 | 有機溶剤業務        | 6 か 月 以 上                    |

## 加入手続

特別加入を希望する場合は、特別加入団体に申し込んでください（特別加入の手続きは、特別加入団体が行います）。新たに特別加入団体を作ろうとしている団体についても同様です。

新たに特別加入団体を作る場合には、「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

## 給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円となっています（※2,000円、2,500円、3,000円は家内労働者のみに認められています）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額などの所得水準に見合った額としてください。

## 保険料

保険料は家内労働者等の団体が納付します。その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります（次ページ参照）。

## 保険料率表（令和6年9月1日時点）

| 作業内容                                                                                                                        | 特別加入保険料率  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業                                                          | 14 / 1000 |
| 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業<br>・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業<br>・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業                        | 14 / 1000 |
| 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの<br>・履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）<br>・木製または合成樹脂製の漆器 | 5 / 1000  |
| 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの<br>・粉じん作業<br>・鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業<br>・鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業<br>・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業     | 17 / 1000 |
| 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業                                                                                              | 3 / 1000  |
| 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの<br>・仏壇<br>・木製または竹製の食器                                                             | 18 / 1000 |

## 保険給付および特別支給金

家内労働者等が、その作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中に、または作業場に隣接した場所において、家内労働に関する材料、加工品などの積み込み、積み下ろしおよび運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。したがって、自宅と作業場との間、または自宅や作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には保険給付を行いません。

なお、令和2年9月1日以降について、複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気等についても、保険給付が行われるようになりました。

### (1) 保険給付

#### ① 療養補償給付（複数事業労働者療養給付）

家内労働者等が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院または労災指定病院などで無料で療養を受けられます。そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気により療養を必要とする場合にも、同様に無料の療養または療養に要した費用が支給されます。

#### ② 休業補償給付（複数事業労働者休業給付）

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をするできず休業した場合、休業してから4日目を降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷または病気による療養のため仕事をするできず休業した場合にも、休業してから4日目を降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

### ③ 障害補償給付（複数事業労働者障害給付）

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合にも、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

### ④ 傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合にも、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

### ⑤ 遺族補償給付（複数事業労働者遺族給付）

家内労働者等が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により死亡した場合にも、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

### ⑥ 葬祭料（複数事業労働者葬祭給付）

業務上死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしており、複数の作業を要因とする理由により死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

### ⑦ 介護補償給付（複数事業労働者介護給付）

家内労働者等が業務上の事由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

## (2) 特別支給金

### ① 休業特別支給金

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

### ② 障害特別支給金

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じ一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

### ③ 遺族特別支給金

家内労働者等の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合はそれぞれ300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

### ④ 傷病特別支給金

家内労働者等が、業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合には、その障害の程度に応じ一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

## 6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買ったいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいで売りつける。工賃の取り決めはあいまい。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても応じない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、パソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられた上、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払いなど委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通あり得ません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。  
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
- (2) 収入などの委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。  
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。

## 7 所得税の計算における必要経費の特例について

所得税の計算において、事業所得または雑所得（公的年金等に係るものを除きます。以下同じです。）の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として55万円まで認める特例があります。

### （1）家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が55万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

### （2）家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記（1）と同様必要経費が合計で55万円まで認められます。この場合には、55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

### （3）家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合

- ・給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ・給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

詳しくは国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm>) をご覧いただくか、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）をおたずねください。

## Ⅲ 家内労働の現状（出典：令和5年度家内労働概況調査）

令和5年10月1日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

### 1 家内労働従事者

令和5年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は98,035人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は94,262人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は3,773人となっています。

### 2 家内労働者

#### (1) 推移

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和5年度は94,262人となっています。

#### (2) 男女別

家内労働者数を男女別にみると、男性が10,397人であるのに対し、女性は83,865人と全体の89.0%を占めています。

#### (3) 類型別

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が88,523人で全体の93.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は4,232人（4.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は1,507人（1.6%）となっています。

#### (4) 業種別

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が21,204人（22.5%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が12,139人（12.9%）となっています。

#### (5) 都道府県別

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が8,479人と最も多く、次いで愛知県が6,963人、大阪府が6,340人となっています。

## (6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、7,832人で、家内労働従事者数に占める割合は8.0%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、5,677人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の72.5%を占めています。

## 3 委託者

### (1) 委託者数

令和5年10月1日現在の委託者数は、6,869で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,515、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が354となっています。

### (2) 業種別

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が2,311(33.6%)と最も多く、「その他(雑貨等)」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が752(10.9%)となっています。

### (3) 1委託者当たりの平均家内労働者数

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.7人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が22.3人と最も多く、「その他(雑貨等)」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が16.3人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.9人と最も少なくなっています。

## 4 代理人

### (1) 代理人数

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがありますが、その数は令和5年10月1日現在421人となっています。

### (2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「その他(雑貨等)」を除くと、「繊維工業」が63人(15.0%)と最も多く、次いで「ゴム製品製造業」が55人(13.1%)、「電気機械器具製造業」が44人(10.5%)となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数

| 区 分                  |     |    | 昭和45年度               | 48年度                     | 50年度                      | 55年度                      | 60年度                      | 平成2年度                   | 7年度                      |
|----------------------|-----|----|----------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 家内労働従事者数<br>(対前年度比率) |     |    | 人<br>2,017,100       | 人<br>2,041,200<br>(0.2%) | 人<br>1,725,700<br>(△5.9%) | 人<br>1,415,500<br>(△1.9%) | 人<br>1,223,200<br>(△3.2%) | 人<br>951,800<br>(△6.0%) | 人<br>576,701<br>(△12.3%) |
| 家内労働者数<br>(対前年度比率)   |     |    | 1,811,200            | 1,844,400<br>(0.2%)      | 1,563,700<br>(△5.5%)      | 1,313,900<br>(△2.1%)      | 1,149,000<br>(△3.2%)      | 903,400<br>(△5.7%)      | 549,585<br>(△12.3%)      |
| 内                    | 性別  | 男性 | 139,500<br>[7.7%]    | 136,600<br>[7.4%]        | 125,200<br>[8.0%]         | 101,900<br>[7.8%]         | 78,100<br>[6.8%]          | 58,500<br>[6.5%]        | 36,443<br>[6.6%]         |
|                      |     | 女性 | 1,671,700<br>[92.3%] | 1,707,800<br>[92.6%]     | 1,438,500<br>[92.0%]      | 1,212,000<br>[92.2%]      | 1,070,900<br>[93.2%]      | 844,800<br>[93.5%]      | 513,142<br>[93.4%]       |
| 訳                    | 類型別 | 専業 | 171,000<br>[9.4%]    | 171,000<br>[9.3%]        | 134,800<br>[8.6%]         | 101,400<br>[7.7%]         | 76,200<br>[6.6%]          | 50,400<br>[5.6%]        | 31,848<br>[5.8%]         |
|                      |     | 内職 | 1,597,200<br>[88.2%] | 1,633,600<br>[88.6%]     | 1,393,800<br>[89.1%]      | 1,189,500<br>[90.5%]      | 1,058,500<br>[92.1%]      | 843,500<br>[93.4%]      | 512,900<br>[93.3%]       |
|                      |     | 副業 | 43,000<br>[2.4%]     | 39,800<br>[2.2%]         | 35,100<br>[2.2%]          | 23,000<br>[1.8%]          | 14,300<br>[1.2%]          | 9,400<br>[1.0%]         | 4,837<br>[0.9%]          |
| 補助者数                 |     |    | 205,900              | 196,800                  | 162,000                   | 101,600                   | 74,200                    | 48,400                  | 27,116                   |
| 委託者数                 |     |    | 113,100              | 110,900                  | 106,100                   | 90,100                    | 80,600                    | 59,800                  | 38,538                   |

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[ ]は、性及び類型別の構成比である。

第2表 業種別家内労働者

| 業 種              | 令和4年度               | 令和5年度               | 対前年度比率    |
|------------------|---------------------|---------------------|-----------|
| 総数               | 人<br>95,108<br>100% | 人<br>94,262<br>100% | %<br>△0.9 |
| 食料品製造業           | 1,743<br>1.8%       | 1,514<br>1.6%       | △13.1     |
| 繊維工業             | 21,554<br>22.7%     | 21,204<br>22.5%     | △1.6      |
| 木材・木製品、家具・装備品製造業 | 1,051<br>1.1%       | 1,019<br>1.1%       | △3.0      |
| 紙・紙加工品製造業        | 6,195<br>6.5%       | 6,087<br>6.5%       | △1.7      |
| 印刷・同関連及び出版業      | 2,776<br>2.9%       | 2,610<br>2.8%       | △6.0      |
| ゴム製品製造業          | 6,034<br>6.3%       | 5,625<br>6.0%       | △6.8      |
| 皮革製品製造業          | 1,788<br>1.9%       | 1,688<br>1.8%       | △5.6      |
| 窯業・土石製品製造業       | 737<br>0.8%         | 726<br>0.8%         | △1.5      |
| 金属製品製造業          | 3,158<br>3.3%       | 3,251<br>3.4%       | 2.9       |
| 電子部品・デバイス製造業     | 4,159<br>4.4%       | 4,127<br>4.4%       | △0.8      |
| 電気機械器具製造業        | 12,564<br>13.2%     | 12,139<br>12.9%     | △3.4      |
| 情報通信機械器具製造業      | 563<br>0.6%         | 496<br>0.5%         | △11.9     |
| 機械器具等製造業         | 5,311<br>5.6%       | 5,658<br>6.0%       | 6.5       |
| その他（雑貨等）         | 27,475<br>28.9%     | 28,118<br>29.8%     | 2.3       |

## 働者数、補助者数及び委託者数の推移

| 12年度                    | 17年度                    | 22年度                    | 27年度                    | 令和2年度                  | 3年度                     | 4年度                    | 5年度                    |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 人<br>347,084<br>(△9.2%) | 人<br>216,625<br>(△4.4%) | 人<br>141,131<br>(△7.1%) | 人<br>114,655<br>(△2.1%) | 人<br>108,539<br>(0.2%) | 人<br>100,462<br>(△7.4%) | 人<br>98,339<br>(△2.1%) | 人<br>98,035<br>(△0.3%) |
| 331,831<br>(△9.1%)      | 207,142<br>(△4.2%)      | 136,289<br>(△6.1%)      | 111,038<br>(△1.8%)      | 105,301<br>(0.2%)      | 97,122<br>(△7.8%)       | 95,108<br>(△2.1%)      | 94,262<br>(△0.9%)      |
| 23,888<br>[7.2%]        | 18,758<br>[9.1%]        | 13,191<br>[9.7%]        | 11,840<br>[10.7%]       | 11,220<br>[10.7%]      | 11,146<br>[11.5%]       | 11,141<br>[11.7%]      | 10,397<br>[11.0%]      |
| 307,943<br>[92.8%]      | 188,384<br>[90.9%]      | 123,098<br>[90.3%]      | 99,198<br>[89.3%]       | 94,081<br>[89.3%]      | 85,976<br>[88.5%]       | 83,967<br>[88.3%]      | 83,865<br>[89.0%]      |
| 16,914<br>[5.1%]        | 10,813<br>[5.2%]        | 5,900<br>[4.3%]         | 5,343<br>[4.8%]         | 4,905<br>[4.7%]        | 4,512<br>[4.6%]         | 4,308<br>[4.5%]        | 4,232<br>[4.5%]        |
| 311,835<br>[94.0%]      | 193,778<br>[93.6%]      | 129,577<br>[95.1%]      | 104,929<br>[94.5%]      | 99,244<br>[94.2%]      | 91,508<br>[94.2%]       | 89,278<br>[93.9%]      | 88,523<br>[93.9%]      |
| 3,082<br>[0.9%]         | 2,551<br>[1.2%]         | 812<br>[0.6%]           | 766<br>[0.7%]           | 1,152<br>[1.1%]        | 1,102<br>[1.1%]         | 1,522<br>[1.6%]        | 1,507<br>[1.6%]        |
| 15,253                  | 9,483                   | 4,842                   | 3,617                   | 3,238                  | 3,340                   | 3,231                  | 3,773                  |
| 24,116                  | 15,010                  | 10,447                  | 7,760                   | 7,500                  | 7,139                   | 7,017                  | 6,869                  |

注3：昭和45年度から平成2年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

## 数及び主な家内労働業務

| 主な家内労働業務                                                    |
|-------------------------------------------------------------|
| 貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り                                      |
| 衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工         |
| 塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立                            |
| 紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ      |
| 製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集                              |
| ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り                                       |
| 革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、靴の糊付け加工                                   |
| 陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鑄込み                                   |
| 洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て                       |
| 電子部品の組立・検査                                                  |
| コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立 |
| 携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立                             |
| 自動車部品組立、航空機部品組立                                             |
| 貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造     |

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

| 都道府県 | 家内労働   |        |       | 委託者数  | 代理人数 |
|------|--------|--------|-------|-------|------|
|      | 従事者数   | 家内労働者数 | 補助者数  |       |      |
| 全国   | 98,035 | 94,262 | 3,773 | 6,869 | 421  |
| 北海道  | 1,038  | 1,033  | 5     | 85    | 0    |
| 青森県  | 777    | 773    | 4     | 65    | 0    |
| 岩手県  | 1,112  | 1,095  | 17    | 102   | 2    |
| 宮城県  | 970    | 964    | 6     | 102   | 2    |
| 秋田県  | 1,265  | 1,220  | 45    | 125   | 0    |
| 山形県  | 1,622  | 1,597  | 25    | 151   | 2    |
| 福島県  | 1,860  | 1,835  | 25    | 159   | 13   |
| 茨城県  | 2,055  | 1,965  | 90    | 146   | 83   |
| 栃木県  | 961    | 931    | 30    | 109   | 2    |
| 群馬県  | 3,630  | 3,371  | 259   | 209   | 11   |
| 埼玉県  | 4,387  | 4,301  | 86    | 358   | 14   |
| 千葉県  | 1,798  | 1,750  | 48    | 125   | 2    |
| 東京都  | 8,790  | 8,479  | 311   | 785   | 5    |
| 神奈川県 | 1,433  | 1,425  | 8     | 87    | 3    |
| 新潟県  | 2,355  | 2,262  | 93    | 180   | 6    |
| 富山県  | 1,158  | 1,102  | 56    | 107   | 27   |
| 石川県  | 1,499  | 1,423  | 76    | 142   | 0    |
| 福井県  | 1,641  | 1,575  | 66    | 150   | 1    |
| 山梨県  | 1,531  | 1,496  | 35    | 157   | 0    |
| 長野県  | 3,474  | 3,394  | 80    | 234   | 1    |
| 岐阜県  | 2,020  | 1,821  | 199   | 153   | 1    |
| 静岡県  | 6,463  | 6,278  | 185   | 274   | 77   |
| 愛知県  | 7,364  | 6,963  | 401   | 342   | 28   |
| 三重県  | 2,689  | 2,603  | 86    | 121   | 0    |
| 滋賀県  | 3,253  | 3,212  | 41    | 165   | 5    |
| 京都府  | 2,754  | 2,663  | 91    | 188   | 2    |
| 大阪府  | 6,621  | 6,340  | 281   | 380   | 31   |
| 兵庫県  | 3,382  | 2,903  | 479   | 161   | 3    |
| 奈良県  | 1,921  | 1,893  | 28    | 144   | 11   |
| 和歌山県 | 699    | 504    | 195   | 33    | 13   |
| 鳥取県  | 981    | 963    | 18    | 96    | 2    |
| 島根県  | 719    | 676    | 43    | 89    | 3    |
| 岡山県  | 2,719  | 2,626  | 93    | 135   | 0    |
| 広島県  | 1,972  | 1,931  | 41    | 122   | 32   |
| 山口県  | 1,033  | 1,020  | 13    | 86    | 1    |
| 徳島県  | 523    | 517    | 6     | 43    | 23   |
| 香川県  | 1,189  | 1,149  | 40    | 97    | 4    |
| 愛媛県  | 1,892  | 1,869  | 23    | 159   | 0    |
| 高知県  | 534    | 518    | 16    | 33    | 2    |
| 福岡県  | 1,595  | 1,553  | 42    | 104   | 0    |
| 佐賀県  | 826    | 796    | 30    | 81    | 0    |
| 長崎県  | 212    | 212    | 0     | 31    | 0    |
| 熊本県  | 1,163  | 1,148  | 15    | 107   | 0    |
| 大分県  | 320    | 318    | 2     | 25    | 0    |
| 宮崎県  | 947    | 910    | 37    | 61    | 8    |
| 鹿児島県 | 655    | 652    | 3     | 41    | 1    |
| 沖縄県  | 233    | 233    | 0     | 20    | 0    |

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

| 危険有害業務の種類                                                          | 危険有害業務に従事する家内労働従事者数      |                         |                         |                         |                         |                   |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|
|                                                                    | 総数                       | 性別                      |                         | 類型別                     |                         |                   |
|                                                                    |                          | 男                       | 女                       | 専業                      | 内職                      | 副業                |
|                                                                    | 人                        | 人                       | 人                       | 人                       | 人                       | 人                 |
| 総数                                                                 | 7,832<br>(485)<br>100.0% | 1,730<br>(120)<br>22.1% | 6,102<br>(365)<br>77.9% | 1,318<br>(124)<br>16.8% | 6,453<br>(353)<br>82.4% | 61<br>(8)<br>0.8% |
| ①プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業                          | 470<br>(51)<br>100.0%    | 264<br>(16)<br>56.2%    | 206<br>(35)<br>43.8%    | 244<br>(34)<br>51.9%    | 219<br>(15)<br>46.6%    | 7<br>(2)<br>1.5%  |
| ②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業<br>(例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業) | 646<br>(43)<br>100.0%    | 283<br>(3)<br>43.8%     | 363<br>(40)<br>56.2%    | 157<br>(21)<br>24.3%    | 483<br>(22)<br>74.8%    | 6<br>(0)<br>0.9%  |
| ③鉛又は鉛化合物を使用する作業<br>(例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)                          | 218<br>(2)<br>100.0%     | 54<br>(1)<br>24.8%      | 164<br>(1)<br>75.2%     | 19<br>(1)<br>8.7%       | 196<br>(0)<br>89.9%     | 3<br>(1)<br>1.4%  |
| ④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発生する作業<br>(例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)               | 354<br>(52)<br>100.0%    | 255<br>(12)<br>72.0%    | 99<br>(40)<br>28.0%     | 259<br>(25)<br>73.2%    | 92<br>(27)<br>26.0%     | 3<br>(0)<br>0.8%  |
| ⑤動力により駆動される機械を使用する作業<br>(例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)            | 5,677<br>(249)<br>100.0% | 750<br>(35)<br>13.2%    | 4,927<br>(214)<br>86.8% | 615<br>(38)<br>10.8%    | 5,021<br>(206)<br>88.4% | 41<br>(5)<br>0.7% |
| ⑥木工機械を使用する作業<br>(例：家具製造、人形製造)                                      | 8<br>(1)<br>100.0%       | 6<br>(1)<br>75.0%       | 2<br>(0)<br>25.0%       | 7<br>(1)<br>87.5%       | 0<br>(0)<br>0.0%        | 1<br>(0)<br>12.5% |
| ⑦火薬類を使用する作業<br>(例：花火製造)                                            | 423<br>(79)<br>100.0%    | 99<br>(50)<br>23.4%     | 324<br>(29)<br>76.6%    | 0<br>(0)<br>0.0%        | 423<br>(79)<br>100.0%   | 0<br>(0)<br>0.0%  |
| 上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業                                               | 54<br>(8)<br>100.0%      | 23<br>(2)<br>42.6%      | 31<br>(6)<br>57.4%      | 25<br>(5)<br>46.3%      | 29<br>(3)<br>53.7%      | 0<br>(0)<br>0.0%  |

注1： 2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注2： ( ) は、補助者数(内数)である。

家内労働法に関するお問合せは都道府県労働局労働基準部賃金課(室)または最寄りの労働基準監督署へ

## 都道府県労働局労働基準部賃金課(室)所在地一覧

| 都道府県 | 電話番号         | 郵便番号     | 所在地                                |
|------|--------------|----------|------------------------------------|
| 北海道  | 011-709-2311 | 060-8566 | 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎       |
| 青森   | 017-734-4114 | 030-8558 | 青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎              |
| 岩手   | 019-604-3008 | 020-8522 | 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎       |
| 宮城   | 022-299-8841 | 983-8585 | 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎          |
| 秋田   | 018-883-4266 | 010-0951 | 秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎             |
| 山形   | 023-624-8224 | 990-8567 | 山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階            |
| 福島   | 024-536-4604 | 960-8513 | 福島県福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎3階           |
| 茨城   | 029-224-6216 | 310-8511 | 茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎           |
| 栃木   | 028-634-9109 | 320-0845 | 栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎        |
| 群馬   | 027-896-4737 | 371-8567 | 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階          |
| 埼玉   | 048-600-6205 | 330-6016 | 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15階 |
| 千葉   | 043-221-2328 | 260-8612 | 千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎     |
| 東京   | 03-3512-1614 | 102-8306 | 東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎         |
| 神奈川  | 045-211-7354 | 231-8434 | 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎       |
| 新潟   | 025-288-3504 | 950-8625 | 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館      |
| 富山   | 076-432-2735 | 930-8509 | 富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎         |
| 石川   | 076-265-4425 | 920-0024 | 石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎           |
| 福井   | 0776-22-2691 | 910-8559 | 福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階        |
| 山梨   | 055-225-2854 | 400-8577 | 山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号                  |
| 長野   | 026-223-0555 | 380-8572 | 長野県長野市中御所1丁目22-1                   |
| 岐阜   | 058-245-8104 | 500-8723 | 岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎            |
| 静岡   | 054-254-6315 | 420-8639 | 静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎          |
| 愛知   | 052-972-0258 | 460-8507 | 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館    |
| 三重   | 059-226-2108 | 514-8524 | 三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎4階          |
| 滋賀   | 077-522-6654 | 520-0806 | 滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階         |
| 京都   | 075-241-3215 | 604-0846 | 京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451            |
| 大阪   | 06-6949-6502 | 540-8527 | 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館    |
| 兵庫   | 078-367-9154 | 650-0044 | 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー    |
| 奈良   | 0742-32-0206 | 630-8570 | 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎            |
| 和歌山  | 073-488-1152 | 640-8581 | 和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階      |
| 鳥取   | 0857-29-1705 | 680-8522 | 鳥取県鳥取市富安2丁目89-9                    |
| 島根   | 0852-31-1158 | 690-0841 | 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎           |
| 岡山   | 086-225-2014 | 700-8611 | 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎        |
| 広島   | 082-221-9244 | 730-8538 | 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館        |
| 山口   | 083-995-0372 | 753-8510 | 山口県山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館        |
| 徳島   | 088-652-9165 | 770-0851 | 徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎           |
| 香川   | 087-811-8919 | 760-0019 | 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階   |
| 愛媛   | 089-935-5205 | 790-8538 | 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎             |
| 高知   | 088-885-6024 | 781-9548 | 高知県高知市南金田1番39号                     |
| 福岡   | 092-411-4578 | 812-0013 | 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館     |
| 佐賀   | 0952-32-7179 | 840-0801 | 佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎        |
| 長崎   | 095-801-0033 | 850-0033 | 長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル               |
| 熊本   | 096-355-3202 | 860-8514 | 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟        |
| 大分   | 097-536-3215 | 870-0037 | 大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル     |
| 宮崎   | 0985-38-8836 | 880-0805 | 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎           |
| 鹿児島  | 099-223-8278 | 892-8535 | 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎          |
| 沖縄   | 098-868-3421 | 900-0006 | 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 |



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和6年度版

## 青森県における家内労働

### 1 家内労働の概況

#### (1) 家内労働従事者数

令和6年10月1日現在の家内労働従事者（家内労働者及び補助者）数は713人となっている。家内労働従事者数は昭和63年の約13,500人と比較すると、94.7%の減少となっており、昨年の777人と比較すると、8.2%の減少となっている（第1表）。

青森県最低工賃を設定している業種別にみると、男子・婦人既製服製造業が338人（全体の47.4%）、和服裁縫業が14人（同2.0%）、電気機械器具製造業が160人（同22.4%）となっており、この3業種で全体の71.8%を占めている。

また、男女別にみると、男性が25人であるのに対し、女性が688人と全体の96.5%を占めている（第2表）。

次に、委託者を管轄する労働基準監督署別に家内労働従事者数をみると、弘前署が364人（全体の51.1%）で最も多く、次いで五所川原署156人（同21.9%）、十和田署84人（同11.8%）、八戸署57人（同8.0%）、青森署42人（同5.9%）、むつ署10人（同1.4%）となっている（第3表、第4表）。

#### (2) 委託者数

家内労働者に仕事を委託する委託者数は、令和6年10月1日現在において、62委託者となっている。委託者数はデータのピークにある昭和63年の約500委託者と比較すると、87.6%の減少を示している（第1表）。

青森県最低工賃を設定している業種別にみると、男子・婦人既製服製造業が25委託者（全体の40.3%）、和服裁縫業が5委託者（同8.1%）、電気機械器具製造業が18委託者（同29.0%）となっており、この3業種で全体の77.4%を占めている（第2表）。

## 2 最低工賃の決定

都道府県労働局長は家内労働者の労働条件の改善を図る必要があると認めるときは、地方労働審議会の審議、答申を受けて、最低工賃を決定することができる（家内労働法第8条）。

当局においては、男子・婦人既製服製造業、和服裁縫業及び電気機械器具製造業の3業種について最低工賃が設定されており、そのうち男子・婦人既製服製造業及び電気機械器具製造業については概ね3年サイクルで改正を行ってきている。なお、和服裁縫業については、平成15年の改正後、改正されていない。

## 3 家内労働対策の実施状況

### (1) 家内労働手帳の交付の徹底と工賃支払の確保

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間のトラブルを防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものである。

このため、当局においては、「家内労働のしおり」の配布等を通じ、委託者及び家内労働者に対して、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払の確保等について周知を図っている。

### (2) 委託状況届の提出の促進

委託状況届は、委託者が委託業務の内容、家内労働者数などを記入し、4月30日までに、所轄労働基準監督署を經由して労働局長へ提出する（家内労働法第26条）ものであるが、当局においては、あらかじめ委託者に届出様式を送付し、その提出の促進をしている。また、併せて、危険な機械、有害な物質の使用状況を把握している。

### (3) 安全及び衛生の確保

家内労働者が使用する機械器具・原材料の中には、危険又は有害なものもあり、また多くの場合、作業が家内労働者の自宅で行われるため、いったん仕事による災害が発生すると、被害は家族にまでおよぶおそれがある。

このような災害を防ぐには、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要である。

当局管内においては、「動力により駆動される機械を使用する作業（動力マシン等を扱う作業等）」が危険有害業務に該当するが、災害防止意識の向上を図るため当該委託者に「家内労働のしおり」を配付する等により、危険を防止するため必要な措置を講じるよう呼びかけている。

#### (4) 「インチキ内職」の防止

「自宅で誰にでも簡単にできて高収入の仕事がある」等の新聞の折込み広告や電話での勧誘に誘われて申し込んでみたところ、さまざまな名目で高い費用を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違っていたという被害にあう例がある。

過去には「パソコンを使用して自宅で簡単にできる内職」という宣伝で高額な教材を購入させられたうえ、仕事をもらえないといった情報通信機器を使ったトラブルが発生している。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態から家内労働法の適用がある場合には、同法に定められた事項が守られているか監督指導を行い、違反があれば是正を促すことにしている。

## 家内労働従事者数及び委託者数の推移

| 年  | 事項別 | 家内労働従事者数 | 家内労働者数 | 補助者数 | 委託者数 | 代理人数 |
|----|-----|----------|--------|------|------|------|
| 昭和 | 62年 | 10,700   | 10,400 | 300  | 400  | 210  |
|    | 63年 | 13,500   | 13,200 | 300  | 500  | 250  |
| 平成 | 元年  | 13,300   | 13,100 | 200  | 500  | 270  |
|    | 2年  | 13,100   | 12,800 | 300  | 500  | 200  |
|    | 3年  | 12,800   | 12,500 | 300  | 400  | 300  |
|    | 4年  | 12,100   | 11,800 | 300  | 400  | 200  |
|    | 5年  | 10,100   | 9,900  | 200  | 400  | 100  |
|    | 6年  | 8,649    | 8,476  | 173  | 368  | 106  |
|    | 7年  | 7,920    | 7,763  | 157  | 339  | 93   |
|    | 8年  | 7,461    | 7,295  | 166  | 322  | 129  |
|    | 9年  | 7,296    | 7,191  | 105  | 302  | 1    |
|    | 10年 | 6,455    | 6,389  | 66   | 283  | 19   |
|    | 11年 | 4,986    | 4,948  | 38   | 237  | 1    |
|    | 12年 | 4,972    | 4,901  | 71   | 247  | 9    |
|    | 13年 | 4,354    | 4,299  | 55   | 225  | 0    |
|    | 14年 | 3,576    | 3,525  | 51   | 197  | 0    |
|    | 15年 | 3,098    | 3,069  | 29   | 162  | 0    |
|    | 16年 | 2,764    | 2,735  | 29   | 147  | 0    |
|    | 17年 | 2,466    | 2,445  | 21   | 141  | 0    |
|    | 18年 | 2,317    | 2,294  | 23   | 128  | 0    |
|    | 19年 | 2,135    | 2,125  | 10   | 139  | 0    |
|    | 20年 | 2,052    | 2,019  | 33   | 121  | 0    |
|    | 21年 | 1,229    | 1,228  | 1    | 94   | 0    |
|    | 22年 | 1,543    | 1,540  | 3    | 101  | 0    |
|    | 23年 | 1,363    | 1,360  | 3    | 92   | 0    |
|    | 24年 | 1,375    | 1,366  | 9    | 93   | 0    |
|    | 25年 | 1,234    | 1,234  | 0    | 84   | 0    |
|    | 26年 | 1,222    | 1,222  | 0    | 84   | 0    |
|    | 27年 | 1,044    | 1,044  | 0    | 73   | 0    |
|    | 28年 | 981      | 979    | 2    | 72   | 0    |
|    | 29年 | 1,068    | 1,066  | 2    | 77   | 0    |
|    | 30年 | 1,045    | 1,038  | 7    | 72   | 0    |
| 令和 | 元年  | 1,038    | 1,032  | 6    | 70   | 0    |
|    | 2年  | 947      | 943    | 4    | 68   | 0    |
|    | 3年  | 892      | 881    | 11   | 68   | 0    |
|    | 4年  | 806      | 797    | 9    | 68   | 0    |
|    | 5年  | 777      | 773    | 4    | 65   | 0    |
|    | 6年  | 713      | 710    | 3    | 62   | 0    |

(注) 1 昭和62年～平成5年は、100未満を四捨五入した数値である。

2 各年の数値は、当年の10月1日に集計したものである。

第2表

## 青森県最低工賃設定業種別委託者数及び家内労働従事者数

| 区分          | 委託者数 | 家内労働従事者数 |    |     |                 | 摘要 |
|-------------|------|----------|----|-----|-----------------|----|
|             |      | 計        | 男  | 女   |                 |    |
| 男子・婦人既製服製造業 | 25   | 338      | 2  | 336 |                 |    |
| 和服裁縫業       | 5    | 14       | 0  | 14  |                 |    |
| 電気機械器具製造業   | 18   | 160      | 9  | 151 |                 |    |
| 上記以外の産業     | 14   | 201      | 14 | 187 | パソコン入力、津軽塗管研磨ほか |    |
| 合計          | 62   | 713      | 25 | 688 |                 |    |

第3表

## 青森県最低工賃設定業種別・署別委託者数及び家内労働従事者数

| 区分          | 合計   |          | 青森署  |          | 弘前署  |          | 八戸署  |          | 五所川原署 |          | 十和田署 |          | むつ署  |          |
|-------------|------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|-------|----------|------|----------|------|----------|
|             | 委託者数 | 家内労働従事者数 | 委託者数 | 家内労働従事者数 | 委託者数 | 家内労働従事者数 | 委託者数 | 家内労働従事者数 | 委託者数  | 家内労働従事者数 | 委託者数 | 家内労働従事者数 | 委託者数 | 家内労働従事者数 |
| 男子・婦人既製服製造業 | 25   | 338      | 1    | 7        | 11   | 195      | 1    | 8        | 8     | 80       | 4    | 48       | 0    | 0        |
| 和服裁縫業       | 5    | 14       | 0    | 0        | 0    | 0        | 1    | 8        | 2     | 2        | 1    | 1        | 1    | 3        |
| 電気機械器具製造業   | 18   | 160      | 1    | 12       | 8    | 82       | 1    | 12       | 2     | 13       | 4    | 35       | 2    | 6        |
| 上記以外の産業     | 14   | 201      | 3    | 23       | 4    | 87       | 4    | 29       | 2     | 61       | 0    | 0        | 1    | 1        |
| 合計          | 62   | 713      | 5    | 42       | 23   | 364      | 7    | 57       | 14    | 156      | 9    | 84       | 4    | 10       |

第4表

## 署別・青森県最低工賃設定業種別家内労働従事者の推移

## 1 各署別

|       | 平成<br>26年 | 27年   | 28年 | 29年   | 30年   | 令和<br>元年 | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  |
|-------|-----------|-------|-----|-------|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 青森署   | 112       | 83    | 84  | 107   | 113   | 97       | 57  | 60  | 56  | 58  | 42  |
| 弘前署   | 530       | 476   | 361 | 481   | 468   | 469      | 421 | 415 | 341 | 344 | 364 |
| 八戸署   | 154       | 177   | 169 | 160   | 152   | 145      | 68  | 89  | 81  | 73  | 57  |
| 五所川原署 | 177       | 107   | 137 | 141   | 118   | 199      | 200 | 186 | 181 | 161 | 156 |
| 十和田署  | 220       | 183   | 205 | 171   | 185   | 118      | 192 | 134 | 138 | 131 | 84  |
| むつ署   | 29        | 18    | 25  | 8     | 9     | 10       | 9   | 8   | 9   | 10  | 10  |
| 合計    | 1,222     | 1,044 | 981 | 1,068 | 1,045 | 1,038    | 947 | 892 | 806 | 777 | 713 |

## 2 青森県最低工賃設定業種別

|             | 平成<br>26年 | 27年   | 28年 | 29年   | 30年   | 令和<br>元年 | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  |
|-------------|-----------|-------|-----|-------|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男子・婦人既製服製造業 | 527       | 452   | 388 | 482   | 469   | 424      | 350 | 354 | 297 | 301 | 338 |
| 和服裁縫業       | 88        | 44    | 44  | 75    | 36    | 37       | 59  | 30  | 31  | 28  | 14  |
| 電気機械器具製造業   | 379       | 314   | 305 | 283   | 301   | 290      | 218 | 187 | 189 | 169 | 160 |
| 上記以外の産業     | 228       | 234   | 244 | 228   | 239   | 287      | 320 | 321 | 289 | 279 | 201 |
| 合計          | 1,222     | 1,044 | 981 | 1,068 | 1,045 | 1,038    | 947 | 892 | 806 | 777 | 713 |

第5表

## 署別・青森県最低工賃設定業種別委託者の推移

## 1 各署別

|       | 平成<br>26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和<br>元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|----------|----|----|----|----|----|
| 青森署   | 7         | 6   | 9   | 9   | 8   | 7        | 5  | 5  | 5  | 6  | 5  |
| 弘前署   | 24        | 23  | 19  | 24  | 23  | 22       | 22 | 22 | 21 | 21 | 23 |
| 八戸署   | 16        | 13  | 13  | 13  | 13  | 10       | 9  | 11 | 10 | 9  | 7  |
| 五所川原署 | 17        | 15  | 14  | 16  | 13  | 15       | 15 | 14 | 15 | 13 | 14 |
| 十和田署  | 14        | 12  | 12  | 12  | 12  | 12       | 14 | 13 | 14 | 12 | 9  |
| むつ署   | 6         | 4   | 5   | 3   | 3   | 4        | 3  | 3  | 3  | 4  | 4  |
| 合計    | 84        | 73  | 72  | 77  | 72  | 70       | 68 | 68 | 68 | 65 | 62 |

## 2 青森県最低工賃設定業種別

|             | 平成<br>26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和<br>元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|-------------|-----------|-----|-----|-----|-----|----------|----|----|----|----|----|
| 男子・婦人既製服製造業 | 29        | 29  | 24  | 29  | 28  | 26       | 26 | 27 | 28 | 26 | 25 |
| 和服裁縫業       | 17        | 9   | 10  | 13  | 7   | 9        | 9  | 8  | 9  | 8  | 5  |
| 電気機械器具製造業   | 21        | 19  | 19  | 17  | 20  | 20       | 18 | 17 | 17 | 17 | 18 |
| 上記以外の産業     | 17        | 16  | 19  | 18  | 17  | 15       | 15 | 16 | 14 | 14 | 14 |
| 合計          | 84        | 73  | 72  | 77  | 72  | 70       | 68 | 68 | 68 | 65 | 62 |

## 縫製業における用語について

## 1 縫い方の基本について（代表的なもの）

イ **並縫い**

一般的な縫い合わせやミシン縫いの前のしつけに使う（図1）

ロ **ぐし縫い**

針先だけ動かして、細かく縫う縫い方（図2）

ハ **まつり（ブラインド、ステッチ）**（図3）

布地から縫い目が見えないようにする縫い方。普通のまつりは縫い目が斜めとなる。

裾などの折り代を手縫いで止める方法

ニ **まつり縫い**

布表から、縫い目が見えないように縫うことで「くけ縫い」ともいう。

ジグザグ縫い、点線ジグザグ縫い、ブラインドステッチなどの縫い目が用いられる。

ホ **千鳥かがり**（図4）

布地の縁のほつれを防ぐため、布側を裏側に折り、ジグザグ縫いで表布にかかり付けることでかかった部分が後ろで隠れる場合などに用いられる。

しっかり止められるかがり方。

ヘ **千鳥くけ**

布を二つ折りにして、左上から斜め右下、右上と糸を交差させて、布端を押さえる方法。

ト **かがり縫い（オーバーキャストिंग）**

裁ち目のほつれを防ぐために、0.3cm位の深さで巻きながら縫い進むこと。

チ **リンクング**

編み目又は編み地の両端をつづり合わせること。かがり、目さしともいう。

リ **くける、くけ縫い**

布端を処理する技法。糸が外に出ないように折った布地の中をとおして縫うこと。

ヌ **シーム**

一枚又は数枚の布にステッチを連続的に施したものの、縫い目ともいう。

ル **返し縫い（リバーステッチング）**

手縫い、ミシン縫いによる運針の方法。用途：ベルト通しなど。

ヲ **星止め（図5）**

表側を見ながら縫う。表側の針目はごく小さく、裏側までしっかりすくうので丈夫に止められる。手縫いでファスナーなどをつけるときに使う。

※ この他にも様々な縫い方がありますが、ここでは青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃の工程の中に出てくる用語について可能な限り解説したものです。

そもそも、この資料を作成した目的は、品目はわかるのですが、工程で「上襟付けまつり」のまつりとはどのようなものかという疑問から出発したもので、専門家の方からはいろいろな意見が出てくると思いますが、公益委員と委託者側・家内労働者側の最賃審議会委員用として簡略に作成しました。

なお、資料につきましては、家内労働者ということではなく、洋裁の初心者向けの資料も活用していますので、参考としていただければと思います。

2 工程の中で表記される作業方法について（一例）

イ **ボタン付け（図6参照）**

ロ **スナップ付け（図7参照）**

ハ **ホック付け（図8参照）**

（注） 図1～図8については、「洋裁のことを知りたい人のためにソーイングの基礎ノート」（平成11年8月10日第15刷、文化出版局発行）より引用。

(参 考)

図 1

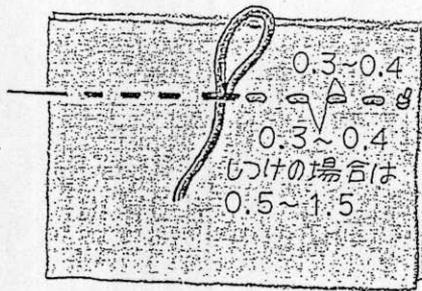


図 4

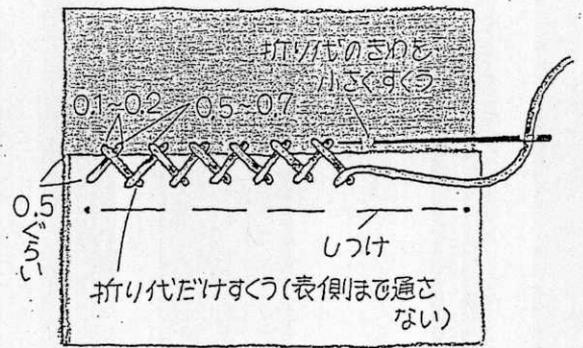


図 2

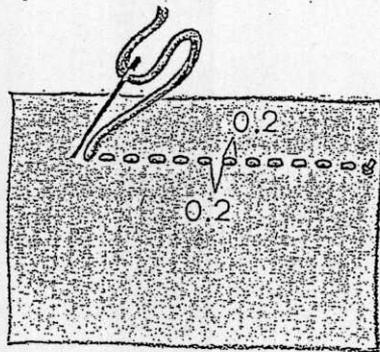


図 5

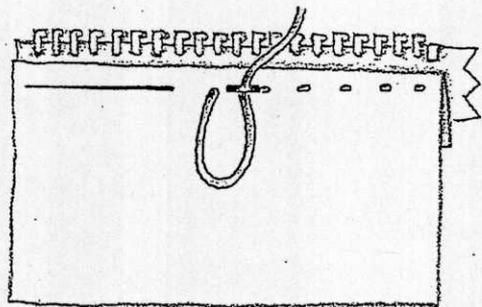
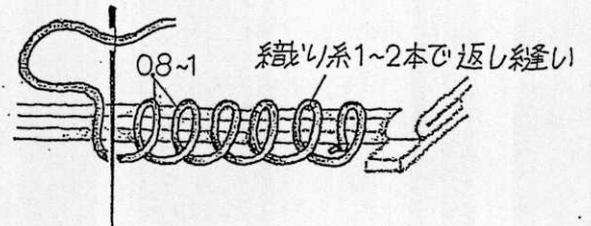
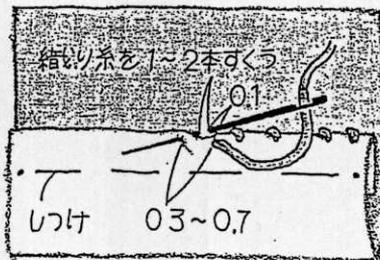
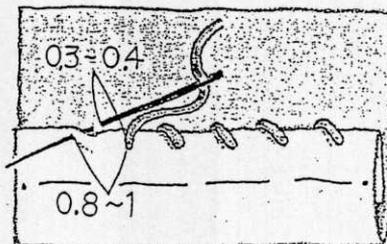


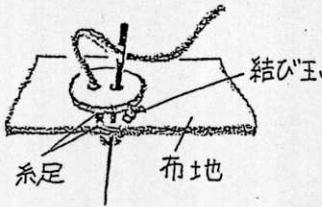
図 3



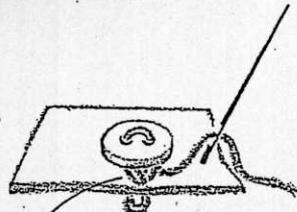
やわらかく仕上げたいときは、下図のように粗く流しまつり



# ボタンのつけ方



1 上前の布の厚みに合わせて糸足をつける



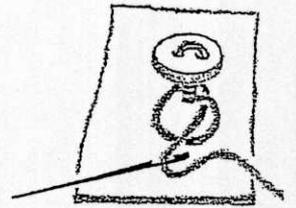
0.5cmぐらいの長さの糸足

2 1を2回繰り返す

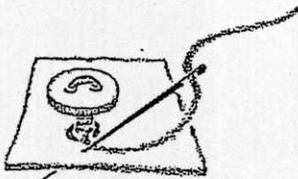


ポタンを引くように左手で持ち  
すき間なく上から下へ巻く

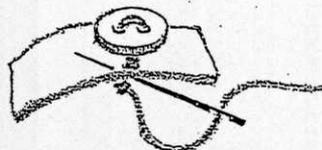
3 糸足に糸を巻きつける



4 最後の輪に糸(針)くぐらせる

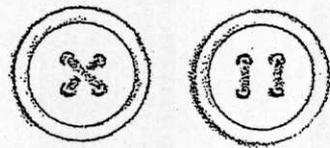


5 針を裏側に通す



6 裏側で結び玉を作り、表側に糸を出して切る

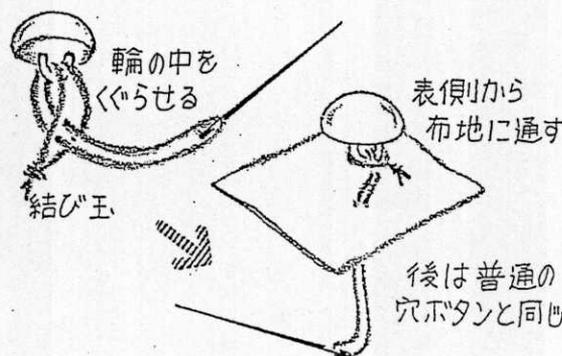
## ♡ 四つ穴ボタンの糸のかけ方



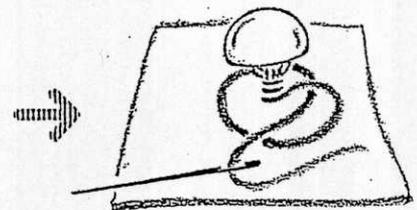
好みの方を付けてください。  
つけ方は二つ穴と同じ方法

## ● 足つきボタンの場合

足つきボタンはいきなり布地につけないで、図のように糸端を足の根もとでくぐらせてから布地に止めると、しっかり立って丈夫で見た目もきれい



後は普通の穴ボタンと同じ

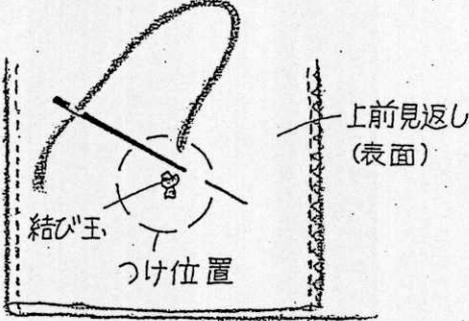


ボタンの足と布の間を2~3回糸で巻いて最後の輪に糸(針)を通す

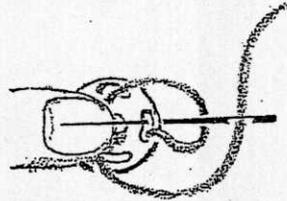
# スナップのつけ方

●上前に凸のスナップをつけてから下前に強く押しつけ、跡をつけて凹のスナップをつける

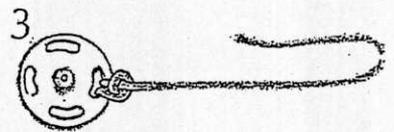
1 つけ位置をすくう



2 スナップの上で車輪を作る



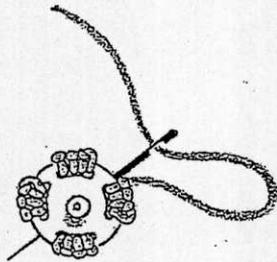
輪の中を布(1枚)とスナップをすくってスナップの穴から針を出す



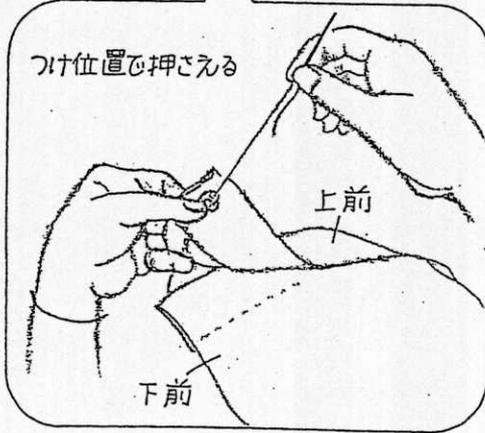
糸を引くとボタンホールストレッチになる。これを2~3回繰り返す



5

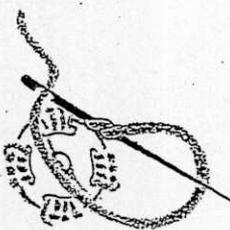


全部の穴がうまったら布1枚だけすくって反対側へ針を出す



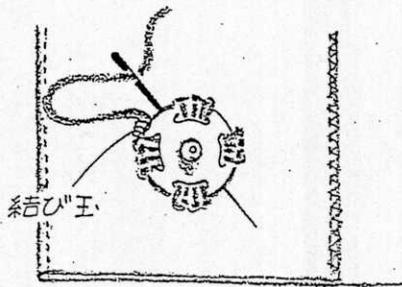
下前のつけ位置は上前につけた凸スナップを下前に押しつけ、跡をつける

6

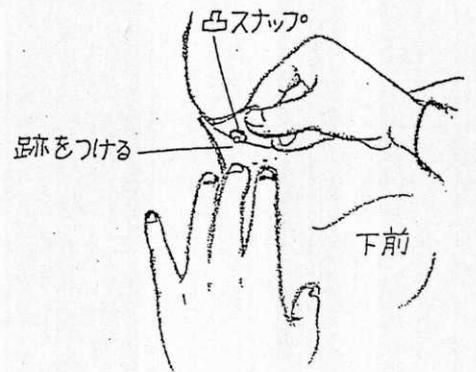


結び玉を作る

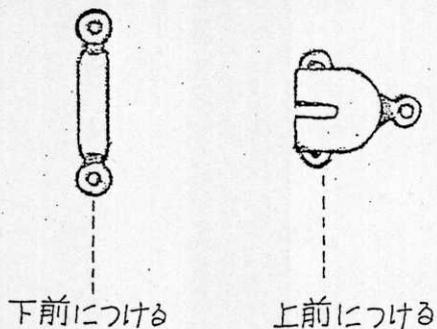
7



結び玉をスナップの下にくぐらせて糸を切る

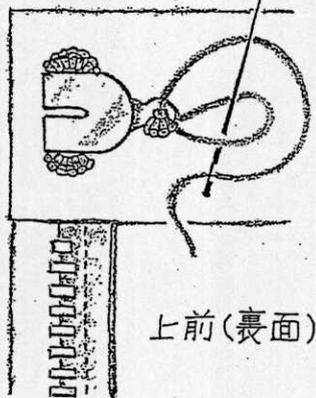


# ホックのつけ方

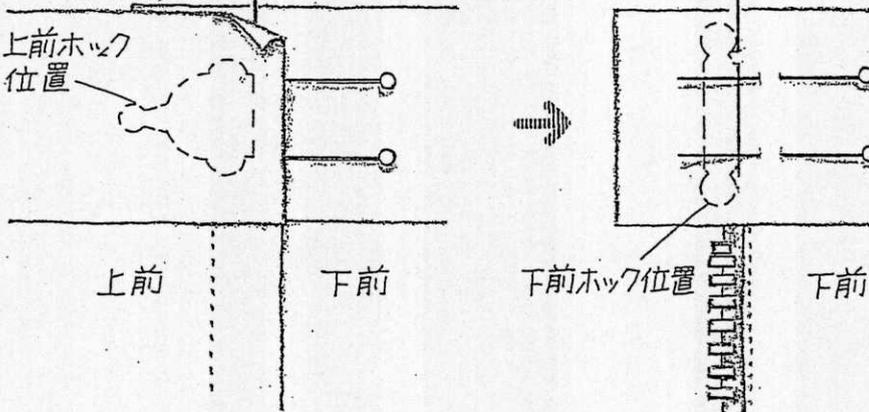


●用途—スカート、パンツのベルトの止め

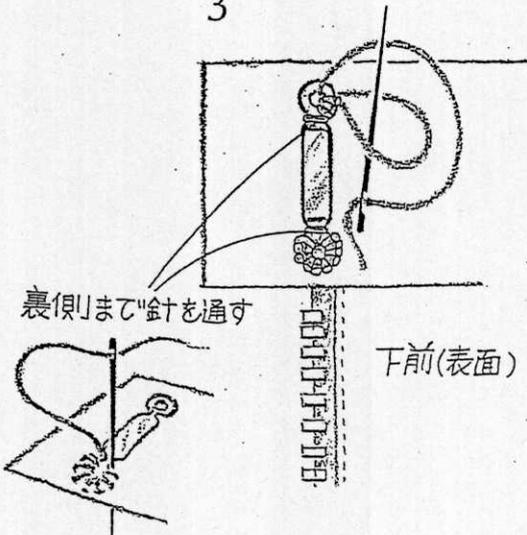
1 ボタンホールステッチで  
上前を先に付ける



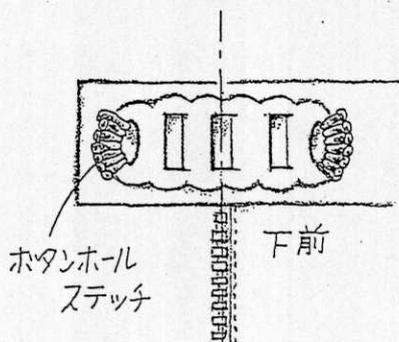
2 下前のつけ位置  
を確認する



3

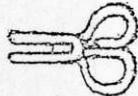


真ん中の穴をファスナー位置に合わせてつける





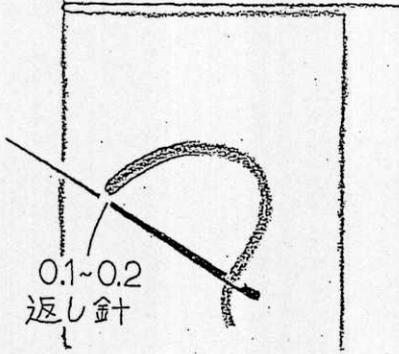
下前につける



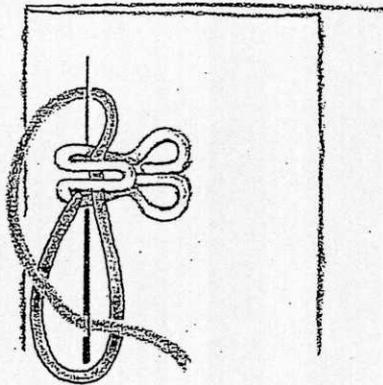
上前につける

●用途—ワンピースの後ろあきの上端の止めなど

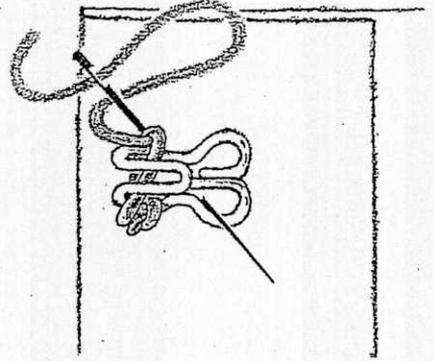
1



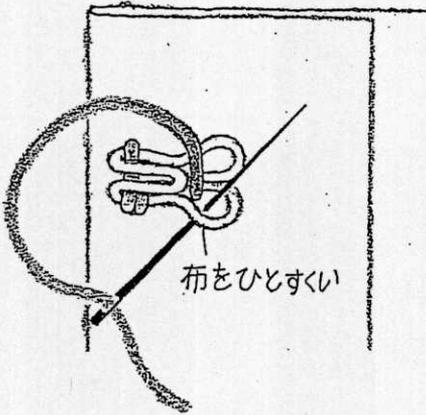
2



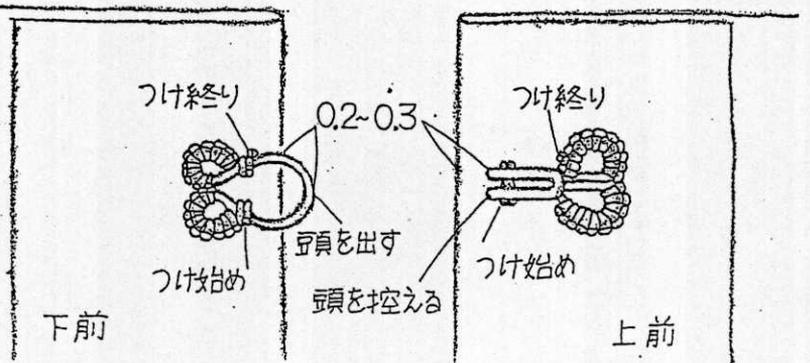
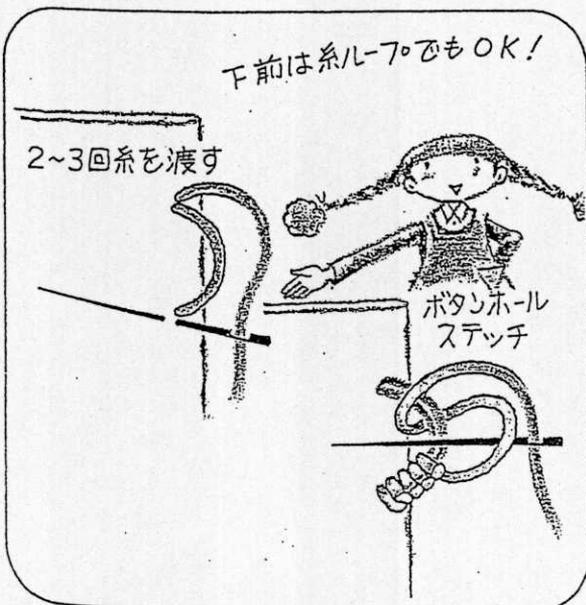
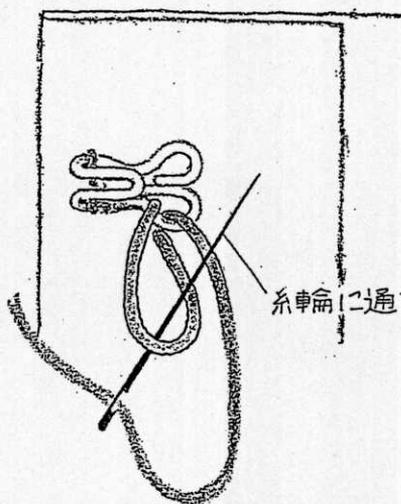
3



4



5



★止め方はスナップ参照